

人と自然が織りなす豊かな環境都市 だて

伊達市環境基本計画 改定版

～環境再生をめざして～

平成26年度～32年度

- 第1章 計画改定について
- 第2章 伊達市の環境の特徴と課題
- 第3章 計画の目標
- 第4章 環境の保全・創造に向けた各主体の取り組み
- 第5章 リーディングプロジェクト
- 第6章 エリア別環境配慮指針
- 第7章 計画の推進・進行管理

平成26年3月



伊 達 市

あいさつ

平成18年1月1日に伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町の5町が合併し「伊達市」が誕生しました。私たちの伊達市は、東に霊峰霊山、西には吾妻連峰などの豊かな自然環境に囲まれ、人と自然が共生しながら、長い歴史のなかでそれぞれの伝統や文化を培ってきました。

本市では、この住みよい豊かな環境を保全し、将来に承継していくことを目的に「伊達市環境基本条例」を平成22年4月に制定し、その条例に基づき「伊達市環境基本計画」を平成23年3月に策定しました。

しかしながら、策定直後に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の飛散により、本市の環境は多大な影響を受けました。

本市ではこれまで、モニタリング調査、迅速な除染、被ばく量検査による健康管理などの対策に取り組んできましたが、市民の安全・安心な生活を確保するため、今後もさらにそれらの取り組みの推進を図っていく必要があります。

また、原子力災害後の環境変化を踏まえた環境施策の見直しや、低炭素社会の実現に向けた取り組みのさらなる推進などを行っていく必要があります。

このような背景から、平成27年度に予定していました環境基本計画の見直しを早め、平成25年度に内容の改定を行いました。

今回の計画改定は、放射性物質による影響からの環境再生や、環境変化に対応した環境施策の見直しに重点を置き、本市の環境の再生と、保全・創造への取り組みを推進することとします。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた多くの市民の皆さま、適切なご指導、ご審議をいただいた「伊達市の環境を考える市民会議」の皆さまをはじめ、数々のお力添えをいただいた関係各位に対し心から感謝申し上げますとともに、「人と自然が織りなす豊かな環境都市」の実現と、原子力災害からの「環境再生」に向け、本市の再生・復興の一助となるこの計画にご尽力をいただきますよう、皆さまの一層のご支援とご協力をお願いいたします。

平成26年3月

伊達市長 仁志田昇司



伊達市環境基本計画改定版 目次

あいさつ

第1章 計画改定について

- 1 計画改定の背景・目的 2
- 2 計画の基本的事項 3

第2章 伊達市の環境の特徴と課題

- 1 伊達市の環境の特徴 6
- 2 伊達市が特に取り組むべき課題 8

第3章 計画の目標

- 1 伊達市の環境保全・創造の基本理念 16
- 2 伊達市がめざす将来環境像 17
- 3 環境目標 18

第4章 環境の保全・創造に向けた各主体の取り組み

- 1 環境施策の体系 20
- 2 各主体の取り組みと進行管理指標 21
- 3 進行管理指標一覧 76

第5章 リーディングプロジェクト

1	だての自然再生大作戦！	80
2	ごみダイエット大作戦！	82
3	省エネ・創エネ大作戦！	84

第6章 エリア別環境配慮指針

1	基本的な考え方	88
2	エリア区分	88
3	エリア別環境配慮指針	89
4	本市の放射線量	93

第7章 計画の推進・進行管理

1	計画の推進	96
2	計画の進行管理	98
3	各種計画との整合	99
4	財源の確保と財政負担の最小化	99

■資料編

資料－1	伊達市環境基本条例	102
資料－2	計画改定の経過	105
資料－3	計画改定の体制	107
資料－4	市民意見（パブリックコメント）の概要	109
資料－5	用語解説	110

第1章

計画改定について

第1章では、計画の改定に至ったその背景と目的を整理するとともに、計画の位置づけや役割、計画期間、対象とする環境、対象地域、対象主体とその役割など、本計画の前提となる基本的事項を整理しています。

1 計画改定の背景・目的	2
2 計画の基本的事項.....	3

第1章 計画改定について

1 計画改定の背景・目的

本市は、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築し、自然と共生するやすらぎのあるまちづくりをめざすため、平成22年4月、良好な環境の保全と創造に関する基本理念や市民、事業者、滞在者及び市の役割や基本的施策の方向性を示した「伊達市環境基本条例」を施行しました。

この環境基本条例に掲げる基本理念の具現化を目指し、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための具体的な指針として、平成23年3月に「伊達市環境基本計画」を策定しました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原子力災害」という。）に伴う放射性物質*の飛散により、本市は、自然環境、生活環境の汚染や、風評被害による影響など、過去に経験したことのない被害を受けています。

原子力災害から3年が経過し、本市では定期的な環境放射線モニタリング*調査、伊達市除染実施計画に基づく除染、被ばく量検査などを進め、環境再生*に向けて取り組んできました。

しかし、除染を実施した場合でも放射性物質*は完全に除去できるわけではなく、また、本市に飛散した主な放射性物質*である放射性ヨウ素131、セシウム134、セシウム137のうち、特にセシウム137の半減期が30年であることから、長期にわたり低線量の放射線が残存する状況下（以下、「低線量下」という。）での生活が長期間継続することとなります。

今後は、そのような低線量下における安全・安心な生活の確保に向けた健康管理や、放射線の及ぼす影響の調査などの放射線対策についても取り組んでいく必要があります。

一方、これまで取り組んできた環境施策についても、原子力災害後の環境変化などを踏まえた内容の見直しを行うとともに、低炭素社会や循環型社会の実現に向けた取り組みのため、原子力災害を契機に関心が高まっている省エネルギーの推進や再生可能エネルギー*の導入促進などの重要施策についても、より一層の推進を図ることが必要となります。

また、本市では、伊達市復興計画、伊達市再生・発展まちづくりグランドデザイン、伊達市健幸都市*基本条例などが平成23年度以降に策定されました。

環境基本計画についてもこれらの計画と連携しながら、環境面から再生・復興への取り組みを行っていく必要があります。

このような状況に対応するため、平成27年度に予定されていた中間見直しを早め、平成25年度に計画の一部改定を行いました。

今回の改定は、放射性物質*により影響を受けた環境への対応と、原子力災害後の環境変化に対応した環境施策の見直しに重点を置いた内容となっています。また、第5章に設けている計画の先導的な役割を果たすリーディングプロジェクトについても、改定の趣旨を踏まえ見直しを行っています。

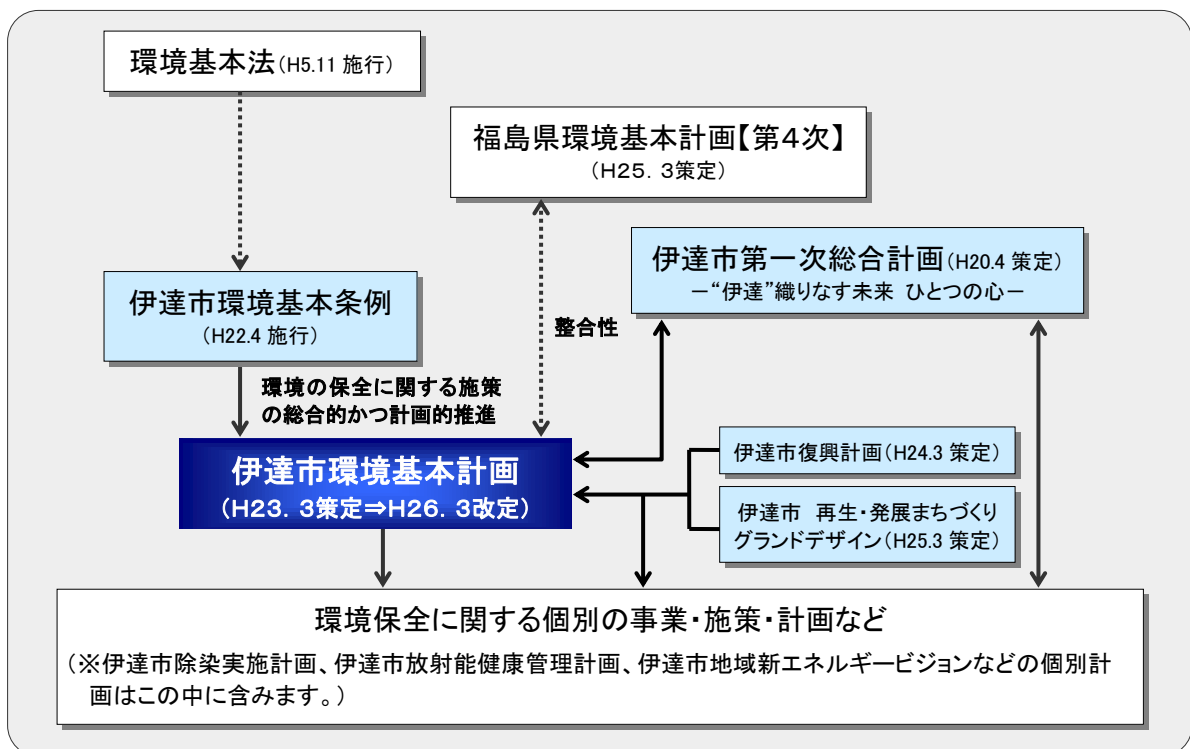
今後は環境基本計画改定版に基づき、本市の環境の保全・創造と再生を実現するため、市民・事業者・市が連携して取り組みを進めます。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本市における本計画の位置づけは、主に以下に示すとおりです。

- 環境面において本市の最も基本となる計画であり、「伊達市第一次総合計画」を環境面から具現化していくための指針になるものです。
- 平成22年4月施行の「伊達市環境基本条例」に掲げる基本理念を具体化するものであり、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、これに基づき、市の各部門における施策を立案・実施する指針となるものです。

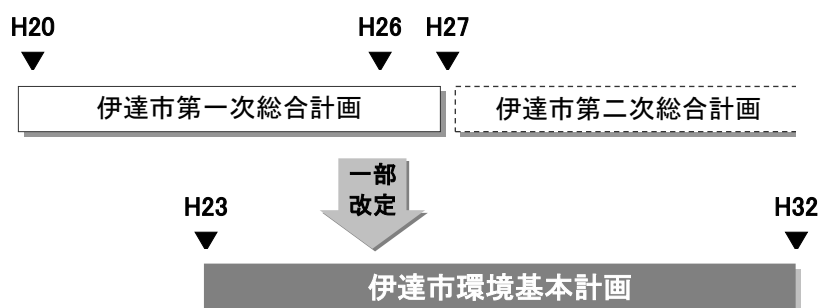


▲計画の位置づけ、相互の関連性

(2) 計画の対象期間

改定後の伊達市環境基本計画は平成32年度を目標年次として、平成26年度から平成32年度までの7年間を計画期間とします。

なお、市の最上位計画である伊達市第一次総合計画の改定及び本市の環境を取り巻く状況の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを検討します。



(3) 計画の対象とする環境

本計画の対象となる環境の範囲は、概ね以下のとおりです。

放射性物質* により影響を 受けた環境	放射性物質*による汚染などにより影響を受けた環境
自然環境	私たちの身のまわりに存在する空気や土、生物など、生物の生存基盤となる環境 農地／河川・水辺／自然景観／森林環境／動植物・生態系*／自然とのふれあい など
生活環境	大気質、水質、騒音、廃棄物など、私たちが生活・活動することにより何らかの影響を受け、 新たに発生する環境 大気環境／水環境／音環境／土壌環境／廃棄物・リサイクル など
快適環境	生活空間の中の緑、文化、街並みなど、ふれあいの中で快適と感じる環境 公園・緑地／まち並み／歴史・文化的環境／まち美化 など
地球環境	地球温暖化など、地球的規模で変化・進行する環境 地球温暖化／酸性雨・オゾン層破壊 など

(4) 計画の対象地域

本計画は伊達市全域を対象とします。また、地域により環境の特性や取り組みなどが異なるため、各地域性にも配慮するものとします。

ただし、大気や水、地球環境問題など、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や福島県、国及び地球全体も視野に入れた計画とします。

(5) 計画の対象主体

本計画の対象とする主体は、市民、事業者、滞在者(旅行者その他の滞在者)及び市とします。



第2章

伊達市の環境の特徴と課題

第2章では、伊達市の環境の特徴と課題について整理しています。

- 1 伊達市の環境の特徴..... 6
- 2 伊達市が特に取り組むべき課題..... 8

第2章 伊達市の環境の特徴と課題

1 伊達市の環境の特徴

平成23年3月の計画策定において、既存文献調査やアンケート・ヒアリング調査の結果、こどもワークショップや伊達市の環境を考える市民会議での意見などを踏まえ、本市の環境の特徴として、残したい点・継続すべき点(○)と改善すべき点(△)を整理しました。

今回の改定においては、原子力災害の影響やこれまでの環境変化、「伊達市の環境を考える市民会議」で出された意見などを踏まえて見直しを行いました。

環境分野	残したい点、継続すべき点(○)	改善すべき点(△)
1) 放射性物質*により影響を受けた環境	○ 環境放射線量や農産物などに含有する放射性物質*のモニタリング調査 ○ 必要かつ効果的な除染などの放射線量低減対策の実施 ○ 市民の安全・安心確保のための健康管理に関する取り組み	△ 放射性物質*による森林や農地などの汚染 △ 放射線量の不安による環境保全活動の減少 △ 放射線量の不安による子どもたちの自然体験や屋外活動などの減少
2) 自然環境 農地・森林・自然 景観／河川・水 辺／動植物・生 態系*／自然との ふれあい など	○ 阿武隈川流域の肥沃な農地で営まれる、多様な果樹・野菜の園芸農業 ○ 石田ブヨメキの湿原に咲くミズバショウ、茶臼山の桜、クロマトホテルなど、自然性が高く、希少で学術的価値の高い自然地域や動植物 ○ 市の象徴的存在である名峰霊山。自然性を生かした数々の体験施設や体験機会の充実 ○ 阿武隈山系や吾妻連峰などの山々が遠望できる特徴的な郷土景観 ○ 平地部の市街地に広がる果樹園や田園と一体となった農村景観 ○ 自然公園や森林公園、ハイキングコースなど、身近で自然とふれあえる場や機会の充実さ	△ 間伐や下草刈りなどの管理不足による荒廃森林の増加、公益的機能低下の懸念 △ 農家人口の減少や高齢化による遊休農地*の増加による農地の自然性低下の懸念 △ 遊休農地*などにおける外来種*(セイタカアワダチソウなど)の繁茂による多様性の低下、農村景観の悪化 △ 遊びを通じた子どもたちの自然体験機会の減少

環境分野	残したい点、継続すべき点(○)	改善すべき点(△)
3)生活環境 大気環境／水環境／音環境／土壌環境／廃棄物など	○ 空気のきれいさや静かさなど、住み心地の良さ ○ ごみ分別ルール of 市民への浸透、徹底した取り組みの実践	△ 農業残さなどの野焼きや家庭ごみ焼却に伴う苦情 △ 生活排水の流入による広瀬川の水質汚濁(生活排水対策重点地域)、生活排水処理人口普及率の低さ(特に霊山・月舘地域) △ 大量消費・大量廃棄型の生活スタイルや事業スタイル(資源の枯渇、不法投棄、最終処分場の逼迫など) △ 単身世帯や集合住宅の増加などに伴う、地域コミュニティ*の希薄化による近隣環境問題の顕在化
4)快適環境 公園・緑地／歴史・文化的環境／まち美化 など	○ 市民が健康で幸せに生活することができる健幸都市*づくりの推進 ○ 住民の主体的な維持・管理による緑豊かな街並みの保全・整備(諏訪野) ○ 各地域に伝わる伝統の祭り(箱崎獅子舞、つつこ引き祭り、羽山神社の山車祭、蓮昌寺の十三講会式など) ○ 蚕都と呼ばれた郷土の産業文化を伝える養蚕関連用具の数々	△ ごみのポイ捨てや不法投棄、ペットのフンの不始末、空き地の不適正管理などの顕在化(モラルの低下)
5)地球環境 地球温暖化／酸性雨、オゾン層破壊 など	○ 地球温暖化問題に対する市民・中学生の高い関心、問題意識 ○ 太陽光発電など再生可能エネルギー*の導入促進	△ 自動車に依存した生活様式の定着 △ 梁川地域などの公共交通空白地域(現在、デマンド型乗合タクシーなどで対応中)
6)環境保全に取り組む基盤づくり 環境教育・環境学習／各主体の環境保全 など	○ 緑の少年団など、小学校での環境保全活動や森林学習、奉仕活動などの主体的な取り組み ○ 事業者の環境マネジメントシステム*などによる自主的な環境負荷軽減	△ 地域に根ざした環境保全に主体的に取り組むボランティアの不足 △ 地域に根ざした環境学習や環境保全活動を牽引するリーダーの不足 △ 地域におけるコミュニティ*組織の不足 △ 事業者が環境保全に取り組む際の障害(=コスト、取り組みによる効果不明)

2 伊達市が特に取り組むべき課題

前項で整理した本市の環境の特徴(残したい点・継続すべき点、改善すべき点)及び社会的な背景・要請、放射性物質*汚染による影響などを踏まえ、本計画において市が重点的に取り組むべき課題を整理しました。

(1) 放射性物質*により影響を受けた環境

モニタリング／情報発信／放射線量低減対策／健康管理／ など

① 環境放射線モニタリング*調査の実施と適切でわかりやすい情報提供

原子力災害による放射性物質*の影響は、自然環境や市民の生活環境をはじめとして、健康、産業、教育などあらゆる分野に及んでいます。

本市では、迅速な除染の実施や被ばく量検査などによる対策を独自に行ってきました。

除染や自然減衰の効果により、放射線量は低減していますが、今後長期間に渡り低線量下での生活を余儀なくされることから、状況に応じた放射線モニタリング*調査や農林産物のモニタリング調査などを実施するとともに、その結果について、わかりやすい情報発信に努める必要があります。

また、放射線に関する知識や情報についても、市民への情報発信を行っていく必要があるとともに、小中学校においても放射線に関する教育を進め、児童生徒の正しい理解を深めていくことが重要です。

② 放射線量低減のための必要かつ効果的な除染などの対策実施

本市は他の自治体に先行して除染などの放射線対策に取り組んできました。

今後についても、伊達市除染実施計画に基づき、有効な手法を検討しながら、必要かつ効果的な除染などの対策を進めていくことが必要です。

また、市民の放射線や除染の不安などへの対応のため、伊達市放射能相談センターを設置して相談体制を整備するとともに、低線量下における健康管理と連携した対策を行っていくことが必要です。

③ 放射性物質*の影響による市民の健康不安の軽減や適切な健康管理の実施

放射性物質*による環境汚染は、市民全体に健康への不安を招いています。

本市では、ガラスバッジ、ホールボディカウンタによる被ばく量検査の実施、心と体のケア事業として放射能健康相談窓口の設置や、食品の安全性や放射線と健康に関する講話や説明会などを行ってきました。

講話後のアンケートによると、伊達市で問題なく生活できると多くの方が答えていただいた一方で、これまで経験したことのない低線量下の生活への不安も多い状況が続いています。

今後は、平成25年4月に策定した伊達市放射能健康管理計画に基づき、長期的な視野に立って、低線量下における市民への健康影響の実態把握や分析、健康被害に対する不安の軽減などの対策を推進していくことが必要です。

(2) 自然環境

身近な自然／森林環境／動植物・生態系*／自然とのふれあい など

① 森林環境税を活用するなどした、適切な森林づくりによる公益的機能の維持・回復、吸収源の確保

本市の土地利用の38.4%を森林が占めています。市内の森林の多くは造林事業により整備されたものであり、その健全な保育のためには下草刈りや間伐などが必要です。しかし、林業経営の採算性の悪化や森林所有者の高齢化、さらには放射性物質*による環境汚染の影響もあり、手入れが十分に行き届かない森林が増加してきていることから、水源かん養機能*や土砂流出防止、二酸化炭素吸収、野生動植物の生息環境などの森林が持つ公益的機能の低下が懸念されています。

平成18年度から県で導入している森林環境税などを活用した森林づくりの促進や、森林再生の取り組み推進、森林学習などの充実により、森林の果たす公益的機能の維持・向上を図っていく必要があります。

② 農業振興や地域振興と一体となった、遊休農地*の利活用方策の検討

本市では各地域において特色ある農産物の生産振興が図られています。果樹(桃、あんぽ柿、ブドウ、リンゴなど)や野菜(きゅうり、イチゴ、サヤインゲン、シュンギクなど)などの園芸作物は県内有数の生産量です。

しかし、このような本市の主要産業である農業ですが、農家人口の減少や農業従事者の高齢化、さらには放射性物質*による環境汚染の影響などに伴った遊休農地*の増加による、農地の自然性及び生産機能の低下などが懸念されています。

豊かな農村環境と多様な農産物を活かした農業体験などのグリーンツーリズム*や、遊休農地*での景観形成作物(菜の花など)の作付けなどにより、農業振興や地域振興につながる遊休農地*の利活用方策を検討していくとともに、効率的・効果的な農地除染や放射性物質*の吸収抑制対策などの方法を検証していく必要があります。

③ 遊びなどを通じた子どもたちの自然体験の実施

本市には身近な暮らしの中に様々な自然資源がありますが、「近所の川や池沼」、「近所の森、山」などは遊ぶ場所としてはあまり使われなくなっています。さらには、原子力災害による放射性物質*の影響、健康不安などにより、自然に触れることが敬遠される状況となっています。

遊びを通じて、日常的に自然体験をしたり環境とふれあうことは、自然を理解し、自然環境を保全する意識を育てることにつながります。また、自然と共生していく上での知恵を育み、自ら考えて自然と接することの出来るひとの育成につながります。

本市の身近な自然を将来にも継承していくためには、放射線量を確認し、安全性に配慮しながら積極的に地域での野外活動を実施するなど、子ども達の自然体験を実施していくことが必要です。

(3) 生活環境

大気環境／水・土壌環境／廃棄物・リサイクル／身近な生活環境 など

① 市民や事業者と一体となった 3R*の取り組み推進

近年のごみ排出量は着実に減少していましたが、東日本大震災後の平成23年度、平成24年度は、粗大ごみの増加などの要因により、若干の増加に転じています。

また、平成23年度の本市のリサイクル率は11.6%であり、県平均(14.1%)や全国平均(20.4%)と比べて低い状況となっています。

市では、電動生ごみ処理機の購入補助や廃品回収の奨励などにより廃棄物の発生抑制、再利用・再生利用に努めていますが、小型家電リサイクル制度による分別回収の検討など、より高いレベルを目指し、市民や事業者と一体となって 3R*(Reduce、Reuse、Recycle)の取り組みをさらに推進していくことが必要です。

② 広瀬川・古川の汚濁負荷軽減に向けた生活排水処理施設の計画的な整備・普及

広瀬川の支流小国川については、毎年続けて水質環境基準(BOD*)が超過していました。主な原因は生活排水の流入と考えられており、広瀬川流域を「生活排水対策重点地域」として指定し、合併処理浄化槽の設置促進や流域自治体担当者で構成する協議会などの活動を通じて、水質浄化に取り組んできました。その結果、現在では着実に改善されつつあり、平成21年度以降は環境基準を下回っています。

保原地域を流れる古川についても、環境基準の類域指定はされていませんが、平成20年12月の調査開始以来、高いBOD*値が検出されています。

今後も引き続き、合併処理浄化槽や公共下水道など、地域の特性に応じた計画的な生活排水処理施設の整備・普及と、住民・事業者への注意喚起や環境保全に関する意識向上を促す取り組みが必要です。

③ 屋外焼却(野焼き)禁止の周知徹底

家庭用小型焼却炉、ドラム缶などによる家庭ごみの焼却や農業残さの野焼きに伴う苦情が市に寄せられています。こうした問題の解決に向け、まずは廃棄物処理法の規定に基づく処理方法の周知徹底を図る必要があります。

次に、例外として認められている野焼きについても、近隣に配慮したマナーやモラルの向上を図っていく必要があります。

(4) 快適環境

都市的環境／歴史・文化的環境／まち美化 など

① 過度な自家用車依存の環境から歩いて暮らせるまちづくりへの転換

本市では、市民が健康で幸せに生活することができるまちづくりへの取り組みとして、健幸都市*づくりを推進しています。

健幸都市*は、市民が健康で幸せな生活を送るために、歩いて暮らすことを通じて健康になれるように、これまでの自家用車中心の意識・生活からの転換をめざしています。

また、このことは、地球温暖化防止の面からも重要な課題となっています。

今後は、健幸都市*の実現に向け、歩行者が安全に通行できる歩行者空間や、コンパクトな商店街の形成などの環境整備を推進し、環境にやさしく、健康に生活することのできる歩いて暮らせるまちの実現をめざしていく必要があります。

② 市内に点在する郷土の歴史・文化的資源の保全・活用を通じた次代への継承

本市には、各地に多くの歴史・文化的資源が残されているほか、郷土に伝わる伝統の祭りがあります。これらは、郷土への愛着を育む貴重な財産となっています。

しかし、近年は、多くの自治体で、市民の歴史・文化に対する価値観の変化や地域におけるコミュニティの希薄化、地域の過疎化による人口減少などを背景に、様々な歴史遺産や伝統的な文化・行事が失われようとしています。本市では、これらの歴史的文化的資源の価値を改めて見つめ直し、文化財とのふれあいや伝統行事への参加などを通じて、市民の理解や郷土意識を醸成し、後世に保全・継承を図っていく必要があります。

③ 清潔で美しいまちづくりに向けた、市民一人ひとりのモラルの向上、実効性のある対策の検討

近年、ペットのフンの不始末、空き地、空き家の不適正管理などに関する苦情やトラブルが増えています。

また、ポイ捨てや不法投棄の情報も寄せられていることから、これらの問題が本市において顕在化、深刻化しつつあることが分かります。

本市では、これまでもこうした問題に対しての啓発活動や不法投棄防止のための監視活動などを実施してきましたが、さらなるマナーの順守、モラルの向上、関係法令順守の徹底に向けて取り組んでいく必要があります。しかし、こうした啓発活動や監視活動には即効性がないため、継続的な活動に加え、必要に応じて規制的手法など、実効性のある対策を検討することも考えられます。

(5) 地球環境

地球温暖化／その他地球環境問題(酸性雨、オゾン層破壊など) など

① 環境負荷の少ない生活様式やエネルギーの効率的利用による省エネルギーの推進

地球の平均気温がここ 100 年で 0.74℃上昇していることから、地球温暖化防止対策が重要な課題となっていますが、原子力災害の影響による火力発電所の稼働率増加や、災害廃棄物処理などの震災復興事業により、当面の間、温室効果ガスの排出量が更に増加することが見込まれており、本市においても、2005年度以降は減少傾向であった CO₂排出量が、2011年度(平成23年度)は対前年比で大幅な増加に転じています。

地球温暖化防止のためには、事業者、市民、行政などあらゆる主体が温室効果ガスの発生を最小化する省エネルギーの取り組みを推進していく必要があります。

具体的には、CO₂と使用電力量の見える化促進、福島議定書・福島エコチャレンジなどの参加型啓発イベントへの参加促進による環境負荷の少ない生活様式の推進や、再生可能エネルギー*、省エネ機器、エネルギーマネジメントシステム*などの普及促進による効率的なエネルギー利用を推進していく必要があります。また、それらの取り組みを本市が率先して実施していくことも重要です。

② 地域の自然的特性や自然資源を活かした再生可能エネルギー*の利活用促進

原子力災害を契機として、原子力発電への依存を低減させるべきという議論が高まり、地域でエネルギー生産が可能な再生可能エネルギー導入の重要性が、強く認識されています。

太陽熱利用システムなどは従来から福祉施設などに導入されていました。また、現在本市では住宅用太陽光発電設置費用の補助を実施し、各家庭への再生可能エネルギー*導入を促しています。

今後は、このような設備のさらなる導入促進を行うとともに、森林から得られる木質バイオマス*、野菜残さや果樹剪定枝などの農業系バイオマス*、農業用水路や水道施設などを利用した小水力発電など、地域の未利用資源に着目し、利活用を促進していくことも必要です。

また、こうした再生可能エネルギー*について、技術開発動向や先進都市の事例なども参考にしつつ検討し、利活用を促進していく必要があります。

③ 低公害な自動車の利用やエコドライブ*など、環境負荷の少ない自動車への転換促進

現在、温室効果ガス(CO₂)の増加が世界的に問題となっていますが、その主な要因のひとつに運輸部門(自動車)からの排出があります。本市の世帯あたりの自家用乗用車台数(H25.3 現在)は1.75台で、県全体(1.63)、隣接する福島市(1.46台)と比べて多く、自動車に依存した生活スタイルが定着しているといえます。

本市では公共交通の利便性向上、自転車の利用促進、歩いて暮らせるまちづくりの推進などにより、自動車使用の抑制に努めていますが、それでもなお自動車は多くの市民にとって暮らしに欠かせない移動手段といえます。低公害車*(ハイブリッド車*、電気自動車など)や低燃費車*などの低公害な自動車の利用を促進していくとともに、エコドライブ*の徹底を図り、環境負荷の少ない自動車への転換を促進していく必要があります。

(6) 環境保全に取り組むための基盤づくり

環境教育・環境学習／環境保全活動 など

① 地域に根ざした環境保全ボランティアや、それらの活動を牽引・指導するリーダーの育成

本市では、取り組み意欲の高い一部のNPOや市民団体、地域組織などが、主体的に環境美化や緑化活動などのボランティア活動を行っています。しかし、その数はまだ十分ではありません。

こうした環境保全に取り組むボランティアを地域に定着させ、さらに周囲を巻き込んで市全体として取り組む状況を醸成するためには、各地域においてこうした活動を指導・牽引できるリーダーが必要です。

県では、環境保全推進員(うつくしまエコリーダー)制度などにより、地域の環境保全活動や環境学習を牽引・指導するリーダーを育成しています。

本市では、まだまだこのようなリーダーとなり得る人材は限られています。今後、各地域で広く主体的な環境保全活動や環境学習を根付かせていくため、本市においてもこうした活動を指導・牽引できるリーダーとなる人材を育成し、その取り組みの輪を広げていくことが必要です。

② 地域における環境保全の基盤となるコミュニティ*組織の整備・充実

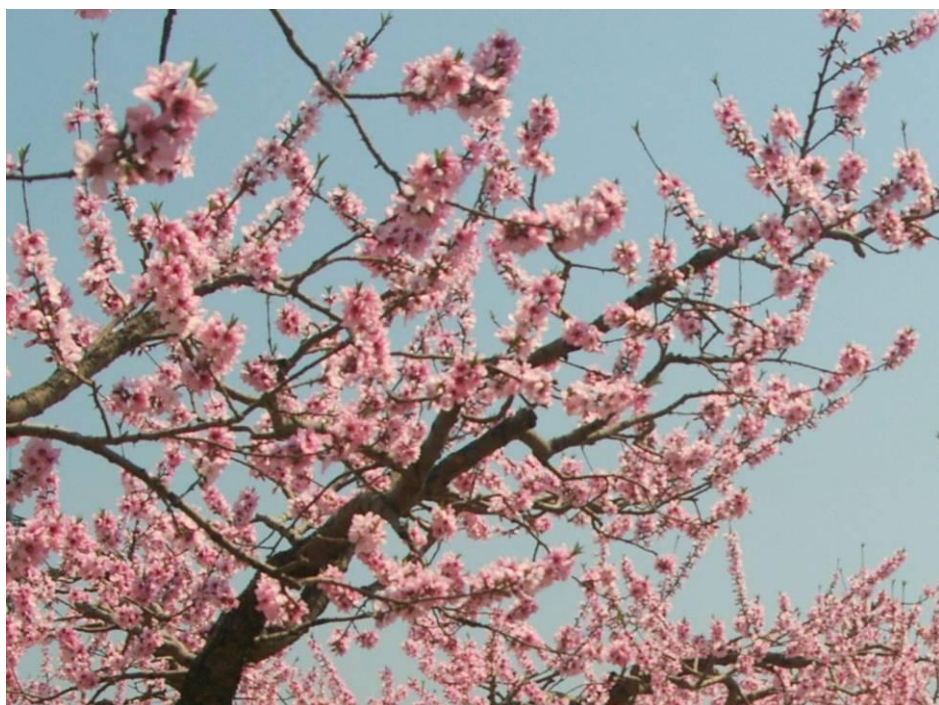
本市では近年、特に市街地や新興住宅地において、単身世帯や集合住宅の増加などに伴う地域コミュニティ*の希薄化から、近隣間での環境問題が顕在化しています。

コミュニティ*の希薄化は地域における自浄作用を喪失させるとともに、近隣への環境配慮意識を低下させます。このような状況を改善するため、良好な地域コミュニティ*の形成や各地区の公共施設などの活用を促進するとともに、ごみの出し方や近隣騒音防止など、近隣に配慮した暮らし方のマナーやルールについて適切に啓発していくことが必要です。

③ 市民や事業者の環境保全に対する主体的な取り組み意欲を引き出す仕組みづくり

市内では市民団体やNPO、地域組織などの自主的な環境保全活動に加え、事業者の活動においても環境負荷低減に向けた様々な創意工夫による取り組みが行われています。このような主体的な取り組みを一部の意識の高い市民・事業者だけでなく、さらに広く全市的に展開していくことが必要です。そのためには、主体的な取り組み意欲を引き出す(向上させる)インセンティブ*の付与や動機付けといった仕組みづくりが必要です。

我慢や負担が伴う取り組みばかりでは継続性は確保できません。各自がやりがいを持って楽しみながら行動できるようにすることが重要です。



伊達市の花
『もも』

第3章

計画の目標

第3章では、本計画の推進により実現をめざす市の環境イメージとして「めざす環境像」を設定するとともに、その実現に向けた基本的な考え方や柱となる環境目標を定めています。

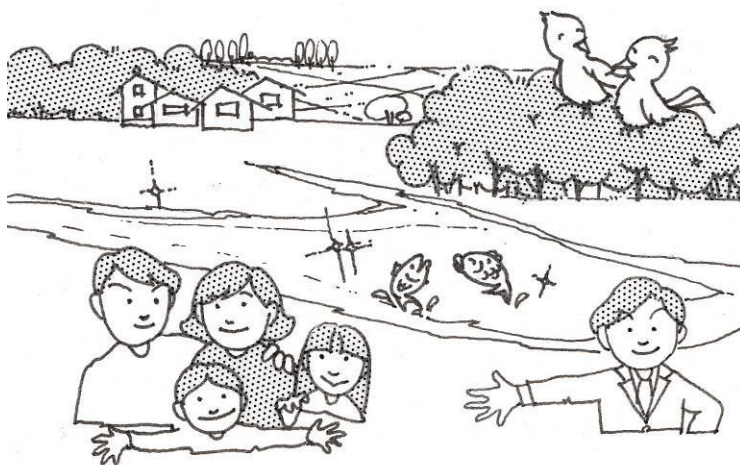
1 伊達市の環境保全・創造の基本理念	16
2 伊達市がめざす将来環境像.....	17
3 環境目標.....	18

第3章 計画の目標

1 伊達市の環境保全・創造の基本理念

伊達市環境基本条例では、本市の環境の保全及び創造に関する基本理念を以下のとおり定めています。本計画では、この基本理念の実現に向けて取り組むものとします。

- 環境の保全・創造は、健全で恵み豊かな環境との共存をめざしつつ、これらを将来の世代へ継承されるよう適切に行わなければならない。
- 環境の保全・創造は、環境への負荷の少ない活力のある健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されるように行わなければならない。
- 環境の保全・創造は、市、市民、事業者及び滞在者の公平な役割分担の下で、相互に連携しつつ適切に行わなければならない。
- 地球環境の保全は人類共通の課題であり、環境資源は有限であることを認識しつつ、将来に向けて健康で文化的な生活を確保するため、環境への負荷の低減と資源利用の抑制に努めなければならない。



2 伊達市がめざす将来環境像

本計画は長期的な計画です。よって、基本理念の実現に向け、市民、事業者、滞在者、そして市が一体となって継続的かつ着実に取り組んでいくためには、めざすべき将来の環境イメージを描き、それらを各主体間で共有していくことが重要です。

そこで、平成23年3月の本計画策定時に、本市がめざす将来環境像を『人と自然が織りなす豊かな環境都市 だて』と決めました。

また、今回の改定においては、将来環境像を補完するため、原子力災害からの環境再生*への取り組み推進を表すサブタイトルとして『～環境再生をめざして～』を決めました。

人と自然が織りなす豊かな環境都市 だて

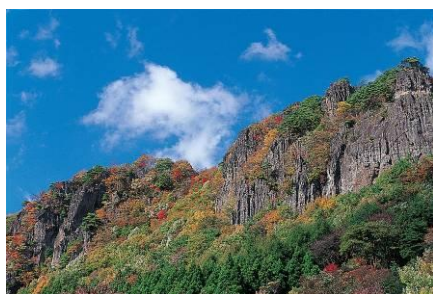
～環境再生をめざして～



▲桃源郷



▲奇祭 つつこ引き祭り



▲紅葉の霊山



▲阿武隈川 五十沢の白鳥



▲手入れが行き届いた棚田



▲特産のもも

3 環境目標

本市がめざす将来環境像を実現するため、環境分野ごとに環境目標とそれを達成するための基本施策を定めました。

今回の計画改定においては、原子力災害による環境変化への対応として、「放射性物質*により影響を受けた環境」に関する環境目標と基本施策を追加しました。

第4章では、それぞれの環境目標の達成に向け、基本施策ごとに、具体的な施策や取り組みなどを展開します。

【放射性物質により 影響を受けた環境】

放射性物質*による汚染からの
環境再生*を実現するまち

- 安全・安心な生活確保のための
放射性物質*による汚染への適切な対応

【自然環境】

豊かな自然の中で
人々が共生できるまち

- 緑豊かで多様な自然環境の保全
- 豊かな恵みをもたらす森林環境の保全
- 健全な生態系*の維持、生物多様性の確保
- 人と自然との豊かなふれあいの推進

人と自然が織りなす

豊かな環境都市 だて

【環境保全に取り組む ための基盤づくり】

ともに学び、考え、行動する
環境にやさしいまち

- 環境保全について自ら考え
行動できる人の育成
- よりよい環境の保全・創造に向けた
活動の推進

【生活環境】

誰もが健康で
安心して暮らせるまち

- 良好な大気環境の維持・保全
- 良好な水・土壌環境の維持・保全
- 3R*と適正な廃棄物処理の推進
- 身近な生活環境の保全・向上

～環境再生をめざして～

【地球環境】

地域から地球環境の
保全に貢献するまち

- 地域から取り組む
地球温暖化防止行動の推進
- 地球環境問題への適切な対応

【快適環境】

ゆとりと潤いのある
快適に暮らせるまち

- 暮らしにおけるゆとりと潤いのある
空間の保全・創出
- 歴史・文化的環境の保全・継承
- 誰もが気持ちよく暮らすための
マナーやモラルの向上

第4章

環境の保全・創造に向けた 各主体の取り組み

第4章では、めざす将来環境像の実現に向けた環境の保全及び創造に関する行政施策や各主体の取り組みを体系的に整理するとともに、その進捗を管理するための進捗管理指標を設定しています。

1 環境施策の体系	20
2 各主体の取り組みと進捗管理指標	21
3 進捗管理指標一覧.....	76

第4章 環境の保全・創造に向けた各主体の取り組み

1 環境施策の体系

めざす将来環境像の実現に向けた、環境の保全・創造に関する施策の体系は以下のとおりです。

今回に改定においては、原子力災害による影響に関する対策を追加しました。

【環境目標】	【環境要素／基本施策】	【ページ】
1 【放射性物質により影響を受けた環境】 放射性物質による汚染からの環境再生*を実現するまち	1 【放射性物質による影響】 安全・安心な生活確保のための放射性物質*による汚染などへの適切な対応	22
2 【自然環境】 豊かな自然の中で人々が共生できるまち	1 【身近な自然】 緑豊かで多様な自然環境の保全 2 【森林環境】 豊かな恵みをもたらす森林環境の保全 3 【動植物・生態系*】 健全な生態系*の維持、生物多様性の確保 4 【自然とのふれあい】 人と自然との豊かなふれあいの推進	26 30 33 36
3 【生活環境】 誰もが健康で安心して暮らせるまち	1 【大気環境】 良好な大気環境の維持・保全 2 【水・土壌環境】 良好な水・土壌環境の維持・保全 3 【廃棄物・リサイクル】 3R*と適正な廃棄物処理の推進 4 【身近な生活環境】 身近な生活環境の保全・向上	39 41 46 50
4 【快適環境】 ゆとりと潤いのある快適に暮らせるまち	1 【都市的環境】 暮らしにおけるゆとりと潤いのある空間の保全・創出 2 【歴史・文化的環境】 歴史・文化的環境の保全・継承 3 【まち美化】 誰もが気持ちよく暮らすためのマナーやモラルの向上	53 56 58
5 【地球環境】 地域から地球環境の保全に貢献するまち	1 【地球温暖化】 地域から取り組む地球温暖化防止行動の推進 2 【その他地球環境問題】 地球環境問題への適切な対応	61 69
6 【環境保全に取り組むための基盤づくり】 ともに学び、考え、行動する環境にやさしいまち	1 【環境教育・環境学習】 環境保全について自ら考え行動できる人の育成 2 【環境保全活動】 よりよい環境の保全・創造に向けた活動の推進	71 74

2 各主体の取り組み

次ページ以降において、基本施策ごとに環境の保全・創造に向けて各主体が行う取り組みを示します。

基本施策ごとに定めている内容は以下のとおりです。

(1) 現況と課題

環境要素に関する現況と課題を整理しています。

(2) 市の取り組み

主要施策を具体的に実行するための手段として、具体的な施策・事業とその主たる担当課を示しています。

なお、番号が○で囲まれている施策・事業は、「第5章リーディングプロジェクト」で掲げている施策・事業であることを示しています。

(3) 市民の取り組み

市民に期待される主体的な行動、取り組みの例を示しています。

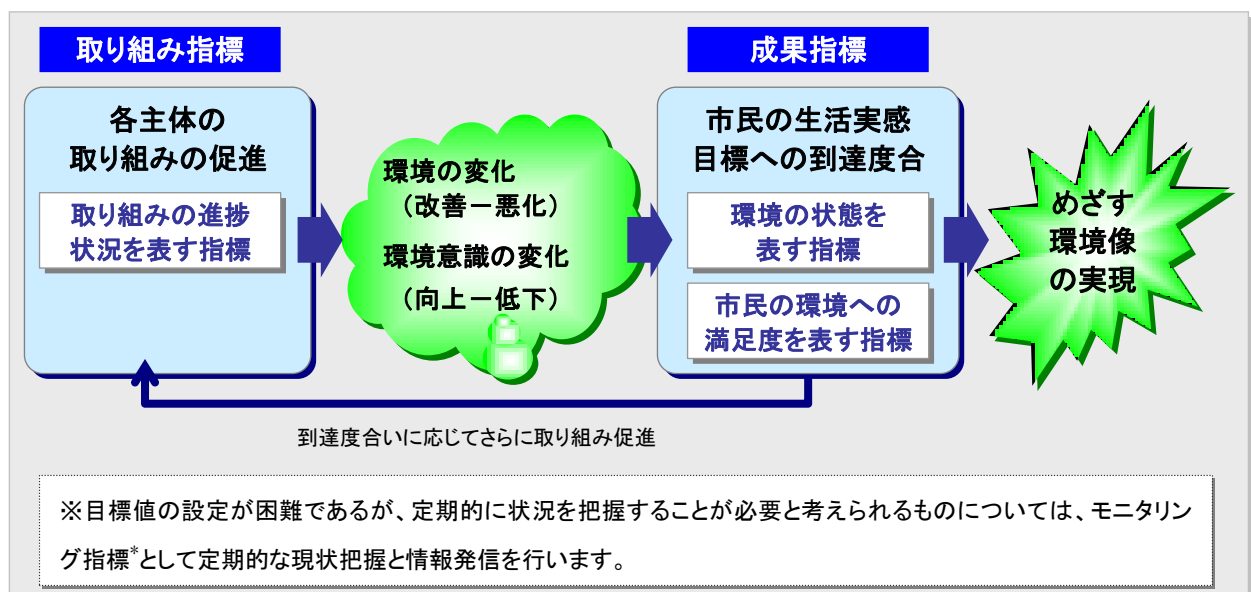
(4) 事業者の取り組み

事業者に期待される主体的な行動、取り組みの例を示しています。

(5) 進捗管理指標

計画改定後の毎年度の進捗管理において、取り組みが着実に展開されているか、その結果、目標に向けて環境がどのように改善されているか、といったことを継続的に点検・評価するため、定量的な進捗管理指標を設定しました。

■進捗管理指標の考え方



1【放射性物質により影響を受けた環境】放射性物質汚染からの環境再生*を実現するまち

1 <環境要素>放射性物質による影響

<基本施策>安全・安心な生活確保のための放射性物質による汚染などへの適切な対応

(1) 現況と課題

平成23年3月11日に発生した原子力災害により、放射性物質*が福島県内の広範囲に飛散しました。本市でもその影響は大きく、放射性物質*による環境汚染や、健康不安、風評被害など、様々な問題が生じています。

このような状況を受け、本市では環境放射線モニタリング*調査、自家用農産物や飲料水などの放射性物質*モニタリング調査、除染、被ばく量検査などに取り組んできました。

また、東日本大震災後に、「伊達市復興計画」、「伊達市再生・発展グランドデザイン」など、今後の伊達市の再生・復興を推進する計画が策定されました。

環境分野においてもそれらの計画と連携しながら、放射性物質*により影響を受けた環境の再生に向けた取り組みや、安全・安心な生活の確保に向けた対策を進めていく必要があります。

(環境放射線モニタリング*調査と情報発信)

環境放射線モニタリング*調査は、国が設置した104地点(平成25年4月1日現在)のモニタリングポストによるリアルタイムの環境放射線量測定に加え、本市が独自に行っているものとして、ほぼ毎日行っている市内19地点の環境放射線量測定、市内の各集会所など(約280箇所)の環境放射線量測定と掲示板への線量表示、定期的に市内全域の環境放射線量を一斉に測定した結果をもとに作成する放射線量マップの作成などに取り組み、市内の放射線量の監視とともに、市民へのわかりやすい情報提供に取り組んできました。

環境放射線量は、除染や自然減衰などにより、大幅に低減しています。

今後は、現状に適した環境放射線モニタリング*の方法について検討しながら実施していくとともに、放射線量の状況や、放射線に関する知識や情報などについて、よりわかりやすく情報発信を行っていくことが必要です。

また、小中学校における放射線に関する教育の資料として、「放射線教育副読本」を作成しました。

この副読本は、放射線についての正しい知識や、身を守る方法とともに、伊達市がこれまで取り組んできた放射線への対応についても記載しており、副読本を活用し、子どもたちが放射線に対し正しい知識と理解を持ち、正しく判断できるように学んでいくことを目的とするものです。

今後はこの副読本などを活用し、放射線教育に取り組んでいくことが必要です。

(食品などの放射性物質*モニタリング調査)

食品関係のモニタリング調査は、福島県、本市、関係事業者、農家が一体となって取り組みを行っています。

本市の米については、水田にカリウム肥料とゼオライトをすき込むことで、稲がセシウムを吸収しにくくなる対策を行った効果もあり、全量全袋検査の結果、平成24年度以降は基準値を超える米は収穫されていません。

本市で収穫された野菜などについても、基準を超えるものはほとんどないことが確認されています。

本市独自の取り組みとしては、食品による内部被ばくの健康不安に対応するため、市民が身近な場所で農産物の検査ができるような体制を整備し、生産者から持ち込まれた自家用農産物を簡易型放射性物

質*検査機器で検査を行っています。

また、平成25年度には、世界初となるあんぽ柿専用の非破壊検査機の導入を農業団体とともに進めるなど、生産者と連携した生産段階からの放射性物質対策に取り組んでいます。

飲用水については、上水道や井戸水などに含まれる放射性セシウムを検査し、安全性を確認しています。

学校給食センターでは、児童生徒に提供する給食の安全性の確保と、保護者の不安解消のため、学校給食用食材のモニタリング検査を実施しています。これらの検査の充実を図るため、ゲルマニウム半導体検査機を早期に導入し、より安全性の高い対応に努めています。

今後も、検査体制を継続するとともに、測定結果などの情報を生産者、消費者に情報発信していくことが必要です。

（除染）

本市は、放射性物質*による汚染により、一部地域において放射線量が年間20mSvを超えると推定される「特定避難勧奨地点」が設定されるなど、生活における様々な部分に多大な影響を受けました。

このような環境を回復するため、保育施設、幼稚園、小学校、中学校などの除染を実施しました。

宅地などの生活圏除染については、放射線量によって除染の地域をA、B、Cの3エリアに分け、それぞれの状況に応じた方法で除染が実施されました。

このように、本市は広範囲の除染を迅速に実施したことを始め、他市に先行して放射線対策に取り組んできたことが評価されており、このような除染や自然減衰によって空間放射線量は大幅に低減されています。

しかし、低線量下における健康不安や風評被害、森林や農地の問題など様々な分野において放射性物質*による影響は続いているため、今後も伊達市除染実施計画に基づき、森林、農地への有効な手法を検証しながら、必要かつ効果的な除染などの放射線量低減対策を講じていくとともに、除去物の仮置場についても、中間貯蔵施設への搬入までの間、適切に管理していく必要があります。

さらに、市民の放射線や除染の不安などに対応するため、伊達市放射能相談センターを設置して、相談体制を整備しました。

今後は、セシウム137の半減期が30年であることなどの理由により、低線量下の状況が長期間継続することから、市民が安心して生活できる環境を構築するため、健康管理と連携した放射線対策を講じていく必要があります。

（健康管理）

本市では、原子力災害後、環境放射線モニタリング*や除染とともに、外部・内部被ばく検査や健康相談の実施など、市民の健康不安に対応した取り組みを行ってきました。

具体的には、ガラスバッジによる外部被ばく検査、ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、放射能健康相談窓口の開設、講話などを実施しています。

一方、放射線に対する市民の不安は継続していることから、本市の「伊達市復興計画」に掲げる基本施策の1つである「安心して暮らすための健康づくり」に向けて、放射線リスクのもとで健康管理について確実に実行していくために、「伊達市放射能健康管理計画」を平成25年4月に策定しました。

今後は、市民が健康で安心して生活できる環境を確保するため、上記の計画に基づき、放射線リスクに関する健康管理対策を行っていくことが重要です。

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

環境放射線モニタリング調査の実施と情報発信		【実施担当課】
1 環境放射線モニタリング*調査を継続し、その結果については、放射線量測定マップの配布や市ホームページへの掲載などによりわかりやすい情報発信を行います。調査や情報発信の方法については、今後の状況に応じて見直しを行いながら実施します。		環境防災課 放射能対策課 総合支所
2 除染による除去土壌などの仮置場について、中間貯蔵施設に搬出されるまでの間、定期的なモニタリング調査による放射線量の把握と情報発信を行います。		放射能対策課
3 身近な放射線量の把握のため、放射線測定器の貸し出しを行い、市民の不安の解消や安心の確保に努めます。		環境防災課 総合支所
農産物・飲用水などの放射性物質モニタリング調査による食の安全確保		【実施担当課】
4 自家用農産物などの放射性物質*モニタリング調査を行い、食の安全を確保します。		農政課
5 水道水、井戸水の放射性物質*モニタリング調査を行い、飲用水の安全を確保するとともに、安全・安心な水道水を供給するための施設整備を行います。		施設工事課 環境防災課
6 給食センターで学校給食放射性物質*モニタリング調査を実施し、児童・生徒の安全・安心の確保と、保護者の不安解消を図ります。		学校給食センター
放射線量低減に向けた取り組みの実施		【実施担当課】
7 伊達市除染実施計画に基づいた必要かつ効果的な除染などの対策と、除染により発生した除去土壌などの仮置場の適正な管理を行います。		放射能対策課 各事業担当課
8 市民の放射線への不安に対応するため、伊達市放射能相談センターを設置し、放射線に関する相談対応、市民の除染作業などの相談支援などを行うとともに、低線量下における健康管理と連携した対策を行います。		放射能対策課
⑨ 農地や森林などの除染、吸収抑制対策などにより、放射性物質*の効率的・効果的な除染・低減を図るとともに、国・県や大学などの研究機関と連携し、放射性物質*対策技術の研究開発・導入を推進します。		農政課 農林整備課 放射能対策課
放射線リスクのもとでの健康管理による安全・安心の確保		【実施担当課】
10 伊達市放射能健康管理計画に基づき、ホールボディカウンタによる内部被ばく検査と、ガラスバッジなどによる外部被ばく検査を実施し、市民生活の安全と安心の確保を図ります。		健康推進課
11 放射能健康相談窓口による健康相談、健康講話の開催、家庭訪問による個別相談などを実施し、低線量下の生活における心と体の健康不安を和らげます。		健康推進課
放射線教育に関する取り組みの推進		【実施担当課】
12 小中学校において、平成25年度に本市が独自に作成した放射線教育副読本の活用や放射線観察キットの整備などを通じて放射線教育を推進し、児童生徒の放射線についての正しい理解を深めます。		学校教育課

(3) 市民の取り組み

- 身近な地域の放射線量を把握しましょう。
- モニタリング調査により安全が確認された農産物などについては、積極的に消費しましょう。
- 県や市が行う健康管理などに関する事業に積極的に参加しましょう。
- 自身の外部・内部被ばく線量をもとに、自らの放射線防護に努めましょう。
- 放射線に関する正しい知識を身につけましょう。

(4) 事業者の取り組み

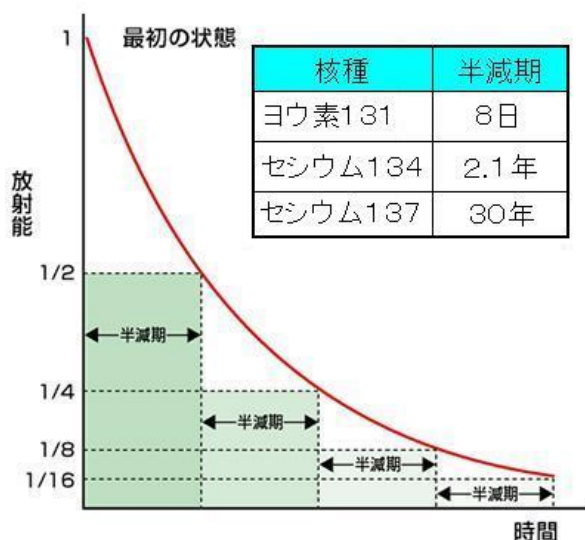
- モニタリング調査により安全が確認された本市の食品や資材などについて、積極的に活用しましょう。
- 県や市が行う健康管理などに関する事業に協力しましょう。

(5) 進行管理指標

環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標 ● モニタリング指標*	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1 ● 環境放射線モニタリング*調査 (代表地点:市役所本庁舎・分庁舎・総合支所)		$\mu\text{Sv}/\text{時}$			モニタリング指標* (減少をめざす)
2 保原本庁舎			H25.11	0.29	
3 梁川分庁舎			H25.11	0.23	
4 伊達総合支所			H25.11	0.20	
5 霊山総合支所			H25.11	0.26	
6 月舘総合支所			H25.11	0.20	



▲伊達市空間放射線量掲示板



▲放射性物質の半減期

資料 文部科学省(放射線等に関する副読本)

2【自然環境】豊かな自然の中で人々が共生できるまち

1 <環境要素>身近な自然 <基本施策>緑豊かで多様な自然環境の保全

(1) 現況と課題

ここでは、私たちの生活に身近な自然として、農地や河川・水辺、そしてそれらを活かした自然景観などを対象としています。

(農地)

本市の農業は、各地域において、それぞれ特色ある農産物の生産振興が図られています。阿武隈川流域に広がる肥沃な平地を中心に、果樹(桃、柿、ブドウ、リンゴ)、野菜(きゅうり、イチゴ、サヤインゲン、シュンギクなど)を中心とした園芸作物が多く、県内有数の生産量を誇っています。稲作については、平均耕作面積が小さいため、果樹、野菜の園芸を中心とした複合経営により農業生産力の向上を図っています。

しかし、農業経営者の高齢化が進行し、自給的農家及び兼業農家が増加しています。また中山間地における耕作条件の不利地域で遊休農地*の増加が著しい状況となっています。

今後は、県都に隣接した交通アクセスの良さを生かし、付加価値の高い果樹や野菜を中心に、農業体験などのグリーンツーリズム*を推進するなどし、農地の遊休化の防止と利活用を図り、農地の自然性を維持していく必要があります。

また、放射性物質*による影響も懸念されることから、現在実施している放射性物質*の検査を継続するとともに、効率的・効果的な放射線量低減対策や放射性物質*の影響を受けにくい作物・生産方式の導入などを検討し、取り組んでいく必要があります。

福島県の特産品であるあんぼ柿については、2年続けて加工自粛となっていました。加工再開モデル地区として旧梁川町の地区が指定されました。

米の全量全袋検査に加え、あんぼ柿も加工後に新開発の非破壊検査機器を使用した全量検査によって、食品衛生法の基準値(1 キログラムあたり100ベクレル)を下回ることが確認されたことから、平成25年度は、3年度ぶりの出荷再開となりました。

今回の加工再開・出荷再開を契機として、今後、あんぼ柿産地の復興を図っていくことが必要です。

■遊休農地*の状況

本市における遊休農地*は、中山間地域*の急傾斜で狭隘な農地が多い梁川地域の一部、霊山及び月舘地域に集団的に存在しています。また、平坦で条件の整った農地の多い伊達地域、梁川地域及び保原地域でも、面積は少ないものの一部の端地などに偏在しています。

また、今後10年間を見通して、遊休農地*となるおそれがある農地の要素は、不在地主農地の増加及び土地持ち非農家の農地流動化の停滞、認定農業者など担い手不足などからみて、霊山及び月舘地域を中心に進行していく懸念があります。

上記の遊休農地*などは、担い手へ利用集積するなど地域農業の振興を図ることが重要であり、それら利用可能な農地(要活用農地)は、特に梁川地域及び霊山地域に多く存在しています。

（河川・水辺）

市内の主要河川は、市内北西部を縦断して北上する一級河川阿武隈川水系に属しており、伊達地域において一級河川摺上川と産ヶ沢川、梁川地域において一級河川広瀬川と東根川、山舟生川が阿武隈川に合流しています。中でも広瀬川は、本市のほぼ中央を北流しており、月舘地域で糠田川、布川、霊山地域で小国川、石田川、祓川、梁川地域で塩野川がそれぞれ合流しています。他にも丘陵地から平地には多くの中小河川が流れており、上流が枝状に分かれているため、下流に行くほど水量が豊かです。

また、沼やため池が100カ所以上点在しています。ため池の多くは農業用水として利用されています。近年は、遊休農地の増加とともに、本来の活用がなされなくなったため池も増加傾向にあります。



▲広瀬川（梁川）



▲高子沼（保原）

（自然景観）

本市の主な自然景観としては、南東に名峰霊山を最高峰とした阿武隈山系の緩やかな稜線が広がり、西には吾妻連峰、北方には宮城県境の山々が遠望できる盆地景観が特徴的です。

また、福島盆地に広がる緩やかな丘陵地と平地には、山ひだを流れ阿武隈川に注ぐ中小河川の自然性豊かな水辺空間、平地部の市街地周辺に広がる果樹園と一体となった農村景観などが、本市の多様な自然景観を演出しています。

しかし、中山間地域を中心とした遊休農地*にセイタカアワダチソウなどが繁茂するなど、農業や林業の衰退が農地や森林の自然性を低下させ、良好な自然景観を損ねつつあります。

このような多様性に富む良好な自然景観を後世に継承していくため、開発行為に対して適切な指導を行うとともに、必要に応じて風致地区などの指定により適正に規制・誘導を図っていく必要があります。



▲阿武隈川猿跳岩（梁川）



▲紅屋峠（保原）

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■環境負荷の少ない持続可能な農業の推進

環境保全型農業の推進		【実施担当課】
① 関係機関と連携し、「ふくしま型有機栽培*」、「ふくしま型特別栽培」などの有機栽培*や減農薬栽培への取り組みを促進するとともに、エコファーマー*の育成、認定促進に努めます。		農 政 課
2 「農地・水・環境保全向上対策事業*」の取り組みを支援・促進します。		農 政 課
3 農産物の流通履歴の管理（トレーサビリティ*）を促進します。		農 政 課
農業バイオマス資源の利活用促進		【実施担当課】
4 農業バイオマス*資源（果樹剪定枝、稲わら、籾殻、木くずなど）の有効活用を促進します。		農 政 課
地産地消の推進		【実施担当課】
5 地元生産農産物の情報提供や食育などを通してフードマイレージ*に関する理解促進に努めます。		環 境 防 災 課 農 政 課 市 民 生 活 課
6 学校給食を通じて地場産農作物を子どもたちに提供するなどし、食育を通じて農業振興を図ります。		学 校 給 食 セ ン タ ー 農 政 課
7 地元食材を用いた弁当配達サービスの取り組みを促進します。		高 齢 福 祉 課 農 政 課

■健全な農地の保全

優良農地の確保と遊休農地の利活用促進		【実施担当課】
8 農住の混在化を回避するため、計画的な土地利用調整に努めます。		農 政 課 農 業 委 員 会 都 市 計 画 課 総 合 政 策 課
9 関係機関と連携して農地パトロールの実施を行い、遊休農地*を把握するとともに、遊休農地*の解消方法の検討や、遊休農地*の所有者への指導を行い、遊休農地*の解消に努めます。		農 政 課 農 業 委 員 会
10 景観形成作物（菜の花など）の作付けや地域産品開発などにより、遊休農地*の有効活用を図ります。		農 政 課 農 業 委 員 会
11 農地としての機能を維持増進し、遊休農地*を解消するために必要な簡易整地を推進します。		農 政 課 農 業 委 員 会
健全な土づくりの促進		【実施担当課】
12 関係機関と連携した、適正な農薬使用と有機栽培*や減農薬栽培への取り組みを促進します。		農 政 課 農 業 委 員 会
13 農薬散布時の周辺への飛散（ドリフト）防止に向けた普及啓発活動に努めます。		農 政 課 農 業 委 員 会

■水辺空間の保全・再生

自然と調和した水辺空間の整備		【実施担当課】
14	市民に親しまれるような親水空間の整備や保全・創出を推進します。	都市計画課 土木課 総合支所
15	関係機関と連携し、生態系*や景観などに配慮した多自然川づくりを推進します。	土木課 農林整備課
16	河川や池沼などにおける水質浄化作用のある自然植生の保全を行います。	土木課 農林整備課
水辺の安全管理		【実施担当課】
17	河川や池沼などを定期的に点検し、老朽箇所や危険箇所の把握や安全管理を図ります。	土木課 農林整備課

■良好な自然景観の保全・活用

地域指定による開発行為などの適正な規制・誘導		【実施担当課】
18	風致地区、自然公園、緑地環境保全地域などの地域指定による開発行為などの適正な規制や誘導を徹底します。	都市計画課 農林整備課
特色ある霊山の眺望・景観の維持・活用		【実施担当課】
19	霊山の景観並びに歴史的価値に関して、各種媒体を利用した広報の推進を図ります。	商工観光課 霊山総合支所 総務課

(3) 市民の取り組み

- 農産物や総菜などを購入する際は、地場産品や地元食材を用いた総菜を選択しましょう。
- 遊休農地*を活用した景観形成作物(菜の花など)の作付けや市民農園などにより、市民との交流を進めましょう。
- 子どもたちに地場産農産物の美味しさを教えましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 飲食店などでは、地場産農産物を積極的に取り入れましょう。
- 農業従事者は、有機栽培*や減農薬栽培など、環境負荷の少ない農業に取り組みましょう。
- 遊休農地*を活用した景観形成作物(菜の花など)の作付けや市民農園などにより、市民との交流を進めましょう。
- 施設整備に際しては、周辺の田園景観や山地景観と調和するように配慮しましょう。
- 開発事業に際しては、周辺の自然景観への影響を最小化するように配慮しましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	○ エコファーマー*の認定者数	人	H24	114	130
2	◎ 遊休農地の面積	ha	H22	1,120	1,100

2【自然環境】豊かな自然の中で人々が共生できるまち

2 <環境要素>森林環境 <基本施策>豊かな恵みをもたらす森林環境の保全

(1) 現況と課題

本市の38.4%は森林が占めています。市内には、霊山県立自然公園をはじめ、各地域に森林公園があり、市民の憩いの場、自然とのふれあいの場として多くの人々に親しまれています。

本市の森林の多くは造林事業により整備されたものであり、その健全な保育のためには下草刈りや間伐などが必要です。しかし、林業経営の採算性の悪化や森林所有者の高齢化などにより手入れが十分に行き届かない森林が増加してきていることから、水源のかん養機能や土砂流出防止、二酸化炭素吸収、野生動植物の生息環境などの森林が持つ様々な公益的機能の低下が懸念されています。

また、放射性物質*による汚染の影響は、森林環境の保全・再生に取り組むうえで深刻な障害となっています。

今後は平成18年度から県で導入している森林環境税などを活用した森林づくり、森林再生の促進、森林学習の充実や、放射性物質対策などにより、森林の果たす公益的機能の維持・向上を図っていく必要があります。

■森林法に基づく保安林の指定状況

森林法に基づく保安林は、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため指定される森林です。本市においては梁川地域と保原地域、霊山地域、月舘地域に指定されています。

また、国有林が梁川地域と霊山地域に連なって514haあります。

地域	水源かん養 保安林		土砂流出防備 保安林		土砂崩壊防備 保安林		水害防備 保安林		落石防止 保安林		保健 保安林	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
伊達市 計	12	621	(4) 169	(106) 1,440	11	8	1	0	1	1	(1) 2	(18) 8
目的	水源地の森林で、安定した水の確保及び洪水や濁水の防止		樹木の根と地被類で、雨などによる土砂流出の防止		山地崩壊の防止		水害の防止		落石の防止		森林レクリエーションの活動の場及び生活環境の保全	

注：()内は他の保安林の兼種分で概数

資料：福島県森林・林業統計書(平成22年度)

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■森林の保全・整備

森林の公益的機能の理解促進		【実施担当課】
1	森林環境学習を通して、森林を守り育てる意識の啓発を推進します。あわせて、緑の少年団の活動を支援します。	農林整備課 教育総務課 学校教育課
2	森林観察会を開催し、森林の公益的機能の理解促進に努めるとともに、間伐、植林などの持続的な管理を推進します。	農林整備課
3	情報や人材の提供により、企業のボランティア参加による森林づくりを促進します。	農林整備課 教育総務課 環境防災課
4	既存の里山を活用した「健康の森*」づくりを推進し、里山の保全に努めます。	農林整備課 総合支所
健全な森林整備の促進		【実施担当課】
⑤	森林環境税や補助金などを活用して、間伐や下草刈りなどの森林づくり、間伐材などのエネルギー利用による森林再生を推進します。	農林整備課
6	林道を始めとする林業生産基盤の計画的な整備を推進します。	農林整備課
7	森林の地積調査の実施を促進します。	農林整備課 (国土調査室)
保安林などの適切な管理・保全の促進		【実施担当課】
8	公益的機能の発揮のために重要な森林について、計画的な保安林の指定を促進し保全に努めます。	農林整備課
■木材資源の利活用促進		
地場産材の率先利用		【実施担当課】
9	「ふくしま県産木材利用推進計画」に基づき地場産材の利用を促進します。	農林整備課
10	公共事業や公共施設の建設・改修時の際に、地場産材の率先利用を促します。	農林整備課 施設担当課
11	木造住宅建設時において、地場産材の利用促進に努めます。	農林整備課 管理課
12	特徴ある地場産材を用いた商品や家づくりなどに取り組む事業主体と協力し情報提供やPR活動の促進を行います。	農林整備課 商工観光課
13	ペレットストーブや薪ストーブ、ペレットボイラーの導入を促すことで、ペレットや薪の利用促進と、生産供給体制の整備促進を図ります。	農林整備課
間伐材の利用促進		【実施担当課】
14	間伐材*を利用した製品の周知を図るなど、製品の購入・利用促進に努めます。	商工観光課 農林整備課

（３）市民の取り組み

- 地域において、緑の少年団の活動を支援しましょう。
- 森林観察会や里山整備などの環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 木造住宅を新築・改修する際は、地場産材を積極的に利用しましょう。
- ペレットストーブや薪ストーブを導入しましょう。

（４）事業者の取り組み

- 緑の少年団の活動を支援しましょう。
- 森林や里山整備などの環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ボランティアによる森林づくりに積極的に参加しましょう。
- 地場産材を用いた製品開発を検討しましょう。
- ペレットボイラーなどを導入しましょう。

（５）進行管理指標

環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	◎ 間伐面積	ha	H23	94	200
2	◎ 保安林面積	ha	H23	2,078	2,400
3	○ 緑の少年団登録団体数	団体	H24	4	7



▲ペレットストーブ

2【自然環境】豊かな自然の中で人々が共生できるまち

3 <環境要素>動植物・生態系* <基本施策>健全な生態系*の維持、生物多様性の確保

(1) 現況と課題

本市は地域ごとに多様で豊かな生態系*を構成しています。以下では地域ごとにその特性を示します。

(植物)

【伊達地域】

伊達地域の地形はほぼ平地ですが、一部愛宕山などの山林があります。基幹作物のもも・りんご・さくらんぼなどの果樹のほか、野菜などの生産が盛んです。地域内には、阿武隈川や摺上川が流れ、河川敷に多様な植物が生育しています。近年、遊休農地*などへのセイタカアワダチソウの繁茂による影響などで、在来植物が駆逐されています。

【梁川地域】 梁川地域の地形は概ね山地丘陵地と平地に区分されます。

山地丘陵地

梁川地域の4割を占める山地丘陵地は、我が国の中間温帯林を代表する森林で、近年植樹などにより人工造林を行ってきました。かつては、アカマツ・スギ・コナラ・クヌギ・クリなどが次々と伐採され、建築用資材をはじめとして、土木用資材、農林業資材(ホダ木など)として利用されてきました。最近では、椎茸・シメジ・ナメコなどのチップ材または炭などに利用されています。

また、植物は、ヤマユリ・ショウブ・カタクリ・アヤメ・タンポポ・シロツメクサなどの在来種ですが、近年は遊休農地*などに外来種*であるセイタカアワダチソウやクズ葉・カラスウリが繁茂し、農村景観を損ねています。

丘陵地と平地の漸移帯

丘陵地から平地に移る傾斜地には、養蚕が盛んだった頃の桑園がかなりの面積で広がっていましたが、現在では果樹(柿・りんご・もも・ぶどう・さくらんぼなど)の生産が行われています。

平地

平地に雑木林などではなく、防風林(居久根)としてスギ・ケヤキ・竹林などが人工的に植生しています。

【保原地域】

南部の山地丘陵地にはアカマツ林と広葉樹林(コナラなど)が混在する林相を形成していますが、近年は、松くい虫による被害のためアカマツは急激に減少しています。

また、北部の低地を含め、地域全体にシラカシなどの常緑広葉樹やケヤキの分布が見られます。近年は、オミナエシ・リンドウ・シュンランなど、かつては人の暮らしの近くで普通に見られた植物の生息場所が少なくなり、クズ・イネヨモギ・セイタカアワダチソウなど、単一種が独占的に繁殖する傾向も多くみられます。

【霊山地域】

霊山地域の約7割を占める山地丘陵地には、アカマツをはじめ、スギ・ネズ・コナラ・クヌギ・ヤマウルシ・アオハダ・ヌルデ・トリネコ・アズキナシ・ウリハダカエデ・リョウブ・エゴノキ・ネジキ・ナツハゼ・コシアブラ・ウワミズザクラ・ハシバミ・クリ・ヤマフジ・アケビなどの樹木が主要なものです。

【月舘地域】

月舘地域の約5割を占める山林ではアカマツ林と広葉樹林(コナラなど)が混在する林相が形成されていますが、近年は、松くい虫による被害のため、アカマツは急激に減少しています。

また、地域全体にシラカシ・ヤブツバキ・イヌツゲ・アセビなどの常緑広葉樹やケヤキ・クヌギ・ミズキの分布も見られます。近年、ヤマユリ・ハナショウブ・シュンランなどは、かつては人の暮らしの近くで見られた植物の生息場所が少なくなり、クズ・セイタカアワダチソウなどの単一種が独占的に繁殖する傾向も多くみられます。

(動物)

【伊達地域】

伊達地域には、モグラ、野ネズミ、ハクビシン、カラス、ムクドリ、スズメ、コウモリなどの動物が生息しています。昔は多く生息していたヒバリを見ることができなくなりました。魚は、コイ、サケ、アユ、ウグイ、フナ、モロコ、ドジョウなどが生息しています。

【梁川地域】

梁川地域には、モグラ・コウモリ・ノウサギ・リス・ムササビ・ネズミ・タヌキ・キツネ・イタチ・アナグマ・ハクビシン・イノシシ・ニホンザル・ニホンカモシカなどの小型から中型の動物が生息しています。

【保原地域】

保原地域には、タヌキ・ノウサギ・ホンドリスなどが生息し、近年はハクビシンの生息も確認されています。

【霊山地域】

霊山地域には、モグラ・リス・ハツカネズミ・アカネズミ・ヒメネズミ・ドブネズミ・タヌキ・キツネ・テン・イタチ・ノウサギ・ムササビ・イノシシ・ニホンザル・ハクビシン・ニホンカモシカなどの小型から中型の動物が生息しています。

【月舘地域】

月舘地域には、アカネズミ・アブラコウモリ・イノシシ・イタチ・ノウサギ・カヤネズミ・キツネ・タヌキ・ニホンリス・ハクビシン・モグラ・ハタネズミなどの小型から中型の動物が生息しています。

資料：「平成18年度 田園環境整備マスタープラン」

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■生物の生息・生育環境の保全

適切な地域指定の推進		【実施担当課】
1	鳥獣保護区や自然環境保全地域などの適切な地域指定を推進し、生物の生息環境の保全に努めます。	農 政 課 環 境 防 災 課
開発に際しての生態系への配慮		【実施担当課】
2	関係機関と連携し、生態系*などに配慮した多自然川づくり・管理を推進します。	土 木 課
3	開発事業者への指導・協議を徹底し、開発に際して生態系*への配慮を十分に行うよう努めます。	都 市 計 画 課 事 業 担 当 課

■野生動植物の適正な保護・管理

野生動植物の実態把握		【実施担当課】
4	市民の協力（目撃情報の提供など）を得るなどしながら、関係機関と連携を図り、野生生物の生息・生育状況などの実態を把握し公表します。	環境防災課 農政課
野生動物の保護		【実施担当課】
5	傷病野生動物の保護に努めます。	環境防災課 農政課
6	野生動物の捕獲禁止について啓発を行うとともに、防護柵などの整備補助を実施します。	環境防災課 農政課
有害鳥獣による被害防止対策の推進		【実施担当課】
⑦	イノシシ、ハクビシン、ニホンザル、カモシカ及びカラスなどの有害鳥獣による農作物被害防止対策の推進に努めます。	農政課
外来種対策の推進		【実施担当課】
8	外来種*に関する適正な情報や持ち込みの禁止について、周知や啓発に努めます。	環境防災課 農政課
9	希少生物の生息調査や保護施策については、県や市民団体などと連携して推進します。	環境防災課

（３）市民の取り組み

- 市や民間団体などが行う貴重な野生生物などの保護活動に参加・協力しましょう。
- 地域の生態系*を理解するため、生物調査などに参加・協力しましょう。
- 動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしないようにしましょう。
- 動植物（移入種）の持ち込みなど、生態系*を乱すような行為はやめましょう。
- 野生動物（鳥獣）に餌を与えないようにしましょう。また、被害防止のための対策を講じましょう。
- 動物の生態に配慮した適正な狩猟に努めましょう。

（４）事業者の取り組み

- 開発事業を行う際は、鳥獣保護区や緑地環境保全地域などの地域指定の規則に従うとともに、水や緑の連続性に配慮し、生態系*などへの負荷を抑制した計画的な事業活動に努めましょう。
- 河川や用水路の護岸整備にあたっては、自然環境に配慮した工法の採用に努めましょう。
- 夜間照明は、生物に影響を与えないよう、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮しましょう。
- 環境に配慮した農業に努めましょう。

（５）進行管理指標

	環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	○ 鳥獣保護区の指定数	ヶ所	H24	6	6
2	○ 鳥獣保護区の面積	ha	H24	1,756	1,756
3	◎ 鳥獣による農林業など被害金額	万円	H24	142	142

2【自然環境】豊かな自然の中で人々が共生できるまち

4 <環境要素>自然とのふれあい <基本施策>人と自然との豊かなふれあいの推進

(1) 現況と課題

自然には、山や川のように本来そこにあるものから、田畑や農村、都市公園のように人間がつくりだしたものまで非常に広い対象が含まれています。しかし、共通していることは、自然とふれあうことにより、安らぎや憩いを得ることができるとともに、自然や緑を守ることについて考えるきっかけができることです。

本市には、生活・歴史・文化の源となっている阿武隈川やそこに注ぐ中小河川、霊山などの貴重な自然が数多く残されています。そしてそれらの自然資源を活用した自然公園や登山道・遊歩道、体験施設、イベントなど、様々なかたちで自然とのふれあいの場や機会が整備されています。

今後も環境放射線モニタリング*調査などを継続し、正確でわかりやすい情報提供を行うことで、さらに自然とふれあうことのできる場や機会の整備・充実に取り組み、自然保護意識の高揚や自然と共生する上でのマナー向上などに努めていく必要があります。

■主な自然とふれあうことのできる場

伊達地域	愛宕山／阿武隈川／サイクリングロード
梁川地域	やながわ希望の森公園／二野袋公園(藤)／山舟生(アジサイ)／羽山登山道
保原地域	赤坂の里森林公園／高子沼二十境ハイキングコース／富成花見山自然公園／紅屋峠自然公園(千本桜)／薬師堂(桜)
霊山地域	霊山県立自然公園／霊山こどもの村／りょうぜん里山がっこう／霊山あすなろの里／霊山湧水の里／茶臼山(桜)
月舘地域	月見舘森林公園／布川せせらぎの里／セツ森街道(桜)／つきだて交流館もりもり



▲愛宕山



▲やながわ希望の森公園



▲赤坂の里森林公園



▲霊山こどもの村



▲月見舘森林公園

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■自然とのふれあいの場づくり

自然体験型の学習拠点の整備	【実施担当課】
1 霊山こどもの村、つきだて交流館もりもりなど、自然体験型施設の整備・学習機能の充実を図り、環境学習の拠点の整備に努めます。	農 林 整 備 課 商 工 観 光 課 総 合 支 所

■自然とのふれあいの機会づくり

ふれあい活動の推進	【実施担当課】
2 クライン・ガルテン*（滞在型市民農園施設）を整備します。	農 政 課 商 工 観 光 課 総 合 支 所
3 霊山などの自然資源を活用したエコツーリズム*やグリーンツーリズム*など、伊達市の特性を活かした農林業と体験型観光との連携を促す体制づくりに努めます。	農 政 課 商 工 観 光 課 総 合 支 所

自然観察イベントの参加促進	【実施担当課】
4 イベント告知や人材提供を通して、市民団体などによる自然観察イベントの開催を支援します。	環 境 防 災 課 総 合 支 所

自然体験型施設の利活用促進	【実施担当課】
5 霊山こどもの村やつきだて交流館もりもりなどの自然体験型施設の利用環境を整備し充実を図り、利用促進に努めます。	商 工 観 光 課 総 合 支 所
6 りょうぜん里山がっこう、霊山あすなろの里など、民間施設における利活用の促進を支援します。	商 工 観 光 課 総 合 支 所
7 やながわ希望の森公園、赤坂の里森林公園を始めとする市内のキャンプ場における宿泊学習の推進を図ります。	商 工 観 光 課 総 合 支 所

身近な自然とのふれあい	【実施担当課】
8 ビオトープ*の整備や自然観察会を開催するなど、子どもたちに対し身近な自然とのふれあいの場を提供します。	農 林 整 備 課 土 木 課 環 境 防 災 課 学 校 教 育 課

(3) 市民の取り組み

- 自然観察イベントなどに積極的に参加し、市の自然環境への理解を深めましょう。
- クライン・ガルテン*（滞在型市民農園施設）やグリーンツーリズム*、エコツーリズム*などで本市を訪れた人たちと積極的に交流し、本市への理解を深めましょう。
- 霊山こどもの村やつきだて交流館もりもりなどの自然体験型施設を積極的に利用しましょう。
- 自然とふれあう場で出したごみは必ず持ち帰りましょう。

(4) 滞在者に期待される取り組み

- クライン・ガルテン*(滞在型市民農園施設)やグリーンツーリズム*、エコツーリズム*に関心を持ち、農業体験や森林・里山体験などを積極的に行いましょう。
- 自然観察イベントなどに積極的に参加し、市の自然環境への理解を深めましょう。
- 霊山こどもの村やつきだて交流館もりもりなどの自然体験型施設を積極的に利用しましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	○ グリーンツーリズム*、エコツーリズム*による交流者数	人	H24	5,798	13,000
2	○ 自然体験型施設利用者数	人	H24	62,661	98,000



▲つきだて花工房



▲山舟生くぼたあじさい園

3【生活環境】誰もが健康で安心して暮らせるまち

1 <環境要素>大気環境 <基本施策>良好な大気環境の維持・保全

(1) 現況と課題

大気汚染とは、産業活動や日常生活などにより、大気中に様々な汚染物質が排出され、人の健康が損なわれ、快適な生活環境に影響を及ぼすことをいいます。

その原因としては、工場や事業所などの固定発生源から発生するばい煙や粉じん、自動車などの移動発生源から発生する排気ガスなどが主なものと考えられます。

隣接する福島市内に設置されている一般環境大気測定局の測定結果では、全国的に環境基準が達成されていない光化学オキシダント*を除き、二酸化窒素や浮遊粒子状物質*などは全て環境基準を達成しているため、本市の大気環境は総じて良好な状況といえますが、微小粒子状物質 PM2.5*への懸念も高まっていることから、大気状況を注視するとともに、大気汚染の未然防止の啓発を行っていく必要があります。

また、家庭用小型焼却炉やドラム缶などによる家庭ごみの焼却や農業残さの野焼きに伴う苦情が市に寄せられています。こうした問題の解決に向け、廃棄物処理法の規定に基づく処理方法の周知徹底を図っていく必要があります。

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■暮らしに伴う大気環境負荷の低減

家庭ごみの適正処理の促進

【実施担当課】

- 1 野外焼却などによる大気環境負荷の抑制を図るため、法律に基づく家庭ごみの適正な処理方法について指導や啓発に努めます。

環境防災課
総合支所

■事業活動に伴う大気環境負荷の低減

法律に基づく規制・指導

【実施担当課】

- 2 大気汚染防止法に基づき、工場や事業所の使用燃料の適正化に向けた指導、啓発に努めます。

環境防災課

事業系廃棄物の適正処理の促進

【実施担当課】

- 3 剪定枝や農業用ビニールなどの適正処理の指導・啓発に努めます。

環境防災課
農政課

■自動車からの大気環境負荷の低減

エコドライブの普及促進

【実施担当課】

- 4 環境負荷の少ない運転の実践を誓う「エコドライブ*宣言」の普及促進を図ります。

環境防災課

- 5 エコドライブ*講習会を開催し、環境負荷の少ない運転技術の普及に努めます。

環境防災課

- 6 燃費の状況が把握できるエコドライブ*モニターの活用を促すことで、ドライバー自らの省燃費運転を推進します。

環境防災課

■大気環境状況の監視

速やかな情報収集と情報発信

【実施担当課】

- 7 微小粒子状物質 PM2.5*濃度などの大気汚染物質の状況を注視し、注意喚起の情報提供がなされた場合は、速やかに市民や関係機関に周知します。

環境防災課

(3) 市民の取り組み

- 家庭ごみは適正に処理し、屋外でのごみの焼却はやめましょう。
- 自動車を購入・更新する際は、低公害車*や低排出ガス車、低燃費車*などの環境負荷の少ない自動車を選択しましょう。
- 自動車を適正に整備しましょう。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなど燃費効率のよいエコドライブ*を心がけましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 農林業に伴う剪定枝などや使用済み農業用ビニールなどは適正に処理しましょう。
- 事業所からの排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制に努めましょう。
- 自動車を購入・更新する際は、低公害車*や低排出ガス車、低燃費車*などの環境負荷の少ない自動車を選択しましょう。
- 自動車の適正な整備に努めましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
				年度	数値	最終(H32)
1	◎ 二酸化窒素	環境基準適合状況	ppm	H23	0.01	0.01
2	◎ 浮遊粒子状物質*	環境基準適合状況	mg/m3	H23	0.018	0.018



野焼きは禁止です。

風俗習慣上の行事や農作業で直接必要な場合などの一部例外を除き、廃棄物の屋外焼却(野焼き)は法律で禁止されています。

また、家庭用の簡易な焼却炉での焼却も出来ません。

家庭から出たごみはルールに従い適切に分別し、指定された場所に出しましょう。



3【生活環境】誰もが健康で安心して暮らせるまち

2 <環境要素>水・土壌環境 <基本施策>良好な水・土壌環境の維持・保全

(1) 現況と課題

(水環境)

本市を流れる河川は、市内北西部を縦断して北上する一級河川阿武隈川水系に属しています。

市内では大正橋において阿武隈川の水質調査が行われており、環境基準を達成しています。しかし、阿武隈川の支流である広瀬川、東根川、伝樋川などは市街地を流れているため、生活排水の流入などによる水質悪化が懸念されています。

特に広瀬川の支流である小国川については、毎年続けて水質環境基準(BOD*)を超過していました。主な原因は生活排水の流入であると考えられることから、広瀬川流域を「生活排水対策重点地域」として指定し、合併処理浄化槽の設置促進や流域自治体担当で構成する協議会などの活動を通じて、広瀬川の水質浄化に取り組んでいます。その結果、現在は着実に改善されつつあり、平成21年度以降は環境基準を下回っています。

また、市内の古川や東根川などの中小河川や排水路などにおいて、家庭や工場からの油類の流出による水質汚染事故が頻発しています。これらは故意によるものではなく、人為的な作業ミス(不注意)などによるものがほとんどであり、市では発生の都度、適正指導に努めています。

加えて、原子力災害の影響による河川水の放射性物質汚染が心配されているため、本市では、平成24年度から市内を流れる主要河川において河川水に含まれる放射性物質の調査を行っていますが、これまで、全ての調査地点において放射性物質は検出されていません。

本市における生活排水処理は、公共下水道施設と公共下水道供用区域以外は農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により行われています。

生活排水の公共下水道処理人口普及率は平成23年度末時点で31.6%、農業集落排水施設と合併処理浄化槽を含めた生活排水処理施設総数の人口普及率は53.8%となっており、福島県平均の公共下水道処理人口普及率49.2%及び生活排水処理施設総数の人口普及率75.3%と比較しても普及率が低く、整備が遅れています。

地域の特性に応じた計画的な排水対策が必要とされています。

■生活排水処理施設の整備状況(平成23年度)

地 域	住民基本 台帳人口	総 数		公共下水道		農業集落排水施設		合併処理浄化槽 他	
		処理・整備人口	普及率	処理人口	普及率	整備人口	普及率	整備人口	普及率
	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
伊達市	65,626	35,330	53.8	20,734	31.6	1,204	1.8	13,392	20.4
福島県	1,813,193	1,365,706	75.3	892,378	49.2	118,902	6.6	352,796	19.5

資料:福島県統計年鑑2013

（土壌環境）

土壌汚染は、その多くが事業活動に伴って排出される重金属類や化学物質などの有害物質を含んだ排水及びばい煙、廃棄物を介してもたらされています。土壌の汚染は累積的に拡大するため、汚染地域が広範囲に亘ります。また、土壌が一旦汚染されると、その汚染物質は長期間残留し、植物の生育や農畜産物などを通して、人の健康に影響を及ぼし続けることになり、その対策にも長い時間を要することとなります。

近年、これまでの鉱山などの影響による農用地の土壌汚染に代わり、有害廃棄物や化学物質などによる市街地の土壌汚染が懸念されており、平成3年以降、カドミウムや有機塩素系化合物など25項目について土壌の汚染に係る環境基準が設定されています。

本市では、健全な土壌を保全するために、農地などにおける農薬の適正な使用について啓発しているとともに、農薬・化学肥料を減じた環境保全型農業の普及を図っています。

また、放射性物質*による汚染の影響も懸念されますが、本市では自然減衰と迅速な生活圏の除染により、生活への影響は少なくなっています。

ただし、今後も放射性物質*の残存が避けられないことから、健康管理と連携した対策を行っていく必要があります。

（2）環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■生活排水処理対策の推進

公共下水道、の計画的な整備促進		【実施担当課】
1 認可区域における公共下水道の整備を推進するとともに、事業の進捗状況などにより全体計画を見直し、効率的・効果的に整備を促進します。		下水道課
合併処理浄化槽の設置促進		【実施担当課】
② 公共下水道認可区域外、農業集落排水事業整備区域外の地域では、合併処理浄化槽の設置費助成などを通じて生活排水の適切な処理を推進します。		下水道課
3 合併処理浄化槽の性能維持・清潔保持のため、設置者に対して適切な維持・管理の指導・啓発に努めます。		下水道課
4 単独処理浄化槽の設置者に対して、計画的な合併処理浄化槽への切り替えを促します。		下水道課 環境防災課
適切な生活排水処理の啓発		【実施担当課】
5 家庭における適切な生活排水の処理について指導・啓発を徹底します。（合成洗剤、油など）		環境防災課

■産業排水処理対策の推進

適正な排水処理の指導		【実施担当課】
6 事業所からの未処理排水や化学物質などの漏洩を防止するため、適切な設備の設置や維持管理、作業方法などについて指導します。		環境防災課

■水質浄化対策の推進

流域連携による対策の推進		【実施担当課】
7	広瀬川は、水質汚濁防止法に基づき、広瀬川流域生活排水対策重点地域に指定されており、下水道区域内の未接続世帯に対する接続促進及び区域外の流域世帯に対して、合併処理浄化槽設置の促進や生活排水マナーの啓発に努めます。	下水道課 環境防災課
自然環境に配慮した河川整備・管理		【実施担当課】
⑧	関係機関と連携し、生態系*などに配慮した多自然川づくり・管理を推進します。	土木課
9	関係機関と連携し、河川や池沼などにおいて、水質浄化作用のある自然植生の保全に努めます。	土木課 農林整備課 環境防災課
10	県が指定する生活排水対策重点地点である広瀬川をはじめ、東根川、古川などの市内主要河川について、民間団体と協力するなどしながら、定期的に放射性物質*を含めた水質調査を実施し、結果を公表します。	環境防災課 総合支所
意識啓発の促進		【実施担当課】
11	水辺観察会などのイベントを通じて、市民の水質浄化に対する意識啓発に努めます。	環境防災課

■水資源の保全

節水行動の促進		【実施担当課】
12	広報紙やパンフレットなどを通じて、市民や事業者への節水意識の啓発に努めます。	水道総務課 環境防災課
13	庁舎や公民館、学校などの特に市民の利用が多い公共施設において、節水型機器・設備の率先導入に努めます。	各施設担当課
14	小中学校などのプール管理者に対し、夏季のプール使用に伴う水の適正利用を働きかけます。	学校教育課
雨水及び地下水利用の促進		【実施担当課】
15	公共施設における雨水貯留施設の導入及び雨水の雑用水としての利用を推進します。	各施設担当課
16	家庭や事業所における雨水貯留施設として、雨水タンクなどの設置を促進します。	環境防災課
17	井戸の適正管理や井戸水（地下水）汚染に対する啓発に努めつつ、井戸水の適正利用を促します。	環境防災課 施設工事課
雨水の地下浸透の促進		【実施担当課】
18	歩道や公共施設の駐車場などの整備に際しては、透水性舗装の採用に努めます。	土木課 各施設担当課

■ 土壌環境の保全

法令に基づく規制・指導		【実施担当課】
19	関係機関と連携し、工場・事業所に対して土壌汚染防止法に基づく規制・指導を推進します。	環境防災課
農薬使用の適正化		【実施担当課】
20	関係機関と連携し、適正な農薬使用と有機栽培*や減農薬栽培への取り組みを促進します。	農政課
21	関係機関と連携し、農薬を散布する際の隣接するほ場や住宅などへの飛散（ドリフト）防止について指導・啓発に努めます。	農政課
22	農薬を使用（または散布）する際、残液や空き瓶、空き袋、散布機器の洗浄液などは、適切に処理を行うように指導・啓発に努めます。	農政課

（３）市民の取り組み

- 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置・維持管理により、生活排水の汚濁防止に努めましょう。
- 井戸を所有（井戸水を飲用）している家庭では、適正管理に努めましょう。
- 無リン洗剤など、環境負荷の少ない洗剤を利用しましょう。
- 調理くずなどは、分別などにより適正に処理しましょう。
- 地域における河川やため池などの清掃に協力しましょう。
- 庭などの宅地内はなるべく雨水が浸透しやすい状態に保ちましょう。
- 節水や雨水の有効利用に努めましょう。
- 減農薬・減化学肥料や有機栽培*でつくられた作物を積極的に購入しましょう。
- 除草剤などの使用にあたっては、必要最小限に抑えましょう。

（４）事業者の取り組み

- 事業活動に伴う排水は、法規制に基づき適切に処理しましょう。
- 開発工事に伴う土砂の流出を防止しましょう。
- 家畜などのふん尿は、適正に処理しましょう。
- 農薬などは適正に使用しましょう。
- 河川やため池などの清掃活動、環境美化活動などに積極的に協力しましょう。
- 水道メーターを定期的に確認し、水漏れを防ぎましょう。
- 雨水タンクなどを設置し、雨水の有効利用に努めましょう。
- 敷地内はなるべく雨水が浸透しやすい状態に保ちましょう。
- 農薬や化学肥料などは適正に使用するとともに、減農薬、減化学肥料栽培に努めましょう。
- 農薬を多く使用する事業者は、農薬使用に伴う環境負荷軽減に努めましょう。
- 農業者間における使用農薬の種類や時期について調整などを行いましょう。
- 農薬販売事業者は、販売する際に適正使用に関する指導に努めましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	◎ 小国川の水質基準(BOD*75%水質値)	mg/ℓ	H23	1.7	1.5
2	◎ 広瀬川の水質基準(BOD*75%水質値)	mg/ℓ	H23	1.1	1.0
3	◎ 古川の水質基準(BOD*値)	mg/ℓ	H23	10.2	7.0
4	○ 汚水処理人口普及率 (汚水処理施設整備人口／市人口)	%	H24	56.4	73.2
5	○ 公共下水道接続率 (公共下水道接続人口／公共下水道整備区域内人口)	%	H24	66.5	75.8
6	○ 農業集落排水接続率 (農業集落排水接続人口／農業集落排水整備区域内人口)	%	H24	96.5	98.9
7	○ 合併処理浄化槽処理人口普及率 (合併処理浄化槽設置人口／市人口)	%	H24	22.6	35.0
8	○ 合併処理浄化槽設置基数(補助金交付対象)	基	H24	117	230
9	○ 合併処理浄化槽設置基数(補助金交付対象)累計	基	H24	2,504	4,603



「ほんのちょっと」が、川をこんなに汚しています。

右の表は、魚が住める水質にするために必要な水量の目安です。例えば、使用済み天ぷら油(20ml)を間違えて排水口に流してしまった場合、魚が住める水質に戻すためには6,000ℓの水が必要、という意味です。6000ℓとは、普通のバスタブ(300ℓ)の20杯分にも相当します！

普段、何気なく流しているものでも、水質を元に戻すためにはこれだけの水量で薄める必要があるのです。

■魚が住める水質にするために必要な推量の目安(ℓ)

使用済み天ぷら油(20ml)	6,000
マヨネーズ(大さじ1杯、15ml)	3,900
牛乳(コップ1杯、200ml)	3,300
ビール(コップ1杯、180ml)	3,000
1回目の米のとぎ汁(500ml)	1,200
肉じゃがの汁(100ml)	990
中濃ソース(大さじ1杯、15ml)	390
シャンプー(1回分、4.5ml)	201
台所用洗剤(1回分、4.5ml)	201

資料:「生活排水読本」(環境省)をもとに作成

3【生活環境】誰もが健康で安心して暮らせるまち

3 <環境要素>廃棄物・リサイクル <基本施策>3R*と適正な廃棄物処理の推進

(1) 現況と課題

本市から排出される一般廃棄物については、1市3町(伊達市、桑折町、国見町、川俣町)で構成する伊達地方衛生処理組合において処理しています。

本市の平成23年度における1人1日あたりのごみ排出量は約1,003g、リサイクル率は11.6%であり、県平均(同1,068g、14.1%)、全国平均(同975g、20.4%)と比べリサイクル率が低い状況です。

生活ごみの収集では、正しい分別の啓発・実践のため、ごみの排出時に指定ごみ袋に排出者氏名を記入する記名出し制度を導入しています。必ずしも記名が徹底されてはいませんが、ごみの分別促進に貢献しています。ただし、まだまだ分別が徹底されているとはいえない状況にあります。

なお、平成18年の合併当初は旧町ごとに収集回数などのごみ出しルールが異なっていましたが、現在は市内全体で統一化を図り、ごみ出しカレンダーの配布などを通じて、市民に周知徹底を図っています。

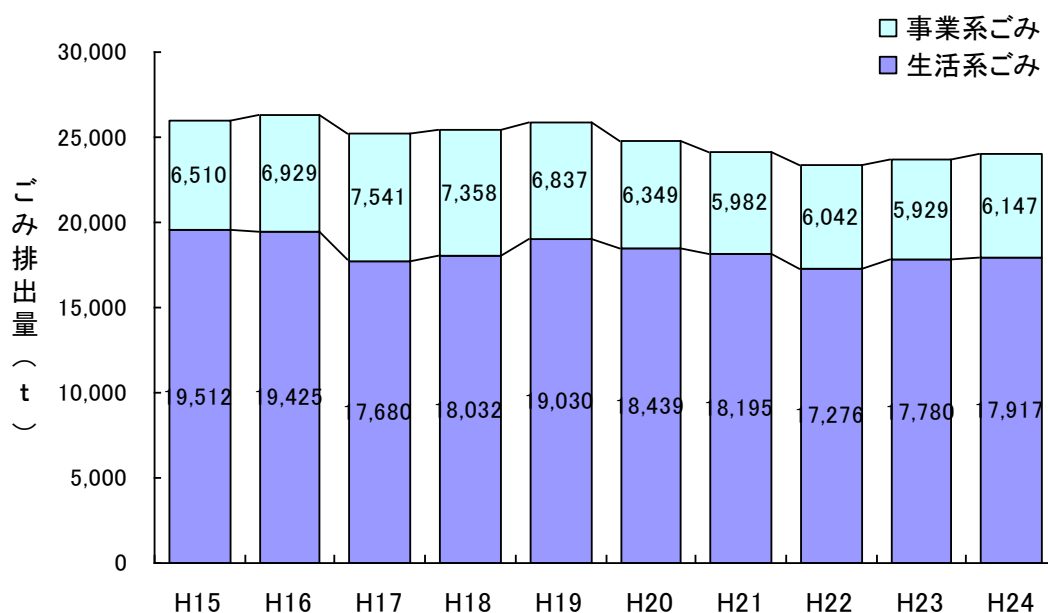
近年は生活系・事業系ともにごみの排出量は着実に減少していましたが、東日本大震災後の平成23年度、平成24年度は、その影響もあり特に粗大ごみなどが増加したことから、若干ながらごみ排出量が増加に転じています。

また、本市では、生活環境の保全と安全・安心の確保を図るため、東日本大震災により被災、損壊した家屋などの解体・撤去事業としておよそ22,600tの災害廃棄物の処理を行いました。

伊達地方衛生処理組合では、上記事業以外の災害廃棄物処理を行っており、適正処理や再生利用を進めています。

今後は、さらなるごみの減少とリサイクル率の向上を目指し、市民や事業者とともに、さらなる分別化、資源化への取り組みが必要です。

■ごみ排出量の推移



資料 伊達地方衛生処理組合

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■ごみの減量化

生活系ごみの減量化	【実施担当課】
① 県事業の「ストップ・ザ・レジ袋」実施店などにおける、レジ袋削減を推進するために、毎月8日、9日のマイバック推進デーの周知・啓発などを通じてマイバッグの持参運動を促進します。	環境防災課 商工観光課
② 生ごみ減量化処理機購入補助金制度（電動生ごみ処理機、コンポストなど）の周知に努め、同制度の利用を通じて生ごみの減量化を図ります。	環境防災課 総合支所
3 「もったいない運動」や「ごみダイエット宣言」などの取り組みを通じて、家庭における省資源、ごみの発生抑制・減量化に向けた取り組みを促進します。	環境防災課
④ ごみの減量化のため、マイ箸、マイボトル、マイカップなどの携行・利用を促します。市役所職員は率先してこれらの利用に努めます。	環境防災課
5 学校給食や飲食業などの残さは廃棄物とせず、飼料化や堆肥化をし、有効活用に努めます。	環境防災課 教育委員会
事業系ごみの減量化	【実施担当課】
⑥ 伊達地方衛生処理組合に持ち込まれる事業系ごみについて、分別や減量化を推進します。特に、不燃ごみやリサイクル可能な古紙類などについて、事業者自らによる資源化と適正な処理を促進します。	環境防災課
7 建築廃材のリサイクルを促進するとともに、リサイクルしやすい建築材の利用を促進します。	環境防災課 商工観光課

■再使用・再生利用の促進

資源ごみの回収促進	【実施担当課】
⑧ プラスチック製品や紙類などの資源物指定品目の分別徹底を周知するとともに、リサイクル推進のため、新たな資源物指定品目の検討を行います。	環境防災課 総合支所
9 資源集団回収の取り組みを促進します。	環境防災課 総合支所
10 収集した資源物を安定的で適正な流通ルートに乗せるため、リサイクル施設やストックヤードなどの整備に努めます。	環境防災課
11 市民の清掃事業やリサイクルへの協力を得るため、市民のリサイクル活動の拠点となる施設の整備・充実に努めます。	環境防災課
12 ごみ減量化・資源化施策の推進と、省資源・リサイクルなど環境に配慮したライフスタイルの市民への普及・啓発を行います。	環境防災課 総合支所
⑬ 資源の有効活用と環境汚染防止のため、小型家電リサイクル制度による分別回収を検討します。	環境防災課

事業系ごみの再利用促進	【実施担当課】
14 情報提供などを通じて、県内で生じた廃棄物などを利用して製造された優良な製品を県が認定し、利用を推進する「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」の認定を促進します。	環 境 防 災 課

■ごみの適正処理の推進

分別排出、ごみ出しルールの周知徹底	【実施担当課】
15 正しい分別の啓発・実践のため、ごみ袋記名出し制度を継続します。	環 境 防 災 課 総 合 支 所
16 ごみ出しルールの周知徹底のため、家庭用ごみ収集カレンダーを作成し、各世帯へ配布します。	環 境 防 災 課 総 合 支 所
17 ごみの分別方法やリサイクルに関する相談などに対し、迅速に対応できる体制の整備に努めます。	環 境 防 災 課 総 合 支 所
18 廃棄物の不適正処理の原因となる、一般廃棄物収集運搬許可のない違法な不用品回収などの防止に取り組み、廃棄物の適正な収集運搬・処理に努めます。	環 境 防 災 課 総 合 支 所
ごみステーションの適正管理	【実施担当課】
19 地域におけるごみステーションについて、地域の自主的な管理、美観保持の取り組みを促進します。	環 境 防 災 課 総 合 支 所
市民サービスの充実、適正化	【実施担当課】
20 集積所までごみを持ち運ぶことが困難な高齢者や身体障害者に対する支援策を実施します。	高 齢 福 祉 課 社 会 福 祉 課 環 境 防 災 課
21 適正なごみ処理を推進するために必要な経費について精査し、排出量に応じた負担の公平化を図ります。	環 境 防 災 課 総 合 支 所

(3) 市民の取り組み

- 買い物の際は、簡易包装商品の選択に努めるとともに、マイバッグやマイバスケットを持参するなどして、レジ袋の利用を控えましょう。
- マイ箸、マイボトル、マイカップなどの携行・利用に努めましょう。
- 食材購入や調理方法、献立などの工夫により、家庭から出る調理くずや食べ残しなどの生ごみを減らしましょう。
- 家庭から出る生ごみは、生ごみ処理機を活用するなどして減量化やリサイクルに努めましょう。
- 容器や包装紙などはすぐに廃棄物とせず、再利用などに努めましょう。
- 地域で行われる廃品回収や集団資源回収に協力しましょう。
- 不要なものでもまだ使えるものは、フリーマーケットなどに提供しましょう。
- 不用品は、トラック型回収、空き地型回収などの一般廃棄物収集運搬業許可のない違法な回収業者に引き渡さないよう注意し、適切な方法で処分しましょう。
- 環境学習イベントや見学会などに積極的に参加し、市のごみ処理やリサイクルの仕組みについて理解を深めましょう。
- 「家電リサイクル法」により資源回収が義務づけられている冷蔵庫やエアコンなどは、適切に処分しましょう。

- ごみや資源物は市で決められた収集日を守り、決められた方法に従って排出しましょう。
- ごみはきちんと分別しましょう。特にプラスチック製品や紙類は分別を徹底し、可燃物ではなく資源物として排出するようにしましょう。
- 地域において、ごみステーションを適切に管理し、美観を保持しましょう。

(4) 事業者の取り組み

- リサイクルしやすい製品の開発に努めましょう。
- 物品購入の際、不要な包装箱などは可能な限り納入業者などに持ち帰ってもらいましょう。
- 資料やカタログ類は無料提供であっても必要なもの以外は受け取らないようにしましょう。
- リサイクル可能な古紙類は可燃ごみとして出さず、適切に分別回収して古紙リサイクルに努めましょう。
- 飲食店や食品加工場などでは、メニューや調理方法の工夫により、調理くずや残飯などの生ごみの減量化に努めましょう。なおも残る生ごみは他産業(特に農業)との連携で有効活用しましょう。
- 卸売り・小売業では、商品の簡易包装や梱包材などの発生抑制に努めましょう。また、消費者にレジ袋の利用を控え、マイバッグやマイバスケットを利用するように呼びかけましょう。
- 事業系ごみは決められた排出ルールを守り、排出者の責任において適正に処理しましょう。
- 産業廃棄物は、適切な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど、適切に処理しましょう。
- 建設業では、建設発生土の有効利用やアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材などの再資源化を推進しましょう。
- 建設業者などは「建設リサイクル法」及び「マニフェスト制度」を理解し、産業廃棄物の再資源化及び不法投棄の未然防止に努めましょう。

(5) 進行管理指標

環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	◎ 一人一日当たりのごみ排出量	g	H24	1,039	871
2	◎ ごみ総排出量	t	H24	24,816	20,000
3	◎ リサイクル率	%	H24	12.5	20.0
4	◎ 古紙類再資源化量	t	H24	1,545	2,200
5	○ 生ごみ処理機購入助成件数	件	H24	14	30

3【生活環境】誰もが健康で安心して暮らせるまち

4 <環境要素>身近な生活環境 <基本施策>身近な生活環境の保全・向上

(1) 現況と課題

(悪臭)

悪臭は、人の臭覚により直接感じられるうえ、発生源が比較的身近にあることから、一般的に苦情の多い項目となっています。悪臭の発生源は、主に生活系(生活排水など)と事業系(工場、事業所、家畜など)に分けられます。悪臭苦情における発生源は工場や畜産フン尿などが多いとされています。

本市の伊達・梁川・保原地域の市街地や工業団地などの一部は、悪臭防止法に基づく規制地域に指定されており、悪臭物質ごとの濃度規制を受けています。

また、伏黒及びその周辺地域について、近年畜舎などからの臭気に関する苦情が増加していることから、平成24年3月より悪臭防止法による規制地域に指定され、臭気指数による規制を受けています。

今後も、悪臭防止法に基づく規制基準順守の徹底と、適切な臭気防止対策について指導していくことが必要です。

(騒音・振動)

騒音や振動は悪臭と並び感覚公害と呼ばれています。直接的に人間の感覚を刺激し、人体に対して、心理的影響を与えることが多く、生活環境を保全する上で重要な問題となっています。

こうした騒音や振動の防止対策として、市では発生源となり得る工場・事業所の監視などを行うとともに、騒音規制法や振動規制法などの各種法規制に基づく届出の徹底や基準値の順守、防止対策の指導などを行っています。

なお、本市の伊達地域は騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域、福島県生活環境の保全などに関する条例に基づく深夜騒音規制地域に指定されており、良好な住環境を保全するため、用途地域ごとに規制基準が定められています。

本市では、以前は騒音・振動に関する苦情は寄せられていませんでしたが、近年になって苦情が寄せられています。今後も引き続き各種法規制に基づく届出や防止対策の徹底を図っていくとともに、最近はこうした規制に馴染まない日常生活における近隣騒音が問題になることもあることから、近隣に配慮した暮らし方に関する啓発も必要です。

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■騒音・振動・悪臭防止対策の推進

家庭における悪臭防止の取り組み促進		【実施担当課】
1	家庭における生活雑排水対策や合併処理浄化槽の整備・点検など、悪臭防止に関する対策や取り組みを促進します。	下水道課 環境防災課 総合支所
工場や事業所、畜産農家に対する指導・規制、公害防止対策の促進		【実施担当課】
2	関係機関と連携し、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法などの各種法規制に基づき、工場や事業場における騒音・振動・悪臭の規制・指導に努めます。	商工観光課 農政課 環境防災課
3	畜産農家に対し、助成制度の情報提供などを行いつつ、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進が図られるよう、ふん尿処理施設の整備、臭気防止対策などの指導に努めます。	農政課 環境防災課 総合支所

■近隣公害の未然防止

近隣生活騒音の防止		【実施担当課】
4	ペットのむだ吠えの抑制など、ペットの適切な飼い方、マナーやモラルについて指導・啓発に努めます。	環境防災課 総合支所
5	ピアノやカラオケなどの近隣生活騒音の防止に関する啓発に努めます。	環境防災課 総合支所
深夜騒音の防止		【実施担当課】
6	深夜営業店舗におけるカラオケなどの深夜騒音に対する指導・啓発に努めます。	環境防災課 総合支所
低周波音の防止		【実施担当課】
7	工場のコンプレッサーや家庭用のボイラー、エアコンの室外機などによる低周波音防止のため、設置場所などに関する適切な指導・啓発に努めます。	環境防災課 総合支所

(3) 市民の取り組み

- 自動車運転時の無駄な空ぶかしやアイドリングは控えましょう。
- 家庭でのピアノやカラオケなどは、近隣に迷惑をかけないよう、時間帯や音量に配慮しましょう。
- 飼い犬が無駄吠えをしないよう、飼い主は適切にしつけましょう。
- 身近にある快適な音について関心を持ちましょう。
- 合併処理浄化槽の適切な維持管理や自宅周辺の下水・側溝の定期的な清掃などにより、悪臭の発生を抑制しましょう。
- ごみは決められた日に決められた場所へ出しましょう。
- ごみステーションの清掃、管理に努めましょう。
- 花を植えるなどして、生活に潤いをもたらすかおりの保全・創出に取り組みましょう。
- 身近にある快適なかおりについて関心を持ちましょう。

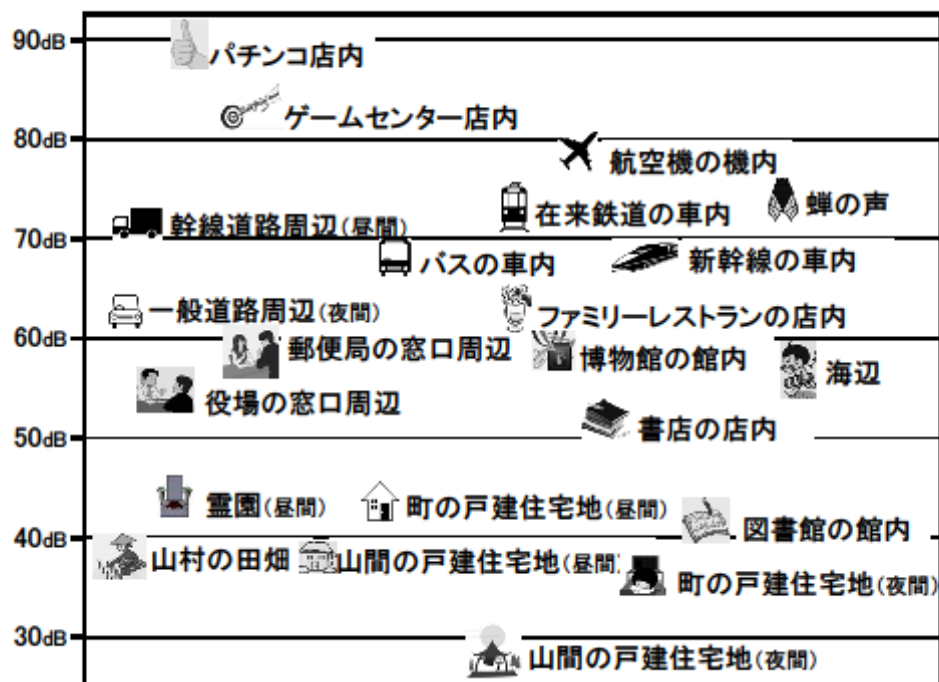
(4) 事業者の取り組み

- 「騒音規制法」や「振動規制法」に基づき、工場や事業所から発生する騒音・振動の抑制に努めましょう。
- 建設工事を行う際は、低騒音・低振動型機械を使用しましょう。
- 深夜営業などを行う際は、「騒音規制法」を順守し、近隣に迷惑をかけないように配慮しましょう。
- 合併処理浄化槽など、悪臭の原因となる施設について、適正な管理に努めましょう。
- 工場や事業所、畜産農家では、「悪臭防止法」を順守し、発生防止に努めましょう。

(5) 進行管理指標

環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	○ 公害苦情件数	件	H24	8	2
2	○ 公害苦情件数のうち悪臭に関する件数	件	H24	3	0
3	○ 公害苦情件数のうち騒音・振動に関する件数	件	H24	3	0

■ 騒音の目安(地方都市・山村部用)



資料:「全国環境研協議会 騒音小委員会」

4【快適環境】ゆとりと潤いのある快適に暮らせるまち

1 <環境要素>都市的環境 <基本施策>暮らしにおけるゆとりと潤いのある空間の保全・創出

(1) 現況と課題

現在、市街地における都市化が進行するなかで、道路や上下水道などの都市基盤の整備とともに、生活に潤いと、安らぎを与えてくれる、公園や緑地など良好な緑地空間の創出が求められています。

本市の都市計画公園としては、保原地域に街区公園4箇所と総合公園1箇所の計5箇所が整備されています。また、保原総合公園については、施設の老朽化が進んでいたことから、平成25年度に遊具の改修などを行い、子どもたちが安全・安心に利用できる公園としてリニューアルしました。

今後は、市街地における緑の果たす役割や重要性を市民に理解してもらうとともに、公共施設や道路、公園などの公共スペースにおける緑化を市民と連携しながら推進していく必要があります。また、各家庭や事業所敷地などにおいても緑の保全・創出を促進していく必要があります。

さらに、都市公園や緑のオープンスペースなどは、大規模災害時の避難地や復旧・復興活動の拠点などの役割も果たすため、各地域において計画的に整備・管理を推進していくことが必要です。

■都市計画公園の整備状況

地 域	種 別	名 称	計画面積(ha)	供用面積(ha)	整備率(%)
保原地域	街区公園	保原公園	0.50	0.50	100.0
		弥生町公園	0.19	0.19	100.0
		久保公園	0.11	0.11	100.0
		丸山公園	0.15	0.15	100.0
		計	0.95	0.95	100.0
	総合公園	保原総合公園	10.80	10.80	100.0
伊達市計		5 箇所	11.75	11.75	100.0

資料:福島県都市計画年報(平成24年3月31日現在)

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■良好な住環境の保全・創出

開発と環境保全の調和のとれた土地利用の推進

【実施担当課】

- 1 伊達市都市計画マスタープランを見直し、伊達市健幸都市*基本条例や伊達市復興計画の推進を図るとともに、農地・自然と調和した計画的な土地利用を推進します。

都 市 計 画 課
農 政 課
総 合 政 策 課

計画的な公園・緑地の保全・整備

【実施担当課】

- 2 市域の緑地保全や緑化推進の基本方針となる緑の基本計画を策定し、施策の実施に努めます。

都 市 計 画 課

歩いて暮らせるまちづくりの推進		【実施担当課】
3	歩行者が街中などを安全に通行できる歩行者空間の整備を行います。	健康都市推進室 土木課 管理課 都市計画課
4	賑わいのあるコンパクトな商店街の形成を推進します。	健康都市推進室 土木課 管理課 都市計画課

■良好な街並みの保全・創出

伊達市らしい街並みの保存・創出		【実施担当課】
5	伊達市らしさの残る歴史的建造物などと調和した街並みの保存に努めます。	教育総務課 都市計画課
6	田畑や果樹園が醸し出す田園・里山風景の保全に努めます。	農政課 総合支所

景観阻害要因の改善促進		【実施担当課】
7	適切に管理されていない空き地や空き家の管理者に対し、除草などの適正管理を啓発・指導します。	環境防災課 総合支所
8	中心市街地や主要な景勝地などを中心に、電線類の地中化を検討します。	土木課
9	屋外広告物について、街並みを損ねることがないように適正な規制・誘導に努めます。	都市計画課
10	街の美観を損ねる違法屋外広告物の撤去に努めます。	都市計画課
11	悪質な落書きについては、警察と協力しつつ、法に基づき厳正な対処に努めます。	環境防災課 総合支所

■緑化の推進

市街地における緑化の推進		【実施担当課】
12	住宅地の整備などに際しては、地区計画制度や緑地協定などの活用を促進します。	都市計画課
13	地域住民の協力を得て、既存の樹林地や屋敷林について、保存樹の指定などにより保全に努めます。	都市計画課 教育総務課 環境防災課
14	苗の提供や顕彰制度の充実などを通じて、花いっぱい運動の取り組みや緑のカーテンの普及を促進します。	都市計画課 土木課 環境防災課 総合支所
15	生け垣設置費用の補助制度などを検討し、生け垣の設置を促進します。	環境防災課 土木課
16	各種緑化イベントなどを通じて、緑化意識の啓発に努めます。	農林整備課 都市計画課 環境防災課

公共空間における緑化の推進

【実施担当課】

17 公共施設などの市が管理するスペースでは、率先して緑化に努めます。	各施設担当課
18 街路樹やポケットパークなどの整備を推進します。	都市計画課 土木課
19 庁舎や学校などにおける屋上緑化を推進します。	各施設担当課

(3) 市民の取り組み

- 住宅を建設する際は、周辺環境との調和や適正な土地利用に留意しましょう。
- 良好な居住環境を確保するために市が行う土地利用誘導施策の趣旨を理解し、協力しましょう。
- 地区計画制度や建築協定、緑地協定などの活用にも努めましょう。
- 生け垣の設置・整備に努めましょう。
- 家庭において緑のカーテンを実践しましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 開発事業を行う際は、「伊達市都市計画マスタープラン」などにに基づき、適正な土地利用に留意しましょう。
- 建物建設や開発事業などを行う際は、緑の保全・創出、周辺の歴史的環境や自然環境と調和した伊達らしい景観づくりに協力しましょう。
- 事業所などを建設する際は、土地利用に配慮しつつ、市街地への立地に努めましょう。
- 屋外広告物についてはまち並みを損ねることがないように、適正な場所に設置しましょう。
- まちの美観を損ねる立て看板などの違法看板はやめましょう。
- ライトアップする際は、周辺環境や省エネに配慮しましょう。
- 事業所敷地内の緑化に努めましょう。

(5) 進行管理指標

環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	◎ 一人当たりの都市公園面積	m ²	H24	2.1	11.1
2	○ 都市公園数	ヶ所	H24	5	28
3	○ 都市公園面積	ha	H24	11.75	61.13
4	○ 緑地協定締結件数	件	H24	1	1



協定締結による緑豊かな街並みの整備【諏訪野緑化景観協定】

本市西部の福島市に隣接する諏訪野地区(11.63ha)は、福島県住宅生活協同組合が事業主体となり、県の環境共生住宅市街地モデルとして整備されました。

都市緑地法第54条に基づく緑化景観協定を締結し、住民の主体的な維持・管理により、緑豊かな街並みが維持・創出されています。



▲良好な状態で維持・管理されている緑の街並み
(撮影:平成21年3月)

(1) 現況と課題

史跡や文化財などの地域に備わる歴史的文化的資源は、郷土の歴史・文化を正しく理解するために欠くことのできないものであり、将来の文化向上の基礎をなすものです。また、その地域の個性を形成する大きな要素であり、これらがまちとしての価値を高め、そこに住む人々の誇りとなります。

本市には多くの歴史的文化的資源が残されており、平成25年12月現在で登録されている市内の指定文化財は、国指定2件、県指定8件、市指定109件です。このほか、未指定の文化財も数多くあります。

国の史跡・名勝に指定されている名峰霊山をはじめ、伊達政宗が戦勝祈願したことで知られる梁川八幡神社、室町時代には伊達氏の本拠として機能した梁川城跡、修行僧の理想と地域の人々の信仰心を今に伝える岳林寺十六羅漢像など、各地域に貴重な史跡が多く残っています。

かつて蚕都と呼ばれ、養蚕業によって栄えた本市の産業文化を偲ばせる養蚕に関わる様々な用具類が「伊達地方の養蚕関連用具」(約2,530点)として国の登録有形民俗文化財に指定されています。

この他、郷土に伝わる伝統の祭りとしては、県の無形民俗文化財に指定され460年以上の歴史を誇る箱崎獅子舞(愛宕神社例大祭)、市の無形民俗文化財に指定されている羽山神社の祭り囃子、福島十大奇祭のひとつであるつつこ引き祭り、餅柱が珍しい蓮昌寺の十三溝会式などがあり、各地域の郷土への愛着を育む貴重な機会となっています。

近年、多くの自治体において、市民の歴史・文化に対する価値観の変化や地域における繋がり希薄化などを背景に、様々な歴史遺産や伝統的な文化・行事が失われようとしています。これと同時に、自然やものを大切にしてきた歴史も、価値観の変化から失われつつあります。本市においてもこれらの歴史的文化的資源の価値を改めて見つめ直し、文化財とのふれあいや学習の機会、伝統行事への参加などを通じて市民の理解や郷土意識を醸成し、自然やものを大切にしていた時代を振り返り、後世に守り伝えていく必要があります。

■指定文化財の状況

種 別		数 量
国指定	史跡・名勝	1
	登録有形文化財	1
県指定	建造物	1
	美術工芸品など	4
	史跡・名勝	2
	無形民俗文化財	1
市指定	建造物	8
	美術工芸品など	46
	史跡・名勝	18
	天然記念物	6
	有形民俗文化財	17
	無形民俗文化財	14
合 計		119

資料 : 教育総務課



▲ 霊山
(国指定史跡・名勝)



▲ 梁川城跡
(県指定史跡・名勝)



▲ 養蚕用具
(国指定有形民俗)



▲ つつこ引き祭り
(市指定無形民俗)

（２）環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■文化財の保全と活用

学習機会の充実		【実施担当課】
1	郷土の歴史・文化を理解する機会として、保原歴史文化資料館などの活用を促進します。	教育総務課
計画的な整備の推進		【実施担当課】
2	養蚕関連用具などの調査・整理に努めます。	教育総務課 農政課
3	地域の文化財は地域で守ることを基本に、文化財保護ボランティアを育成し、文化財の保存に努めます。	教育総務課
4	指定文化財の計画的な整備を推進します。	教育総務課

■伝統文化の継承と活用

伝統行事の継承と活用		【実施担当課】
5	地域の祭りや伝統行事などへの参加を促進します。	総合支所
6	伊達市指定文化財となっている民俗芸能などの保護・継承のための活動を支援します。	教育総務課

（３）市民の取り組み

- 文化財などに対する理解を深め、保護意識を持ちましょう。
- 郷土の歴史や文化に対する理解を深め、地域文化の振興に協力しましょう。
- 郷土の伝統産業や祭りに関心を持ち、積極的に参加・協力しましょう。

（４）事業者の取り組み

- 開発事業を行う際は、埋蔵文化財に留意し、必要に応じて調査に協力しましょう。
- 市などが行う郷土の歴史に関する資料の調査や収集に協力しましょう。
- 郷土の伝統産業や祭りに対する理解を深め、積極的に協力・支援しましょう。

（５）進行管理指標

	環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	○ 文化財、文化施設を活用したイベント参加者数	人	H24	900	1,000
2	○ 登録指定文化財数	件	H24	118	122

4【快適環境】ゆとりと潤いのある快適に暮らせるまち

3 <環境要素>まち美化 <基本施策>誰もが気持ちよく暮らすためのマナーやモラルの向上

(1) 現況と課題

近年、本市においてもペットを飼う人が増えており、これに伴い、放し飼いの犬や猫のフンの不始末など、ペットに関する苦情やトラブルが増えています。これらの原因の多くは、飼い主の無責任な飼育など、マナーやモラルに問題があると言われています。

また、ポイ捨てや不法投棄に関する情報や苦情が市に寄せられており、この問題が本市において顕在化・深刻化しつつあることが分かります。

こうした問題は総じて近隣への配慮不足、一人ひとりのマナーやモラル・道徳観の低下などが引き起こしている深刻な社会問題といえます。そして、これらの問題は一部の限られた大都市での問題ではなく、本市のような地方都市や山間部にまで及んでいます。

市では、不法投棄監視員を委嘱し、巡視により不法投棄の発生抑制・未然防止に努めているほか、啓発看板の設置や広報紙などを通じてルールへの順守やマナー・モラルの向上などを呼びかけています。しかし、最近では、こうした啓発活動だけでは成果が上がらず、罰則などを含めた規制手法に頼らざるを得ない自治体も増えています。

こうした規制的手法は最終的な手段として、本市では引き続き近隣への配慮やマナー・モラルの向上について啓発していく必要があります。

■市内における不法投棄の状況（平成24年度）

どの地域もタイヤとテレビの不法投棄が多いです。

単位：タイヤは本、ほかは台

	エアコン	TV	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	パソコン	その他	合計
伊達地域		48	2		45	5	29	129
梁川地域		8	1	1	121	5	4	140
保原地域		10	1	1	50		26	88
霊山地域	2		1	1	122		5	131
月舘地域		21	2	1	91	1	50	166
合計	2	87	7	4	429	11	114	654

注 伊達地方衛生処理組合に搬入された不法投棄ごみ

資料 一般廃棄物処理事業実態調査



▲家電製品(テレビ)



▲タイヤ



不法投棄を見つけたら通報を

市では、不法投棄対策として廃棄物不法投棄監視員を委嘱し、地域を巡視しています。不法投棄と思われる廃棄物を発見した場合は、監視員や市役所、警察に通報してください。

(通報のポイント)

①発見日時、②場所、③土地、④所有者、⑤廃棄物の種類、⑥廃棄物を運んでいる車のナンバー・会社名など、分かる範囲で通報してください。ただし、現場写真の撮影や、投棄者に対する注意は大変危険なため、絶対にしないで下さい。



(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■不法投棄・ポイ捨て対策の推進

意識啓発、教育の徹底		【実施担当課】
1	広報紙やチラシなどを通じてごみの不法投棄や散乱防止に関する意識啓発を図ります。また、必要に応じて不法投棄の禁止を強く呼びかける啓発看板を設置します。	環境防災課 総合支所
2	観光やレクリエーションなどで本市を訪れる人々に対し、看板や観光パンフでの呼びかけなどを通じて、ごみの持ち帰りを促進します。	環境防災課 商工観光課 総合支所
3	親世代への波及効果をねらいとして、学校において、ポイ捨てや不法投棄の防止に関する道德教育の充実を図ります。	学校教育課 環境防災課
環境パトロールの実施		【実施担当課】
4	廃棄物不法投棄監視員による定期的な巡視などにより、不法投棄の未然防止と迅速な処理に努めます。	環境防災課 総合支所
5	特に不法投棄が多い場所は、重点的に監視するエリアとして指定し、集中的な巡視や徹底した清掃で捨てづらい環境づくりに努めます。悪質な不法投棄が続く場合には、監視カメラを設置します。	環境防災課 総合支所
家電製品の不法投棄対策		【実施担当課】
6	家電リサイクル法に基づき、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機などの買い替え・廃棄時における処理方法について周知・啓発に努めます。	環境防災課 総合支所
建設リサイクルの推進		【実施担当課】
7	建設副産物の再利用先を安定的に確保する仕組みづくりに努めます。	土木課
8	建設発生土の受け入れ先を確保するため、市内及び近隣自治体における今後の開発事業などによる土需要を管理するなどし、計画的に残土処理ができるように努めます。	土木課

■環境美化の推進

美化活動への参加促進		【実施担当課】
9	市内の公園や広場などの公共施設を対象に、緑化や美化活動を地域住民がボランティアで受け持つまち美化プログラムを推進します。	都市計画課 土木課 総合支所 各施設担当課
10	地域住民やNPOなどに対し、福島県が実施する「うつくしまの道・川サポート制度」への参加・取り組みを促進します。	土木課
11	伊達市ボランティアの日による清掃活動、環境美化活動への参加を促進します。	土木課 学校教育課
12	地域で行われる一斉美化活動やクリーンアップ作戦などの取り組みを支援します。	土木課 総合支所

美化に関するルールやマナーの向上		【実施担当課】
13	庭先や農地などへのポイ捨てや犬のふん放置などで困っている市民の方などに、啓発用の環境美化看板を無料配付します。	環境防災課 総合支所
14	犬の登録及び狂犬病予防注射実施時などに、ふんの放置防止啓発用パンフレットやふんの回収袋などを犬の飼い主に配布するなどして、意識啓発に努めます。	環境防災課 総合支所
15	空き地や空き家の管理者に対し、除草や衛生害虫の予防・駆除などの適正管理を啓発・指導します。	環境防災課 総合支所
環境美化を促進する仕組みづくり		【実施担当課】
16	デポジット制度*の導入を、先進的に取り組む自治体の事例を踏まえながら、企業などに対して促進します。	商工観光課
17	環境美化や緑化活動などに積極的に取り組む個人や団体を顕彰します。	環境防災課 農林整備課

(3) 市民の取り組み

- 各地域の環境保全団体などと協力し、地域の一斉清掃や「うつくしまの川・サポート制度」などの活動に積極的に参加しましょう。
- 不法投棄を見つけた場合は、速やかに市や関係機関に連絡しましょう。
- ペットのふんの後始末や路上喫煙の自粛などマナーを守り、まちの美化に努めましょう。
- 公衆便所などはほかに使う人のことを考え、清潔に使いましょう。
- 地域の公園や広場などの公共施設を対象に行われているまち美化プログラムに町内会などで参加し、身近な道路や公園などの緑化・美化活動に取り組みましょう。
- 空き地の所有者は、除草や防虫、散乱ごみの防止、安全管理など、適正管理に努めましょう。
- たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨てはやめましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 地域で行われる一斉清掃や「うつくしまの川・サポート制度」などの活動に積極的に参加しましょう。
- 地域の公園や広場などの公共施設を対象に行われているまち美化プログラムに、事業所や職場などで参加し、身近な公園や広場などの緑化・美化活動に取り組みましょう。
- ペットの販売に際しては、飼い方など必要な説明を行いましょう。
- 事業所敷地内は除草や防虫、散乱ごみの防止、安全管理など適正管理に努めましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	○ 不法投棄搬入数	件	H24	654	200
2	○ うつくしまの道サポート制度登録団体数	団体	H24	6	16
3	○ うつくしまの川サポート制度登録団体数	団体	H24	1	6

5【地球環境】地域から地球環境の保全に貢献するまち

1 <環境要素>地球温暖化 <基本施策>地域から取り組む地球温暖化防止行動の推進

(1) 現況と課題

1750年頃から始まった産業革命以降の化石燃料の大量消費や開発による森林伐採などの人間活動により、大気中の二酸化炭素濃度は過去100年で産業革命前の約1.3倍となっています。そして、現在もなお増え続けています。

2013年9月に公表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第5次評価報告書第1作業部会報告書(自然科学的根拠)」では、地球温暖化が進行していること、そしてその原因が人間活動によることを科学的に論じています。

その中で、これからも人類が、これまでと同じような活動を続けた場合、今世紀末には、地球全体の平均気温が最大4.8℃上昇し、海面が最大82cm上昇すると言われています。

本県では、平成18年3月に策定した福島県地球温暖化対策推進計画を、東日本大震災の影響を踏まえて平成25年3月に改定しました。平成32年度の温室効果ガス排出量について、再生可能エネルギー*や県民・企業の省エネルギーに向けた努力などを行うことにより、平成2年度比で10～15%の削減を図ることを中期的な目標とし、深刻さを増している地球温暖化への対応を県として積極的かつ総合的に推進していくこととしています。

特に、東日本大震災後に注目が集まっている再生可能エネルギー*については、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」や「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」を策定し、再生可能エネルギー*の飛躍的な推進と、安全・安心で持続的に発展可能な社会に向けた取り組みを進めています。

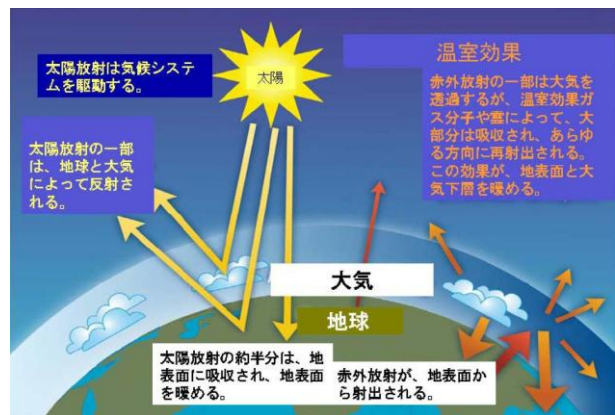
本市における二酸化炭素排出量については、2005年頃までは排出量は上昇していましたが、それ以降は減少傾向にありました。

しかし、本市の2011年度(平成23年度)の二酸化炭素排出量は約456千t-CO₂であり、原子力災害の影響による火力発電用の燃料消費の増加や、東日本大震災による震災復興事業などにより増加に転じています。

本市の地球温暖化対策については、平成22年4月から施行されている伊達市環境基本条例において、市は総合的かつ計画的に地球温暖化対策に取り組んでいくことが明記されています。

今後は、環境にやさしい低炭素社会・持続可能な社会の実現に向け、省エネルギーのさらなる推進や再生可能エネルギー*の導入促進などへの取り組みを強化していく必要があります。

本計画で掲げる温暖化対策の方向性を踏まえ、各主体の連携のもと、まずは地域でできることから取り組んでいく必要があります。



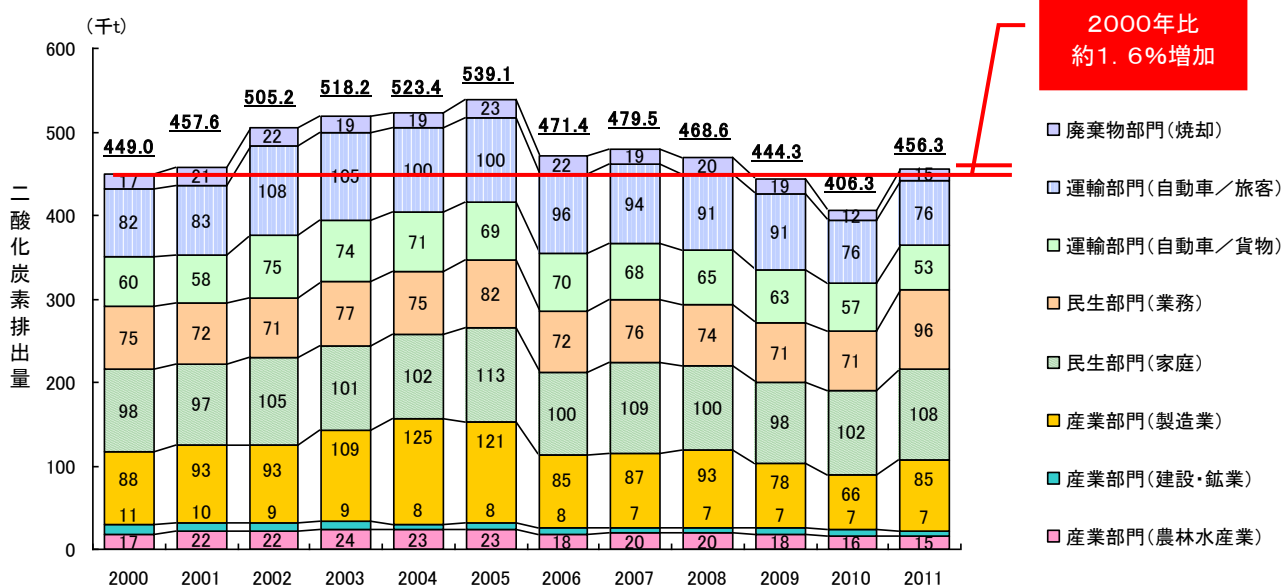
▲温室効果の概念図（出典：気象庁 2007）

■伊達市における温室効果ガス*（二酸化炭素）の排出状況

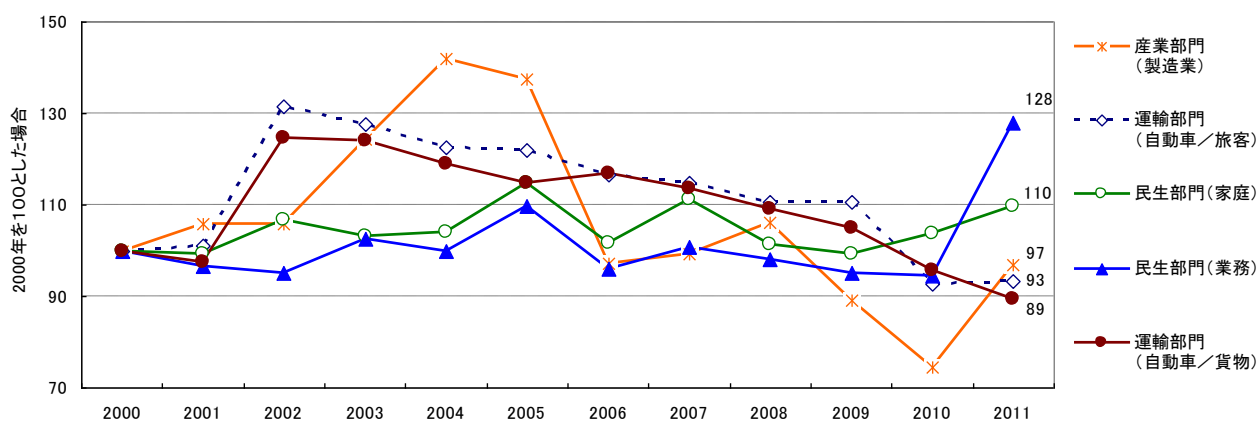
■部門別二酸化炭素排出量の経年変化（伊達市）

単位:t-CO₂

年度		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	増減率	
産業部門	農林水産業	17,461	22,150	22,170	23,737	22,840	23,055	18,444	19,566	19,670	17,955	16,213	15,190	-13.0%	
	建設業	11,476	9,936	9,278	9,295	7,741	8,255	8,151	7,054	6,704	7,019	6,611	6,899	-39.9%	
	製造業	87,936	93,076	93,181	109,391	124,928	120,773	85,457	87,245	93,333	78,401	65,523	85,091	-3.2%	
民生部門	家庭	98,298	97,465	104,987	101,438	102,167	112,869	100,024	109,404	99,763	97,503	101,829	107,779	9.6%	
	業務	75,011	72,350	71,266	76,832	74,916	82,394	72,087	75,603	73,646	71,270	70,958	96,034	28.0%	
運輸部門	自動車	貨物	59,802	58,266	74,587	74,173	71,110	68,600	69,937	68,004	65,158	62,679	57,182	53,474	-10.6%
	旅客	81,948	82,917	107,796	104,559	100,449	99,934	95,541	94,118	90,755	90,570	75,964	76,402	-6.8%	
廃棄物(焼却)		17,086	21,457	21,938	18,812	19,237	23,265	21,721	18,518	19,566	18,894	12,028	15,418	-9.8%	
二酸化炭素排出量		449,017	457,616	505,202	518,238	523,388	539,144	471,362	479,512	468,595	444,290	406,309	456,288	1.6%	
2000年からの増減率		-	1.9%	12.5%	15.4%	16.6%	20.1%	5.0%	6.8%	4.4%	-1.1%	-9.5%	1.6%		
1人あたり排出量		6.3	6.4	7.1	7.4	7.5	7.8	6.9	7.1	7.0	6.7	6.1	7.0	12.4%	
世帯あたり排出量		22.1	22.2	24.5	25.0	25.0	26.0	22.7	23.0	22.3	21.0	19.4	22.0	-0.4%	



▲排出部門別二酸化炭素排出量の推移



▲主要な排出部門における経年変化(2000年を100とした場合)

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■環境負荷の少ない生活様式の推進

CO ₂ の見える化の促進		【実施担当課】
1	電気使用量や料金が分かる省エネナビを活用し生活の中で消費しているエネルギー使用状況の見える化により、取り組み意欲の向上を図ります。	環境防災課
②	福島議定書、福島エコチャレンジ、環境家計簿などによって身近なエネルギーの使用状況に注目し、環境教育の一環としての省エネルギーの取り組みを推進します。	環境防災課
3	カーボンフットプリント*に関する情報を提供し理解促進を図ります。	環境防災課

市民の関心喚起、意識啓発		【実施担当課】
4	伊達市の特産品であるニット製品を活用し、冬は暖かく(ウォームビズ)、夏は涼しい(クールビズ*)衣服の着用を促進します。	商工観光課 総務課
5	エコライフDAY(環境負荷の少ない行動を1日だけみんなで取り組む参加型イベント)などの実施を通して、日常生活を見つめなおす機会を提供します。	環境防災課 総合支所
6	身の回りで使用されている省エネ器具について展示や講習会を行い、環境保全に対して理解を深め、省エネ効果の高い製品の普及を図ります。	環境防災課
7	環境月間を始め、地球温暖化防止月間、ライトダウンキャンペーン、クールアースデーなどの環境について考える期間を利用し、環境問題や環境活動に対する意欲の向上を図ります。	環境防災課 総合支所

■エネルギーの効率的な利用の推進

住宅・建築物の省エネルギー化の促進		【実施担当課】
8	情報提供などを通じて、ESCO*事業などの省エネ取り組み手法の普及を促進します。	環境防災課
9	省エネ改修に対し、資金融資や助成などの支援に努めます。	環境防災課
10	情報提供などを通じて、高断熱・高气密住宅の普及を促進します。	環境防災課 総合支所
11	長期優良住宅の優遇制度の周知を行うなど、エコハウスの普及に努め、住宅分野の低炭素化を促進します。	環境防災課 総合支所
12	環境に配慮した学校施設のモデル的整備(エコスクール)を推進し、学校における環境マネジメントシステム*の普及促進を図ります。	教育施設課 学校教育課
13	情報提供を通じて、工場や事業所、店舗における省エネルギー診断を促進します。	環境防災課 商工観光課

省エネルギー機器の普及促進		【実施担当課】
⑭	省エネラベリング制度*に関する情報提供を通して、省エネ性能の高い家電製品の普及促進に努めます。	環境防災課 商工観光課
15	家庭向け高効率機器(エネファーム*、エコキュート*など)の理解を促し、普及促進を図ります。	環境防災課

市の率先した省エネルギー行動		【実施担当課】
①⑥ 公共施設にLED照明を率先導入し、省エネルギー化を図ります。		環境防災課 商工観光課 各施設担当課
17 市役所温暖化対策実行計画を策定し、市役所が率先して温室効果ガス*排出抑制に取り組めます。		全 庁
①⑧ 公共施設にスマートグリッド*通信インタフェースを導入し、エネルギーマネジメントシステム*を構築することにより、最適なエネルギー利用、エネルギーの見える化などに取り組み、省エネルギーの促進とCO ₂ 排出量の削減に努めます。		環境防災課 各施設担当課
19 エネルギーを地域で創り出し、賢く消費する仕組みを構築する「スマートシティ*」の実現を目指します。		環境防災課 総合政策課

■再生可能エネルギーなどの普及促進

太陽エネルギーの利活用促進		【実施担当課】
②⑩ 家庭や事業者に対して、補助制度の活用などを通じた太陽光発電や太陽熱利用の普及促進に努めます。		環境防災課
21 住宅新築時における南向き屋根（現在は導入無理でも、将来普及した際に設置できるようにしておく）を促進します。		都市計画課 環境防災課
②② クリーンエネルギーを活用した地域の防災拠点施設としての機能を強化するため、公共施設に太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー*設備導入を推進します。		環境防災課
その他再生可能エネルギーの普及促進		【実施担当課】
②③ 再生可能エネルギー*の導入費用の負担軽減を図るほか、地域による取り組みが可能な未利用エネルギーなどの活用のための調査・研究や設備導入に対する支援を検討し、エネルギーの地産地消や住民参画の促進を図ります。		環境防災課
24 市民共同発電*の実施に向けた仕組みづくりを推進します。		環境防災課
25 グリーン電力証書*に関する情報を提供し、理解促進と普及に努めます。		商工観光課 環境防災課
26 「伊達市地域新エネルギービジョン」に基づき、中長期的視点から計画的に新エネルギーの導入拡大を図ります。		環境防災課
27 農業用水路や水道施設などを利用した小水力発電の利活用を推進します。		農林整備課 環境防災課 施設工事課
28 風力発電施設の設置を検討している事業者に対しては、低周波音の影響が周囲に及ばないように適切な配慮を促します。		環境防災課 総合支所

■環境に配慮した事業活動の促進

環境マネジメントシステムの取り組み促進		【実施担当課】
②9 市内の事業者に対して、環境ISO*やエコアクション21*などの環境マネジメントシステム*について、情報提供などを通して普及促進に努めます。		環境防災課
30 環境マネジメントシステム*を始めとする事業所における環境保全活動に対して、費用補助や講習会を行い、事業者の取り組み促進を図ります。		環境防災課 商工観光課
31 市発注の公共事業や物品調達などにおいて、環境マネジメントシステム*構築事業者を配慮することで、市の事業における環境配慮の実践に努めます。		財政課
32 トラックやバス、タクシー運送事業などに対してグリーン経営認証*の取得を促し、運輸業における継続的な環境保全活動の推進に努めます。		環境防災課 商工観光課
環境に配慮した調達や契約の推進		【実施担当課】
33 環境に配慮した製品を選択して購入するグリーン購入や、環境配慮契約の取り組み促進など、市が率先実行し市民へ見本を示すよう努めます。		全 庁

カーボンオフセットの取り組み促進		【実施担当課】
34 カーボンオフセット*に関して意義やねらいなど適切な周知活動を通して理解を促し、カーボンオフセット*によるサービスや商品提供に努めます。		環境防災課 商工観光課
35 市主催の会議や行事などにおいてカーボンオフセット*を実践し、環境保全に貢献するとともに市民の理解を促します。		全 庁

■環境負荷の少ない自動車利用の促進

エコドライブの普及促進		【実施担当課】
36 環境負荷の少ない運転の実践を誓う「エコドライブ*宣言」の普及促進を図ります。		環境防災課
37 エコドライブ*講習会を開催し、環境負荷の少ない運転技術の普及に努めます。		環境防災課
38 燃費の状況が把握できるエコドライブ*モニターの活用を促すことで、ドライバー自らの省燃費運転を推進します。		環境防災課
エコカーの普及促進		【実施担当課】
39 購入支援施策、優遇措置などを周知することで、エコカーの購入を促進します。		環境防災課
40 充電インフラなどを始めとする電気自動車などの利用環境の整備促進を図り、エコカーの普及拡大に努めます。		環境防災課 商工観光課
41 市が率先して公用車についてエコカー導入を拡大し、市民に対するエコカー利用を促します。		財政課
42 バイオディーゼル燃料（BDF）*の利用促進を図ります。		環境防災課

■自動車利用の抑制

歩いて暮らせるまちへの転換	【実施担当課】
43 過度にマイカーに依存した環境から、コンパクトで自然と歩きたくなるまちへの転換を図ることにより、マイカー利用の抑制に努めます。	土木課 管理課 都市計画課 商工観光課
地域公共交通の利便性向上	【実施担当課】
44 デマンド型乗合タクシーの利用を促進することにより公共交通空白や不便地域の解消を図り、マイカー利用の抑制に努めます。	総合政策課
45 関係機関へ働きかけ、鉄道の利便性向上を要請し公共交通機関の利用促進を図ります。	総合政策課
46 駅などの交通結節点においてバリアフリー化を図るなど、障がいの有無に関わらず利用しやすい公共交通機関の充実に努めます。	総合政策課
47 ユニバーサルデザインを促進し、誰もが利用しやすく、乗りたくなるような公共交通機関の環境整備に努めます。	土木課 総合政策課
自転車の利用促進	【実施担当課】
48 公共施設などにおける駐輪場の整備・充実に努め、省エネや健康のための自転車の利用を促進します。	施設担当課
49 自転車道の整備、歩道の段差の解消や障害物の移設・撤去など、子どもからお年寄りまで誰もが安全に自転車が利用できる走行環境を整えます。	土木課
50 冬季においては、除雪や凍結防止などを行うことで路面凍結を防ぎ、安全な走行環境の整備に努めます。	土木課
職場モビリティマネジメント(エコ通勤)の取り組み促進	【実施担当課】
51 工業団地などにおいて、マイカーを利用せず自転車や公共交通機関を利用したエコ通勤の取り組みを推奨し促進します。	総合政策課 商工観光課
52 市役所においてエコ通勤を率先して実行し、見本を示すとともに、市民のエコ通勤の普及促進に努めます。	総務課
53 鉄道駅周辺に駐車場を整備し、自動車から公共交通機関への乗継を行うパーク&ライドを促進します。	総合政策課 都市計画課

(3) 市民の取り組み

(家庭)

- こまめにスイッチを切る、電気製品の待機時消費電力を削減するなどの取り組みにより、家庭での節電に努めましょう。
- 福島エコチャレンジなどの参加型啓発イベントに積極的に参加しましょう。
- 環境家計簿や省エネナビなどのツールを活用するなどし、日常生活における環境負荷を定量的に把握し、行動を見直しましょう。
- エアコンの適温管理に努めましょう。
- 白熱電球は、省エネ効果の高いLEDへ切り替えましょう。
- 冷蔵庫やエアコンなどの家電製品を買い換える際は、省エネラベルを確認し、省エネ効果の高い製品を選択しましょう。
- 家具などの木材製品を購入する際は、間伐材*などを利用した製品を積極的に選択しましょう。
- カーボンオフセット*の意義やねらいを適切に理解し、協力を努めましょう。

(住宅)

- 住宅の新築・改築にあたっては、ペアガラスなどの採用により冷暖房効率の高い高断熱・高气密な住宅にしましょう。
- 再生可能エネルギー*(太陽光発電など)や、エネルギーの高度利用技術(ヒートポンプ、燃料電池など)の導入に努めましょう。
- 住宅の新築や建て替えの際は、地場産材を積極的に利用しましょう。

(自動車)

- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなど燃費効率のよいエコドライブ*を心がけましょう。
- 自動車を購入・更新する際は、低公害車*や低排出ガス車、低燃費車*などの環境負荷の少ない自動車を選択しましょう。
- 公共交通機関、自転車の利用、徒歩などにより、自動車利用の抑制に努めましょう。

(4) 事業者の取り組み

(オフィス・店舗など)

- クールビズ*・ウォームビズを取り入れ、エアコンの適温管理に努めましょう。
- コピー機やパソコンなどのOA機器や照明器具は、昼休みなど長時間使わない際はこまめに電源を切りましょう。
- 白熱電球は、省エネ効果の高いLEDへ切り替えましょう。
- 過剰な店舗照明は見直しましょう。

(建物、施設・設備)

- 生産工程における不要な動力や熱の使用、照明などがないか、見直しましょう。
- 設備の設置、更新に際しては、エネルギー効率の高い設備の導入に努めましょう。
- 施設を新築・改築する際は、断熱化などにより空調負荷の軽減に努めましょう。廃熱回収や断熱対策による、温熱・冷熱の保温性向上および熱効率の向上を図りましょう。
- 再生可能エネルギー*(太陽光発電など)や、エネルギーの高度利用技術(ヒートポンプ、燃料電池など)の導入に努めましょう。
- ESCO*事業の実施を検討しましょう。

(自動車)

- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなど燃費効率のよいエコドライブ*を心がけましょう。
- 自動車台数の適正化に努めましょう。

（事業活動）

- 福島議定書や福島エコチャレンジなどの参加型啓発イベントに積極的に参加しましょう。
- LCA(ライフサイクルアセスメント)、省エネルギー診断などの手法を活用し、事業活動の省エネルギー化を図りましょう。
- 環境報告書*を作成するなどし、省エネルギー活動やその取り組み結果を積極的に公表しましょう。
- グリーン電力証書*を活用するなどし、事業活動に伴う電力のグリーン化を進めましょう。
- 特に自動車を多く保有する運輸事業者などは、エコドライブ*や環境保全の体制を整備し、「グリーン経営認証*」の取得をめざしましょう。
- ISO*14001やエコアクション21*などによる環境マネジメントシステム*を構築し、環境負荷の少ない事業活動に取り組みましょう。
- カーボンオフセット*によるサービスや商品の提供に努めましょう。
- 他の事業者との情報交換や技術交流などを通じて、環境マネジメントシステム*の取り組みレベルの向上や取り組みの場の拡大を図りましょう。
- 鉄道駅近くに立地する事業所などは、エコ通勤やパーク&ライドの取り組みを推進しましょう。

（５）進行管理指標

環境指標		単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	◎ 市の事務事業に伴うCO ₂ 排出量	t-CO ₂	H24	6,722	6,200
2	○ 住宅用太陽光発電設置補助件数(H22～累計)	件	H24	254	800
3	○ 福島エコチャレンジ事業参加団体	団体	H24	9	20
4	○ 公用車への低公害車導入台数(累計)	台	H24	6	8
5	○ 公共施設におけるLED照明導入箇所数	ヶ所	H24	2	10
6	○ 公共施設における太陽光発電設備導入箇所数	ヶ所	H24	1	10
7	○ グリーン経営認証*取得事業者数	社	H24	2	5

5【地球環境】地域から地球環境の保全に貢献するまち

2 <環境要素>その他地球環境問題 <基本施策>地球環境問題への適切な対応

(1) 現況と課題

地球温暖化以外にも、地球環境に悪影響を及ぼす問題は様々あります。その中でも、特に本市にも影響が予想される、あるいは市域での活動が影響を及ぼすものとして、酸性雨やオゾン層の破壊があります。

(酸性雨の影響)

酸性雨は、化石燃料燃焼や金属精錬などにより大気中に放出される硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)などを起源とする酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象です。この結果、河川・湖沼・土壌が酸性化し、建造物・文化遺産・樹木などに悪影響が及ぶことが懸念されています。

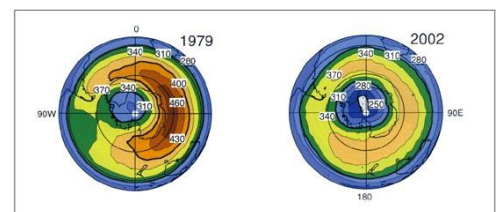
物質の酸性、アルカリ性の度合いの指標として一般に水素イオン濃度(pH)が用いられており、酸性度が強いほどpHは低くなります。純水(中性)のpHは7ですが、降水には大気中の二酸化炭素が溶け込むため、人為起源の大気汚染物質が無かったとしてもpHは7よりも低くなります。大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、酸性雨の目安としてpH5.6以下とする場合が多いのですが、火山、アルカリ土壌など周辺の状況によっても本来の降水のpHは変わってきます。

県内では、会津若松、郡山、いわき、羽鳥の4カ所においてろ過式酸性雨採取によるモニタリング調査が行われており、平成24年度のpH調査結果は5.02でした。調査年により増減はありますがその変化量は小さく、横ばい傾向で推移しています。

(オゾン層の破壊)

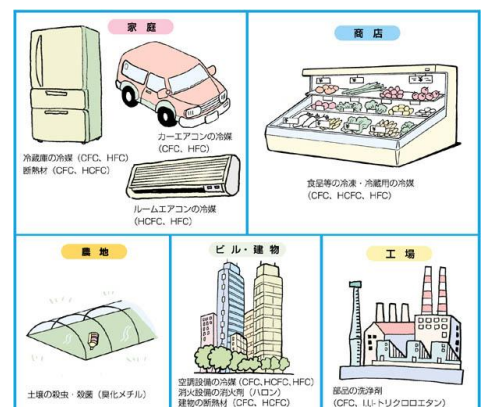
地球をとりまくオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、私たち地球上の生物を守っています。しかし、1970年代頃から、南極でオゾンが極端に減少するオゾンホールという現象が確認されはじめ、その後も年々、範囲が拡大しました。その原因物質の1つが、冷媒やスプレー、洗浄剤、発泡剤などに広く利用されていたフロンでした。主要なフロン(特定フロン)は、モントリオール議定書に基づき1995年末に全世界で使用・製造が全廃されましたが、これに替わる代替フロンと呼ばれる物質は強力な温室効果ガスであることが分かっています。現在、これらの物質が自動車や業務用空調機器・冷凍機器などの冷媒で使われているため、我が国では、フロン回収・破壊法などに基づき、大気中に放出させないため、製品の廃棄にあたってのフロン回収が義務付けられています。

なお近年の知見として、国際的な排出規制の効果で、破壊が進んでいたオゾン層が1997年頃をピークに回復傾向にあるという研究報告がなされています。オゾン層破壊の人体への悪影響が最初に認識され始めたのは1980年頃ですが、このまま順調にオゾン層が回復すれば、今世紀半ばには1980年当時のレベルまでオゾンの量が回復すると言われています。



▲1979年10月、2002年10月の月平均オゾン全量の南半球分布

資料 気象庁



▲オゾン層破壊物質などの主な用途

資料 環境省

（２）環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■オゾン層問題への適切な対応

フロン類の適正な回収・処理

【実施担当課】

- 1 法に基づき特定フロンを速やかに回収・処理するとともに、情報の収集・発信に努めます。

環 境 防 災 課

■酸性雨対策の推進

酸性雨の発生状況の監視

【実施担当課】

- 2 県と関係機関と連携し、酸性雨の発生状況などを監視し県内の測定結果の把握・情報提供に努めます。

環 境 防 災 課

- 3 環境学習として酸性雨発生状況の簡易測定を促し、身近な環境問題について理解促進に努めます。

学 校 教 育 課
環 境 防 災 課

酸性雨による被害の情報の収集と整理

【実施担当課】

- 4 国、県などによる酸性雨被害の情報収集・整理を行うとともに、市民への情報提供に努めます。

環 境 防 災 課

（３）市民の取り組み

- エアコンや冷蔵庫などを廃棄する際は回収業者に処理を依頼し、家電リサイクル法に基づき適正にフロンを処理しましょう。

（４）事業者の取り組み

- 業務用の冷凍機器や空調機器については、フロン回収破壊法に基づき処理しましょう。

（５）進行管理指標

環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	○ 冷蔵庫の不法投棄台数	台	H24	7	0
2	○ 河川の水素イオン濃度	pH	H24	7.6	7.0

6【環境保全に取り組むための基盤づくり】ともに学び、考え、行動する環境にやさしいまち

1 <環境要素>環境教育・環境学習 <基本施策>環境保全について自ら考え行動できる人の育成

(1) 現況と課題

市民や事業者とともに協働による環境保全に取り組むためには、一人ひとりの環境に対する高い意識の形成が重要となります。特にこれからの社会を担う児童・生徒たちについては、郷土環境への愛着、環境の保全と創造のための心得や習慣などを幼いうちから身につけさせていくことが重要です。

県では、福島県環境アドバイザーの派遣や環境保全推進員(うつくしまエコリーダー)の養成、「環境教育・学習プログラム」(指導者用マニュアルや学習者用テキストなど)の作成・配布、「ふくしまの環境教育・学習に関するデータベース」の開設・運用などを通じて、各地域・各主体における環境教育・環境学習を支援しています。

本市では、各学校において、「総合的な学習の時間」などにおいて“環境保全“が重要なテーマとして、各学校の創意工夫のもとに様々な視点から環境学習が行われています。

また、市内の小学校4校において「緑の少年団」が組織され、自然保護や緑化活動などに主体的に取り組んでいます。

加えて原子力災害を受けたことから、放射線教育については、平成25年度に作成した本市独自の放射線教育副読本を活用し、児童生徒の放射線に関する正しい理解に努めています。

今後は、こうした環境教育・環境学習を促進していくための基盤となる、郷土の環境に関する資料や情報の収集・提供体制の整備・充実を図るとともに、主体的な環境学習の取り組みに対する支援方策の充実などが必要です。

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■環境学習の場や機会の充実

学校や地域における主体的な学習活動の促進	【実施担当課】
1 市内の幼稚園・小学校へ、こどもエコクラブや緑の少年団などへの参加を呼びかけるとともに、情報提供や人材育成、資源提供を通して環境教育活動を支援します。	こども育成課 学校教育課 農林整備課 環境防災課
2 森林環境学習の取り組みを促進します。	農林整備課
3 学校において、教職員が一体となり省エネ活動に取り組み、その結果削減された光熱水費の一定割合を次年度に還元する仕組み(例：フィフティ・フィフティプログラム*)の導入を図ります。	学校教育課 財政課
4 環境に関する学習資料の作成・配布を行い、環境教育において必要となる情報や教材を提供します。	環境防災課 学校教育課
5 プログラムやメニューの充実により出前講座の質の向上を図り、市民・事業所における環境活動を促進します。	環境防災課 各担当課
6 福島議定書の取り組みを促進します。	学校教育課 環境防災課

環境情報の収集・提供体制の充実		【実施担当課】
7	市立図書館や学校図書室における環境関連図書・資料などの充実を通して、環境学習に必要な情報提供などを支援します。	市立図書館 学校教育課
8	郷土の環境に関する資料・情報の充実化を図り、地元に根ざした環境教育を促進します。	環境防災課 学校教育課
9	スマートグリッド*通信インタフェースにより得られるエネルギーマネジメント情報を活用し、小中学校の環境教育の充実を図ります。	環境防災課 学校教育課
体験型学習の促進		【実施担当課】
10	霊山こどもの村、つきだて交流館もりもりなど、自然体験型施設の利用環境の充実・整備を図り、環境学習の場の多様化と利用促進に努めます。	商工観光課 総合支所
11	りょうぜん里山がっこう、霊山あすなろの里などを始めとする民間施設の整備などを促し、環境学習における利活用を促進します。	総合支所 商工観光課
12	市内のキャンプ場における宿泊学習の推進（やながわ希望の森公園、赤坂の里森林公園、月見館森林公園、霊山こどもの村など）を図ります。	商工観光課 総合支所
13	「いきものみつけ」や「せせらぎスクール」、「こども葉っぱ判定士」、「田んぼの学校」など、子どもを対象とした環境学習の取り組み促進し、環境を守り育てる意識の醸成を図ります。	環境防災課 学校教育課
14	先進的な取り組み地の視察・見学機会の創出することで、環境学習としての機会を広げ質の向上を図ります。	環境防災課 学校教育課

■人材の育成・活用

環境アドバイザーの利活用		【実施担当課】
15	うつくしま地球温暖化防止活動推進員などの優れた人材の活用を促進し、市全体の環境活動の向上を図ります。	環境防災課
地域の人材の育成・活用		【実施担当課】
16	各分野の専門化や市民団体をデータベース化し、地域に根ざし精通した人材の活用を促進します。	環境防災課
17	講習会や研修会を通じて指導者の養成に努めます。	環境防災課

(3) 市民の取り組み

- 学校における福島議定書の取り組みを、家庭においても実践しましょう。
- 市が行う出前講座を積極的に活用しましょう。
- 環境学習を行う際は、市立図書館や学校図書館などを積極的に利用しましょう。
- 霊山こどもの村やつきだて交流館もりもりなど、自然体験型施設を環境学習の場として積極的に利用しましょう。
- フィフティフィティプログラム*など、学校における環境配慮の仕組みづくりに努めましょう。
- こどもエコクラブの活動などに積極的に参加・協力しましょう。
- 市内にある環境保全関連施設や先進的な取り組み地の視察・見学などを通じて環境保全の理解を深めましょう。
- 環境調査や自然観察会などに参加し、環境保全に対する理解を深めましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 職場研修などで環境学習を進める際は、市が行う出前講座を積極的に活用しましょう。
- 職場における環境教育・環境学習の推進に努めましょう。
- こどもエコクラブの活動などに積極的に支援・協力しましょう。
- 地域コミュニティ*や市民団体などにおける環境学習などの取り組みの支援・協力に努めましょう。
- 自然観察会などの環境学習の企画を立案し、実施しましょう。
- 各団体において体験型の環境学習機会の創出に努めましょう。
- NPOや市民団体などは、市が行う出前講座において、講師派遣や資料提供などにおいて協力しましょう。

(5) 進行管理指標

環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標		単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	○ 環境保全に関するイベントなどの開催回数	回	H24	0	3
2	○ こどもエコクラブ参加団体数	団体	H24	0	2
3	○ うつくしま地球温暖化防止活動推進員市内登録者数	人	H24	8	10
4	○ 福島議定書参加学校数	校	H24	13	20

6【環境保全に取り組むための基盤づくり】ともに学び、考え、行動する環境にやさしいまち

2 <環境要素>環境保全活動 <基本施策>よりよい環境の保全・創造に向けた活動の推進

(1) 現況と課題

環境問題解決への取り組みは、地域からの行動がとても重要です。地域の環境と密接に関わる市民や民間団体、事業者などの各主体が、地域の特性を踏まえ、効果的な連携を図っていくことが地域全体としての取り組み意識の高まりにつながります。

本市では、多くのNPO、市民団体が環境美化や緑化活動などに積極的に取り組んでいるほか、自然保護や景観保全など、様々なテーマについて自主的な活動を展開しています。

また、事業者の自主的な環境保全、環境負荷低減に向けた取り組みのツールとして、Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検)→Action(見直し)のPDCAサイクルを基本概念とした環境マネジメントシステム*(EMS)があります。

EMS*の国際標準規格である「ISO*14001」については、市内で17事業所(平成24年度)が認証取得し、取り組んでいます。また、環境省が推奨する「エコアクション21*(EA21)」は市内で1事業者が登録し、事業活動における環境負荷低減に取り組んでいます。

このような市民や事業者の主体的な環境保全の取り組みの輪をさらに全市に広げ、あらゆる場面で環境に配慮した行動が実践できる人・組織を育成していくことが重要です。そのためには、取り組み意欲を引き出す仕組みづくりや、地域や団体において環境保全のリーダーとなる人材の育成・活用などが必要です。

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■市民・民間団体の取り組み促進

主体的な取り組み意欲の向上		【実施担当課】
1 顕彰制度を創設し、環境保全活動に積極的に取り組む市民や団体を表彰することにより、市内における環境保全の取り組みを促進します。		環境防災課 農林整備課 総務課
2 広報紙、市ホームページなどで市内における優れた環境保全の取り組みや市民団体の活動を紹介することで、市民の活動を広く広報するとともにモチベーションの向上を図ります。		環境防災課 市民協働課 総合政策課 総合支所
3 環境保全団体などの市民団体の優れた取り組みや活動に対し、その費用の一部を補助するなどの支援に努めます。		環境防災課 市民協働課
市民団体の交流・連携の促進		【実施担当課】
4 市民団体などの交流を推進し、団体間での情報共有や協働などネットワーク化の促進を図ります。		環境防災課 市民協働課 総合支所
5 「伊達市の環境を考える市民会議」を通じて、市民、事業者、市が協働して環境への取り組みを推進するための交流・連携を促進します。		環境防災課

■事業者の取り組み促進

環境マネジメントシステムの取り組み促進		【実施担当課】
6	市内の事業者に対して、環境ISO*やエコアクション21*などの環境マネジメントシステム*について、情報提供などを通して普及促進に努めます。	環境防災課
7	環境マネジメントシステム*を始めとする事業所における環境保全活動に対して、費用補助や講習会を行い、事業者の取り組み促進を図ります。	商工観光課 環境防災課
8	市発注の公共事業や物品調達などにおいて、環境マネジメントシステム*構築事業者を配慮することで、市の事業における環境配慮の実践に努めます。	財政課
9	トラックやバス、タクシー運送事業などに対してグリーン経営認証*の取得を促し、運輸業における継続的な環境保全活動の推進に努めます。	商工観光課 環境防災課

(3) 市民の取り組み

- 地域コミュニティ*などで行われている美化・緑化活動などに積極的に参加しましょう。
- 環境保全に関する研修会や講習会などに積極的に参加し、地域コミュニティ*などにおいて日常的にできる環境保全活動を実践しましょう。
- 環境保全活動を行う団体、行政、地域などが行う活動への参加と協力に努めましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 伊達市商工会をはじめ、業界、工業団地などの企業・事業所の連携・交流組織を通じて、他社や他業種との情報交換や交流を深め、環境保全の取り組みを活性化させましょう。
- 環境マネジメントシステム*を構築し、組織的に環境保全に取り組みましょう。
- 環境保全に関する講習会や研修会、地域の美化・緑化活動などに積極的に参加しましょう。経営者は、社員の参加を奨励しましょう。
- 環境保全活動の実施状況などを、ホームページや環境報告書*などで広く公表しましょう。
- 研修会や講習会などの開催を通じて、地域コミュニティ*などでの環境保全活動の取り組みの輪を広げ、リーダーを養成・育成しましょう。
- 新たな環境技術に基づいた地域産業を育てるため、産学官共同による研究開発に努めましょう。

(5) 進行管理指標

環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標		単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	○ 環境保全に関するNPO法人数	団体	H24	5	8
2	○ ISO*14001認証取得事業者数	事業所	H24	17	20
3	○ エコアクション21*認証取得事業者数	事業所	H24	1	5

3 進行管理指標一覧

環境分野	環境要素	環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標 ● モニタリング指標*	単位	現状		目標
				年度	数値	最終 (H32)
1. 放射性物質の影響を受けた環境	1-1 放射性物質*による影響	1 ● 環境放射線モニタリング*調査 (代表地点:市役所本庁舎・分庁舎・総合支所)				モニタリング指標* (減少をめざす)
		保原本庁舎	μ sv /時	H25.11	0.29	
		梁川分庁舎			0.23	
		伊達総合支所			0.20	
		霊山総合支所			0.26	
		月舘総合支所			0.20	
2. 自然環境	2-1 身近な自然	1 ○ エコファーマー*の認定者数	人	H24	114	130
		2 ◎ 遊休農地の面積	ha	H22	1,120	1,100
	2-2 森林環境	1 ◎ 間伐面積	ha	H23	94	200
		2 ◎ 保安林面積	ha	H23	2,078	2,400
		3 ○ 緑の少年団登録団体数	団体	H24	4	7
	2-3 動植物・生態系	1 ○ 鳥獣保護区の指定数	ヶ所	H24	6	6
		2 ○ 鳥獣保護区の面積	ha	H24	1,756	1,756
		3 ◎ 鳥獣による農林業など被害金額	万円	H24	142	142
	2-4 自然とのふれあい	1 ○ グリーンツーリズム*、エコツーリズム*による交流者数	人	H24	5,798	13,000
		2 ○ 自然体験型施設利用者数	人	H24	62,661	98,000
3. 生活環境	3-1 大気環境	1 ◎ 二酸化窒素 環境基準適合状況	ppm	H23	0.01	0.01
		2 ◎ 浮遊粒子状物質* 環境基準適合状況	mg/m3	H23	0.018	0.018
	3-2 水・土壌環境	1 ◎ 小国川の水質基準(BOD*75%水質値)	mg/ℓ	H23	1.7	1.5
		2 ◎ 広瀬川の水質基準(BOD*75%水質値)	mg/ℓ	H23	1.1	1.0
		3 ◎ 古川の水質基準(BOD*値)	mg/ℓ	H23	10.2	7.0
		4 ○ 汚水処理人口普及率 (汚水処理施設整備人口/市人口)	%	H24	56.4	73.2
		5 ○ 公共下水道接続率 (公共下水道接続人口/公共下水道整備区域内人口)	%	H24	66.5	75.8
		6 ○ 農業集落排水接続率 (農業集落排水接続人口/農業集落排水整備区域内人口)	%	H24	96.5	98.9
		7 ○ 合併処理浄化槽処理人口普及率 (合併処理浄化槽設置人口/市人口)	%	H24	22.6	35.0
		8 ○ 合併処理浄化槽設置基数(補助金交付対象)	基	H24	117	230
		9 ○ 合併処理浄化槽設置基数(補助金交付対象)累計	基	H24	2,504	4,603
	3-3 廃棄物・リサイクル	1 ◎ 一人一日当たりのごみ排出量	g	H24	1,039	871
		2 ◎ ごみ総排出量	t	H24	24,816	20,000
		3 ◎ リサイクル率	%	H24	12.5	20.0
		4 ◎ 古紙類再資源化量	t	H24	1,545	2,200
		5 ○ 生ごみ処理機購入助成件数	件	H24	14	30
	3-4 身近な生活環境	1 ○ 公害苦情件数	件	H24	8	2
		2 ○ 公害苦情件数のうち悪臭に関する件数	件	H24	3	0
		3 ○ 公害苦情件数のうち騒音・振動に関する件数	件	H24	3	0

環境分野	環境要素	環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み目標	単位	現状		目標
					年度	数値	最終 (H32)
4. 快適環境	4-1 都市的環境	1	◎ 一人当たりの都市公園面積	m ²	H24	2.1	11.1
		2	○ 都市公園数	ヶ所	H24	5	28
		3	○ 都市公園面積	ha	H24	11.75	61.13
		4	○ 緑地協定締結件数	件	H24	1	1
	4-2 歴史・文化的環境	1	○ 文化財、文化施設を活用したイベント参加者数	人	H24	900	1,000
		2	○ 登録指定文化財数	件	H24	118	122
	4-3 まち美化	1	○ 不法投棄搬入数	件	H24	654	200
		2	○ うつくしまの道サポート制度登録団体数	団体	H24	6	16
		3	○ うつくしまの川サポート制度登録団体数	団体	H24	1	6
5. 地球環境	5-1 地球温暖化	1	◎ 市の事務事業に伴うCO ₂ 排出量	t-CO ₂	H24	6,722	6,200
		2	○ 住宅用太陽光発電設置補助件数(H22～累計)	件	H24	254	800
		3	○ 福島エコチャレンジ事業参加団体	団体	H24	9	20
		4	○ 公用車への低公害車導入台数(累計)	台	H24	6	8
		5	○ 公共施設におけるLED照明導入箇所数	ヶ所	H24	2	10
		6	○ 公共施設における太陽光発電設備導入箇所数	ヶ所	H24	1	10
		7	○ グリーン経営認証*取得事業者数	社	H24	2	5
	5-2 その他地球環境問題	1	○ 冷蔵庫の不法投棄台数	台	H24	7	0
		2	○ 河川の水素イオン濃度	pH	H24	7.6	7.0
6. 環境保全に ための基盤づくり	6-1 環境教育・環境学習	1	○ 環境保全に関するイベントなどの開催回数	回	H24	0	3
		2	○ こどもエコクラブ参加団体数	団体	H24	0	2
		3	○ うつくしま地球温暖化防止活動推進員市内登録者数	人	H24	8	10
		4	○ 福島議定書参加学校数	校	H24	13	20
	6-2 環境保全	1	○ 環境保全に関するNPO法人数	団体	H24	5	8
		2	○ ISO*14001認証取得事業者数	事業所	H24	17	20
		3	○ エコアクション21*認証取得事業者数	事業所	H24	1	5



▲だてのあんぽ柿

第5章

リーディングプロジェクト

第5章では、本市の環境の現況や課題、地域特性などを踏まえ、本計画で掲げる目標の達成に向け、計画推進の初動を促し、先導的な役割を果たす事業をリーディングプロジェクトとして位置づけ、その実施内容、役割及び進行管理指標などについて明らかにしています。

平成23年3月計画策定当初に4つのリーディングプロジェクトを設定しましたが、原子力災害の影響による環境変化などを踏まえ、現状に対応したものとするため、今回の計画改定に合わせて大幅な見直しを行いました。

1	だての自然再生大作戦！	80
2	ごみダイエット大作戦！	82
3	省エネ・創エネ大作戦！	84

(1) プロジェクトのねらい

森林・農地・河川など、本市が誇る豊かな自然環境の保全に努めるとともに、原子力災害の影響による環境汚染対策として、放射線量低減化などの取り組みも合わせて行うことで、本市の自然環境の再生を図ります。

(2) 各主体の取り組み

■伊達市の取り組み

◇放射性物質による影響への対策

①放射線量の低減に向けた取り組み

農地や森林などの除染、吸収抑制対策などにより、放射性物質*の効率的・効果的な除染・低減を図るとともに、国・県や大学などの研究機関と連携し、放射性物質*対策技術の研究開発・導入を推進します。

【農政課、農林整備課、放射能対策課】

◇環境負荷の少ない持続可能な農業の推進

②環境保全型農業の推進

関係機関と連携し、「ふくしま型有機栽培」、「ふくしま型特別栽培」などの有機栽培や減農薬栽培への取り組みを促進するとともに、エコファーマー*の育成、認定促進に努めます。

【農政課】

◇森林環境の保全・整備

③健全な森林整備の促進

森林環境税や補助金などを活用して、間伐や下草刈りなどの森林づくりや、間伐材などのエネルギー利用による森林再生を推進します。

【農林整備課】

◇野生動植物の適正な保護・管理

④有害鳥獣による被害防止対策の推進

イノシシ、ハクビシン、ニホンザル、カモシカ、及びカラスなどの有害鳥獣による農作物被害防止対策の推進に努めます。

【農政課】

◇生活排水処理対策の推進

⑤合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道認可区域外、農業集落排水事業整備区域外の地域では、合併処理浄化槽の設置費助成などを通じて生活排水の適切な処理を推進します。

【下水道課】

◇水質浄化対策の推進

⑥自然環境に配慮した河川整備・管理

関係機関と連携し、生態系*などに配慮した多自然川づくり・管理を推進します。

【土木課】

■市民の取り組み

- モニタリング調査により安全が確認された農産物などについては、積極的に消費しましょう。
- 森林観察会や里山整備などの環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 野生動物(鳥獣)に餌を与えないようにしましょう。また、被害防止のための対策を講じましょう。
- 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置・維持管理により、生活排水の汚濁防止に努めましょう。

■事業者の取り組み

- 農業従事者は、有機栽培や減農薬栽培など、環境負荷の少ない農業に取り組みましょう。
- 森林や里山整備などの環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 事業活動に伴う排水は敷地内において適正に処理し、基準値を超えないようにしましょう。
- 地域における河川やため池などの清掃活動、環境美化活動などに積極的に参加しましょう。

(3) 進行管理指標

環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標 ● モニタリング指標*		単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	● 環境放射線モニタリング*調査 (代表地点:市役所本庁舎・分庁舎・総合支所)				
	保原本庁舎	μsv /時	H25.11	0.29	モニタリング指標* (減少をめざす)
	梁川分庁舎			0.23	
	伊達総合支所			0.20	
	霊山総合支所			0.26	
	月舘総合支所			0.20	
2	○ エコファーマー*の認定者数	人	H24	114	130
3	◎ 間伐面積	ha	H23	94	200
4	◎ 鳥獣による農林業など被害金額	万円	H24	142	142
5	◎ 小国川の水質基準(BOD*75%水質値)	mg/ℓ	H23	1.7	1.5
6	◎ 広瀬川の水質基準(BOD*75%水質値)	mg/ℓ	H23	1.1	1.0
7	◎ 古川の水質基準(BOD*値)	mg/ℓ	H23	10.2	7.0
8	○ 合併処理浄化槽処理人口普及率 (合併処理浄化槽設置人口/市人口)	%	H24	22.6	35.0
9	○ 合併処理浄化槽設置基数(補助金交付対象)累計	基	H24	2,504	4,603

(1) プロジェクトのねらい

ごみの減量化は、環境保全のための重要な取り組みのひとつであり、また、近年はごみ質が多様化し、処理する上で大きな問題となっています。

そこで、市民、事業者、そして市が連携・協働して3R*の推進に取り組むことで、ごみの抑制、再利用、再生利用に努め、ごみの減量化を図ります。

(2) 各主体の取り組み

■伊達市の取り組み

◇ごみの減量化

①マイバック持参運動の促進

県事業の「ストップ・ザ・レジ袋」実施店などにおけるレジ袋削減を推進するために、毎月8日、9日のマイバック推進デーの周知・啓発などを通じて、マイバックの持参運動を促進します。

【環境防災課、商工観光課】

②生ごみ減量化の取り組み促進

生ごみ減量化処理機購入補助金制度（電動生ごみ処理機、コンポストなど）の周知に努め、同制度の利用を通じて生ごみの減量化を図ります。

【環境防災課、総合支所】

③マイ箸、マイボトル、マイカップなどの取り組み促進

マイ箸、マイボトル、マイカップなどの携行・利用を促します。市役所職員は率先してこれらの利用に努めます。

【環境防災課】

④事業系ごみの減量化、適正処理の推進

伊達地方衛生処理組合に持ち込まれる事業系ごみについて、分別や減量化を推進します。特に、不燃ごみやリサイクル可能な古紙類などについて、事業者自らによる資源化と適正な処理を促進します。

【環境防災課】

◇再利用・再生利用の促進

⑤資源ごみの回収促進

プラスチック製品、紙類などの資源物指定品目の分別徹底を周知するとともに、再利用・再生利用のさらなる推進のため、新たな資源物指定品目の検討を行います。

【環境防災課、総合支所】

⑥小型家電リサイクル制度に関する取り組み

資源の有効活用と環境汚染防止のため、小型家電リサイクル制度による分別回収の早期実施に向けた実証実験などの調査を行います。

【環境防災課】

■市民の取り組み

- 買い物の際は、簡易包装商品の選択に努めるとともに、マイバッグやマイバスケットを持参するなどして、レジ袋の利用を控えましょう。
- マイ箸、マイボトル、マイカップなどの携行・利用に努めましょう。
- 家庭から排出される生ごみは廃棄物とせず、堆肥化して有効活用努めましょう。
- ごみはきちんと分別しましょう。特にプラスチック製品や紙類は分別を徹底し、可燃物ではなく資源物として排出するようにしましょう。

■事業者の取り組み

- リサイクル可能な古紙類は可燃ごみとして出さず、適切に分別回収して古紙リサイクルに努めましょう。
- 卸売り・小売業では、商品の簡易包装や梱包材などの発生抑制に努めましょう。また、消費者にレジ袋の利用を控え、マイバックやマイバスケットを利用するように呼びかけましょう。
- 事業系ごみは決められた排出ルールを守り、排出者の責任において適正に処理しましょう。

(3) 進行管理指標

環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標		単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	◎ 一人一日当たりのごみ排出量	g	H24	1,039	871
2	◎ ごみ総排出量	t	H24	24,816	20,000
3	◎ リサイクル率	%	H24	12.5	20.0
4	◎ 古紙類再資源化量	t	H24	1,545	2,200
5	○ 生ごみ処理機購入助成件数	件	H24	14	30

(1) プロジェクトのねらい

原子力災害を契機として重要性が高まっているエネルギーに関して、省エネルギー対策の推進などによるエネルギー消費量の削減や、再生可能エネルギー*の導入促進、地域資源を活用したエネルギーの開発などによるエネルギー創出の取り組みを一体的に推進することにより、環境にやさしい地域づくりをめざします。

(2) 各主体の取り組み

■伊達市の取り組み

◇環境負荷の少ない生活様式の推進

①環境教育の一環としての取り組み

福島議定書、福島エコチャレンジ、環境家計簿などによって身近なエネルギー使用状況に注目し、環境教育の一環としての省エネルギーの取り組みを推進します。【環境防災課、学校教育課】

◇エネルギーの効率的な利用の推進

②省エネルギー機器の普及促進

省エネラベリング制度*に関する情報を通じて、省エネ性能の高い家電製品の普及促進に努めます。

【環境防災課、商工観光課】

③市の率先した省エネルギー行動

公共施設に LED 照明を率先導入します。また、公共施設にスマートグリッド*通信インタフェースを導入し、エネルギーマネジメントシステム*を構築することにより、最適なエネルギー利用、エネルギーの見える化などに取り組み、省エネルギーの促進と CO₂排出量の削減に努めます。

【環境防災課、各施設担当課】

◇再生可能エネルギーなどの普及促進

④太陽エネルギーの利活用促進

家庭や事業者に対して、補助制度の活用などを通じた太陽光発電や太陽熱利用の普及促進に努めます。【環境防災課】

⑤公共施設への再生可能エネルギー設備導入

クリーンエネルギーを活用した地域の防災拠点施設としての機能を強化するため、公共施設に太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー*設備導入を進めます。【環境防災課、総合支所】

⑥再生可能エネルギーの普及促進

再生可能エネルギー*の導入費用の負担軽減を図るほか、地域による取り組みが可能な未利用エネルギーなどの活用のための調査・研究や設備導入に対する支援を検討し、エネルギーの地産地消や住民参画の促進を図ります。【環境防災課】

◇環境に配慮した事業活動の促進

⑦環境マネジメントシステムの取り組み促進

市内の事業者に対して、環境 ISO*やエコアクション21*などの環境マネジメントシステム*について、情報提供などを通じて普及促進に努めます。【環境防災課】

■市民の取り組み

- こまめにスイッチを切る、電気製品の待機時消費電力を削減するなどの取り組みにより、家庭での節電に努めましょう。
- 福島エコチャレンジなどの参加型啓発イベントに積極的に参加しましょう。
- 環境家計簿や省エネナビなどのツールを活用するなどし、日常生活における環境負荷を定量的に把握し、行動を見直しましょう。
- 冷蔵庫やエアコンなどの家電製品を買い換える際は、省エネラベルを確認し、省エネ効果の高い製品を選択しましょう。
- 再生可能エネルギー*(太陽光発電など)や、エネルギーの高度利用技術(ヒートポンプ、燃料電池など)の導入に努めましょう。

■事業者の取り組み

- コピー機やパソコンなどの OA 機器や照明器具は、昼休みなど長時間使わない際はこまめに電源を切りましょう。
- 白熱電球は、省エネ効果の高い LED へ切り替えましょう。
- 設備の設置、更新に際しては、エネルギー効率の高い設備の導入に努めましょう。
- 再生可能エネルギー*(太陽光発電など)や、エネルギーの高度利用技術(ヒートポンプ、燃料電池など)の導入に努めましょう。
- 福島議定書や福島エコチャレンジなどの参加型啓発イベントに積極的に参加しましょう。
- ISO*14001やエコアクション21*などによる環境マネジメントシステムを構築し、環境負荷の少ない事業活動に取り組みましょう。

(3) 進捗管理指標

環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標		単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	◎ 市の事務事業に伴うCO ₂ 排出量	t-CO ₂	H24	6,722	6,200
2	○ 住宅用太陽光発電設置補助件数(累計)	件	H24	254	800
3	○ 福島エコチャレンジ事業参加団体	団体	H24	9	20
4	○ 公共施設におけるLED照明導入箇所数	ヶ所	H24	2	10
5	○ 公共施設における太陽光発電設備導入箇所数	ヶ所	H24	1	10
6	○ 福島議定書参加学校数	校	H24	13	20
7	○ ISO*14001認証取得事業者数	事業所	H24	17	20
8	○ エコアクション21*認証取得事業者数	事業所	H24	1	5



伊達市の鳥
『せきれい』

第6章

エリア別環境配慮指針

第6章では、市民が日常生活を営む上で、また事業者が日々の事業活動を行う上で特に配慮すべき事項を、自然的社会的特性で区分したエリア別に環境配慮指針として示しています。

1 基本的な考え方	88
2 エリア区分	88
3 エリア別環境配慮指針	89
(1) 住宅・市街地エリア	
(2) 田園・農地エリア	
(3) 森林・里山エリア	
(4) 河川・水辺エリア	
4 本市の放射線量	93

第6章 エリア別環境配慮指針

1 基本的な考え方

本市は、地形的な特性から、阿武隈川流域に広がる福島盆地(伊達、保原、梁川地域)に含まれる北部と、阿武隈高地(霊山、月舘地域)からなる南部から形成されています。福島盆地において海拔50m以下の地域がある一方で、阿武隈高地は南北に海拔500～800m程度の山を連ねています。このように、地域によって特性は様々であり、この他にも産業構造や土地利用、歴史・文化など、環境を形成する様々な要素が地域によって異なる特性を有しています。

多種多様な環境の保全を図るためには、地域のもつ特性や課題を把握した上で、エリアごとの適切な配慮指針が求められます。

この章では、本市を自然環境や地形、土地利用などの環境要素をもとに4つのエリアに区分し、それぞれのエリアごとに特に留意すべき環境配慮指針を示します。

最後に、定期的に作成している放射線量マップにより、本市の放射線量の推移や現状を確認します。

2 エリア区分

①. 住宅・市街地エリア

幹線道路に面した既成市街地や主に住居系の土地利用がなされたエリア

②. 田園・農地エリア

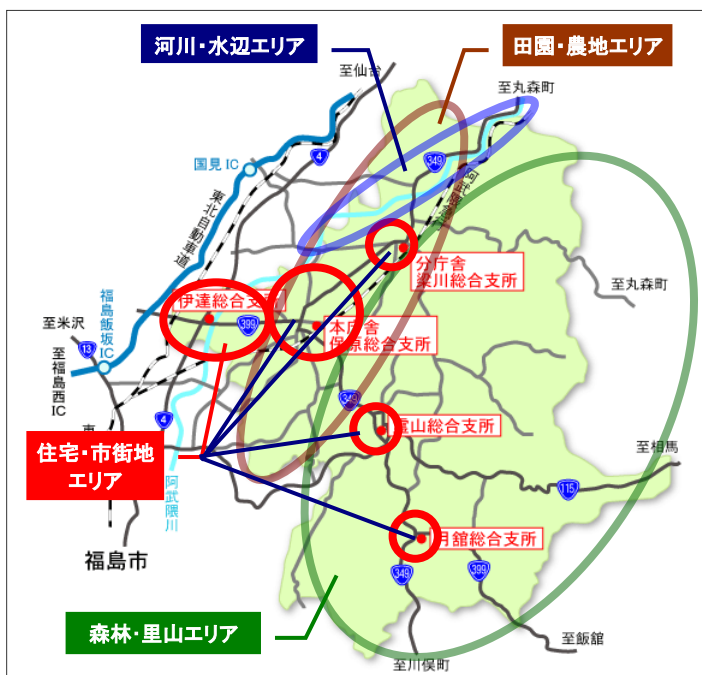
梁川地域・保原地域をはじめとした、田畑や農村集落が広がるエリア

③. 森林・里山エリア

霊山地域・月舘地域を中心とする、森林や里山で構成されたエリア

④. 河川・水辺エリア

阿武隈川に注ぐ中小河川や大小の沼・ため池、農業水路などの周辺エリア



3 エリア別環境配慮指針

住宅・市街地エリア

◆エリアの概要

幹線道路に面した既成市街地や主に住居系の土地利用がなされたエリア



▲諏訪野(伊達)



▲陣屋通り(保原)



▲梁川

◆環境保全に関する主な課題

- ・ 3R*の推進及び分別収集などのごみ出しルールの周知徹底
- ・ ごみのポイ捨て、ペットのふんの不始末などに対するモラルの向上
- ・ 市街地における緑地の保全、緑の創出
- ・ 近隣生活公害(騒音・悪臭など)の未然防止
- ・ 低公害な自動車の利用やエコドライブ*など、環境負荷の少ない自動車利用の促進
- ・ 地域における環境保全の基盤となるコミュニティ*組織の整備・充実

◆環境配慮指針

《環境美化に努めましょう》

ペットのふんの適正処理／ごみのポイ捨て防止／空き地の適正管理 など

《ごみの減量、適正処理に努めましょう》

レジ袋の削減(マイバッグの持参)／生ごみの減量化／資源ごみの回収／ごみ出しルールの順守徹底／ごみステーションの適切な管理 など

《住宅地の緑化に努めましょう》

緑のカーテンの実践／緑化イベントへの参加／生け垣の設置・整備 など

《近隣に配慮して日常生活を送りましょう。》

家庭ごみの適正処理(野焼き禁止)／ペットの適正飼養／ピアノ演奏などの時間・音量の配慮 など

《環境負荷の少ない移動手段を選びましょう》

公共交通機関や自転車利用／エコカーの購入・利用／エコドライブ*の実践 など

《地域コミュニティ*の充実を図りましょう》

まち美化プログラムへの町内会などでの参加／地域の祭りや伝統行事への参加 など

田園・農地エリア

◆エリアの概要

梁川地域・保原地域をはじめとした、田畑や農村集落が広がるエリア



◆環境保全に関する主な課題

- ・ 環境負荷の少ない持続可能な農業の推進
- ・ 遊休農地*の利活用
- ・ 農村景観の保全と創出
- ・ 農村集落の生活環境の保全・向上
- ・ 法律に基づく農業残さなどの適正処理の徹底(野焼きの禁止)

◆環境配慮指針

《環境保全型農業に努めましょう》

農薬の適切な使用／エコファーマー*／地産地消*／農業バイオマス*利用 など

《遊休農地*の活用に努めましょう》

菜の花プロジェクト／地域産品の開発／市民農園 など

《農村集落の生活環境の保全と向上に努めましょう》

家畜排泄物の適正管理や利用促進、臭気対策／農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽の設置 など

《交流を通じて農業振興に努めましょう》

クライン・ガルテン*、グリーンツーリズム*などでの来訪者との交流 など

《多様な生物の生息・生育環境に努めましょう》

遊休農地*を活用したビオトープ*の整備／法面や圃場整備などにおける外来種*の侵入防止、在来植生の保全 など

森林・里山エリア

◆エリアの概要

霊山地域・月舘地域を中心とする、森林や里山で構成されたエリア



▲羽山



▲女神山



▲茶臼山

◆環境保全に関する主な課題

- ・ 荒廃森林の防止に向けた間伐や下草刈りなどの維持管理
- ・ 外来種*の防除
- ・ 遊びなどを通じた子ども達の自然体験の促進
- ・ 里山景観・森林景観の保全
- ・ 公共交通空白地域の解消
- ・ 不法投棄対策

◆環境配慮指針

《健全な森林整備を促進しましょう》

間伐・下草刈りの実施／地場産材の活用 など

《野生生物を保護・管理しましょう》

野生生物の実態把握・保護／開発に際する生態系*への配慮／外来種*対策／有害鳥獣による被害防止対策の推進 など

《自然とふれ合う場として活用しましょう》

森林環境学習・森林観察会の実施／自然体験型施設の充実／エコツーリズム* など

《公共交通機関の利便性向上に努めましょう》

デマンド型乗合タクシーの利用 など

《不法投棄防止に協力しましょう》

環境パトロール／意識啓発／家電製品の処理方法の周知／建設リサイクルの推進 など

河川・水辺エリア

◆エリアの概要

市内を流れる中小河川や大小の沼・ため池、農業水路などの周辺エリア



▲阿武隈川(伊達)



▲広瀬川(霊山)



▲古川(保原)

◆環境保全に関する課題

- ・ 河川への生活排水流入の防止、水質浄化
- ・ 広瀬川・古川の汚濁負荷軽減に向けた公共下水道や合併処理浄化槽などの計画的な整備・普及
- ・ 外来種*の防除
- ・ 自然と調和した河川の整備・管理
- ・ 人為的な作業ミスによる油流出事故の抑制

◆環境配慮指針

《河川の水質浄化に努めましょう》

公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置／産業排水処理への指導／意識の啓発／作業ミス防止による油の流出抑制 など

《自然と調和した水辺空間を整備しましょう》

多自然川づくり／親水空間の確保／ビオトープ*の創作 など

《水辺の安全管理を促進しましょう》

河川などの定期的な点検・改修 など

《生物の育成・生息環境の保全に努めましょう》

開発に際する生態系*への配慮／外来種*対策 など

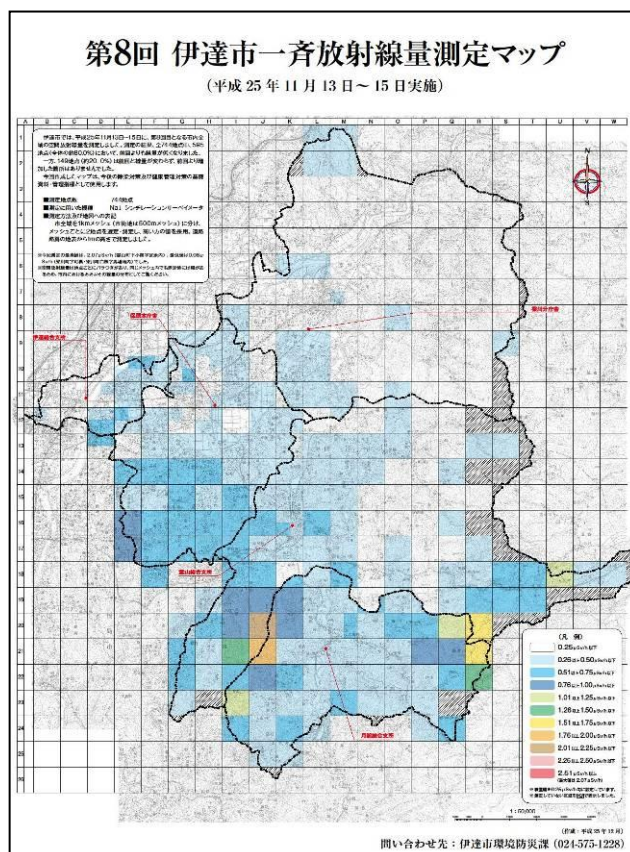
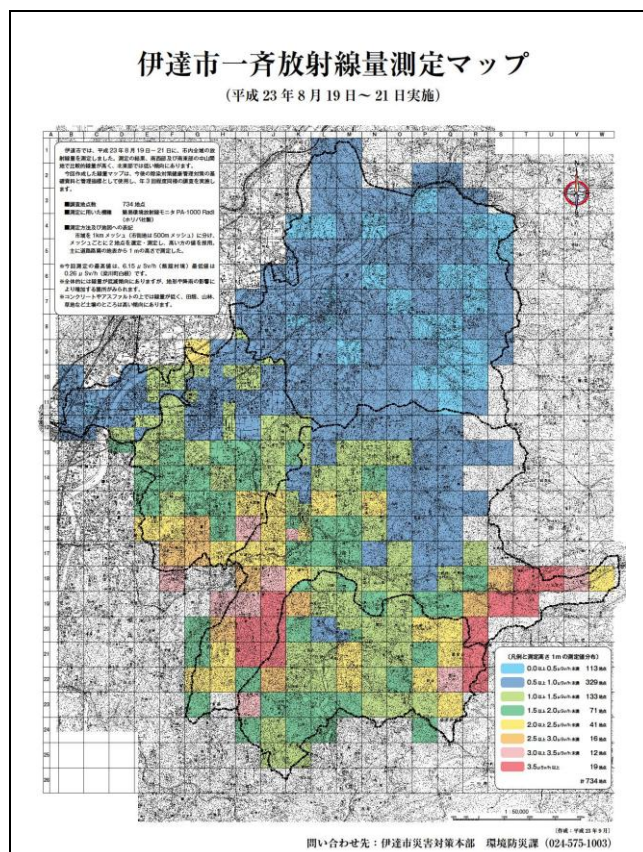
4 本市の放射線量

本市では、平成23年8月から定期的に市内の一斉放射線量測定を実施しています。
放射線量の推移は以下のとおりです。

第1回(平成23年8月)

⇒

第8回(平成25年11月)



本市の放射線量は、迅速に取り組んできた除染や自然減衰などの効果により、大幅に低減されてきていますが、山間部の一部などは現在でも比較的放射線量が高めなところもあります。

今後は、有効な放射線量低減対策を検討し取り組んでいくとともに、低線量下での健康管理対策などの安全・安心な生活の確保のための取り組みを行っていくことが重要です。

○市役所各庁舎の環境放射線量の推移

単位 $\mu\text{Sv/h}$

	H23.7	H23.11	H24.3	H24.7	H24.11	H25.3	H25.7	H25.11
保原本庁舎	0.75	0.55	0.45	0.39	0.36	0.36	0.30	0.29
梁川分庁舎	0.56	0.50	0.40	0.35	0.33	0.29	0.24	0.23
伊達総合支所	0.47	0.39	0.34	0.29	0.27	0.25	0.21	0.20
霊山総合支所	1.05	0.84	0.67	0.56	0.52	0.43	0.28	0.26
月舘総合支所	0.72	0.60	0.50	0.41	0.37	0.33	0.26	0.20

(測定値は計測月に測定した値の平均値)



福島県指定文化財
『旧亀岡家住宅』

第7章

計画の推進・進捗管理

第7章では、計画策定後の実効性を確保するために、市民や事業者、市などが協働して計画を推進・進捗管理していくための体制や手法、経済的障壁への対応方策などを整理しています。

1	計画の推進.....	96
2	計画の進捗管理	98
3	各種計画との整合.....	99
4	財源の確保と財政負担の最小化	99

第7章 計画の推進・進行管理

1 計画の推進

計画で定めた環境施策を実効的かつ効果的に推進していくため、市民や事業者、滞在者及び市(行政)が、それぞれの役割に基づいて主体的に考えて行動を実践し、環境保全に貢献していくための仕組みづくりに努めます。

(1) 市民・事業者との協働による計画の推進【(仮称)伊達市の環境を考える市民会議】

本計画の推進に当たっては、市のパートナーシップ組織(仮称)「伊達市の環境を考える市民会議」が推進母体となり、会議メンバー各自が地域や家庭、職場などにおいて率先して環境保全に取り組むことで、市民・事業者・市が協働して本計画の推進を図るとともに、環境保全に関する取り組みや各種活動の定着・拡大を図ります。

(2) 庁内の横断的な連携・調整による全庁的な推進【(仮称)伊達市環境基本計画庁内調整会議】

(仮称)伊達市環境基本計画庁内調整会議は、本計画の庁内における推進組織であり、庁内各課の横断的な連携・調整機関とします。

計画に位置づけた施策や事業の進捗状況の点検を行うとともに、課題の解決に向けた組織横断的な取り組みの推進を図ります。

(3) 各主体の取り組み促進

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民や事業者、滞在者などの環境保全施策に対する理解と積極的な参画が必要となります。そのためにも、市は本計画の目的や取り組み内容などについて、市民や事業者、滞在者、関係機関などに対して広く公表するとともに、その趣旨の徹底に努めます。

また、市民団体などが自発的に行う自然保護活動やリサイクル活動などの環境保全活動が促進されるよう、市は適切な促進策を検討するものとします。

【参考】伊達市環境基本条例 自発的活動の促進

第18条 市は、市民又は事業者若しくはこれらの者が組織する団体が自発的に行う緑化活動、自然保護活動又はリサイクル活動その他環境の保全などを図るための活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

【参考】伊達市環境基本条例 情報の提供

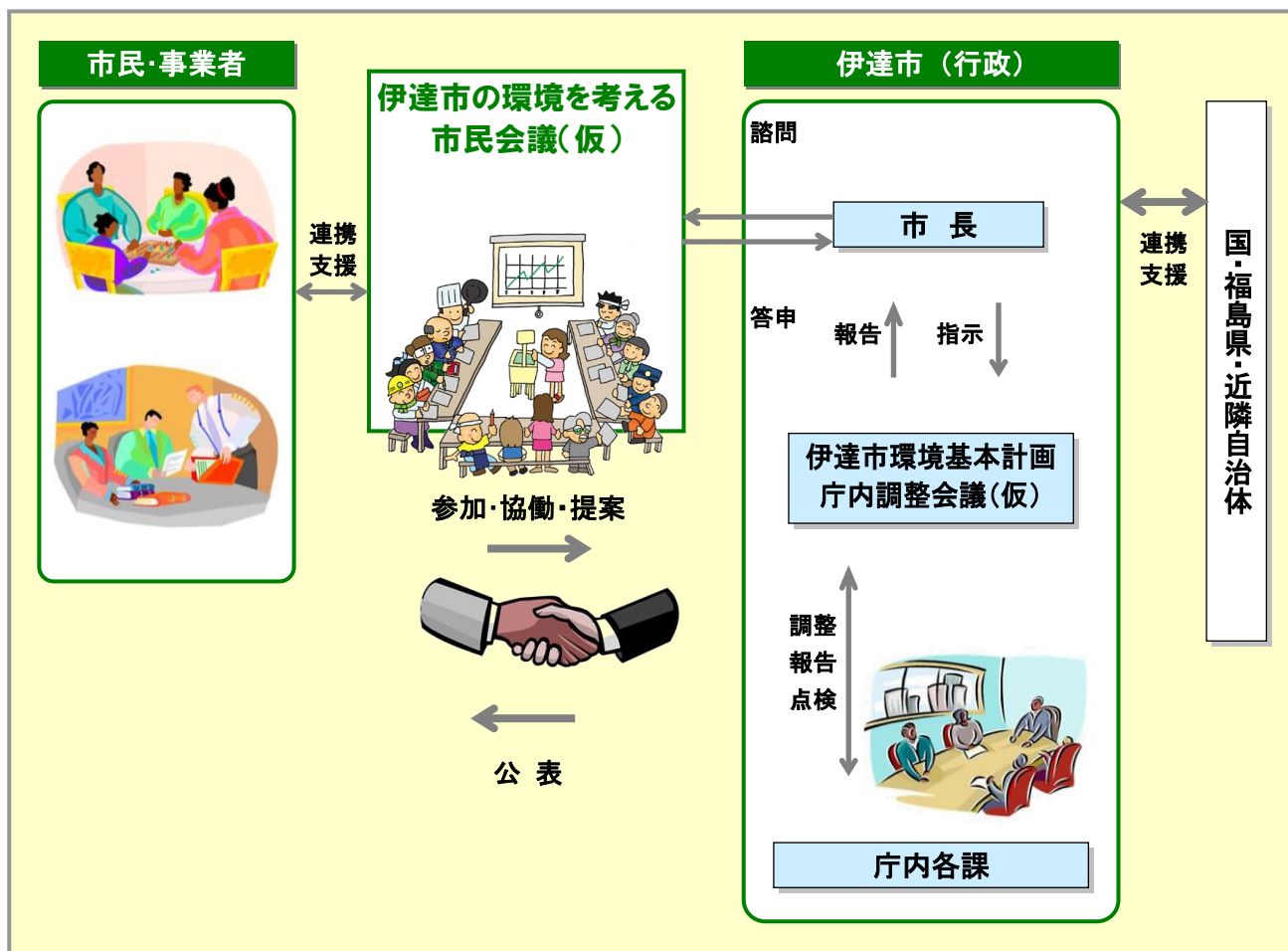
第19条 市は、環境の保全などに関する活動を促進するため、個人及び法人並びにその他団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全などに関する必要な情報の提供を行うものとする。

(4) 国や福島県、近隣自治体との連携による推進

河川の水質浄化対策や廃棄物対策など、広域に及ぶ環境問題の解決に向けて取り組むにあたっては、国や県、周辺自治体などの連携の下、効果的に施策を推進していきます。

【参考】伊達市環境基本条例 国、県及び他の市町村との連携

第20条 市は、環境の保全などを図るために広域的な取り組みが必要とされる施策について、国、県及び他の市町村と連携して、その推進に努めるものとする。



2 計画の進行管理

(1) 進行管理指標の活用

第4章で定めた進行管理指標(取り組み指標、成果指標、モニタリング指標*)を用い、毎年度の進行管理において定量的に環境施策の進捗状況や目標の達成状況を点検・評価します。

(2) 計画の進捗状況の点検・公表

本計画の進行管理を客観的に担保するため、伊達市環境基本条例第10条の規定に基づき、毎年度、点検・評価結果などを取りまとめて年次報告書を作成し、公表します。

市報や市ホームページなどを通じて広く環境の状況などを公表するとともに市民や事業者などの意見聴取に努めながら、計画の進捗状況の管理を適正に行います。

【参考】伊達市環境基本条例 年次報告

第10条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

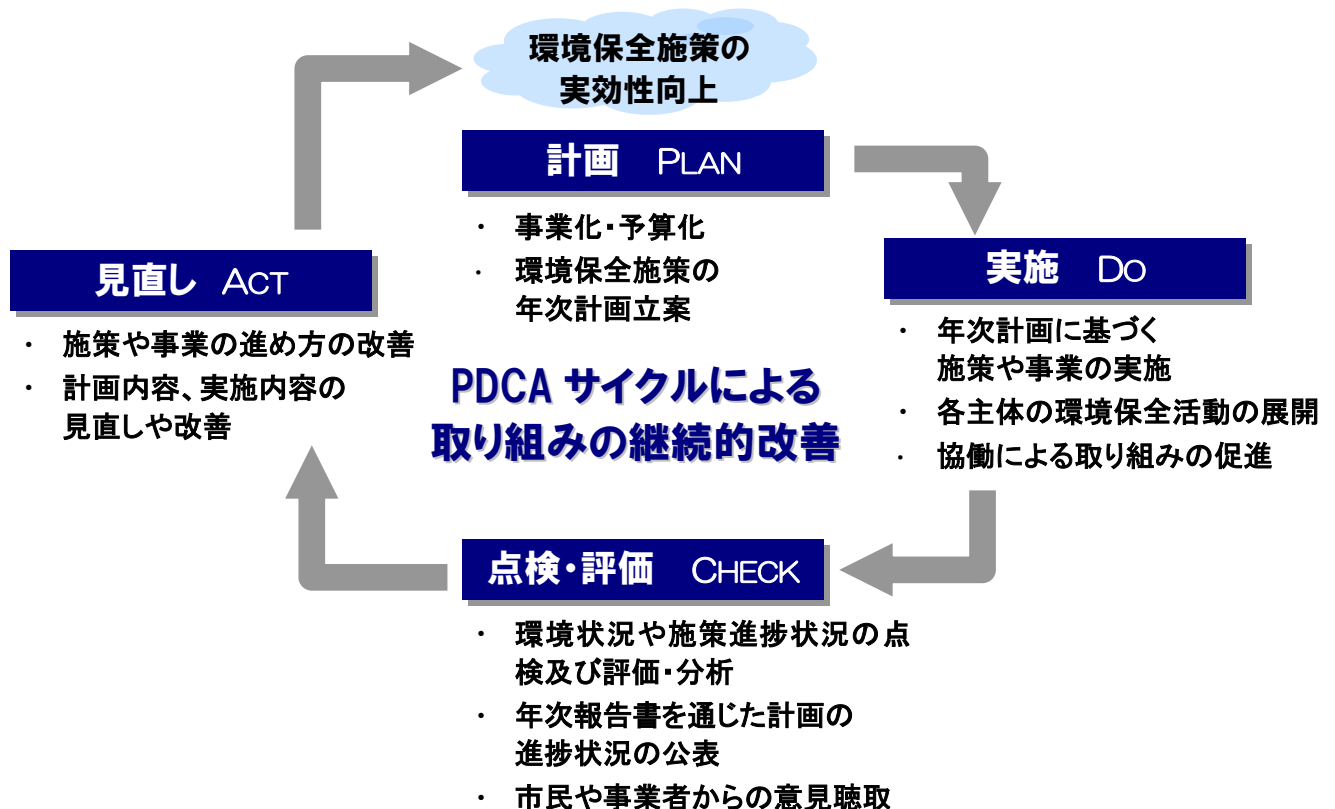
【参考】伊達市環境基本条例 意見の反映

第22条 市は、環境の保全などに関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(3) 計画の見直し

本来は、当初の計画期間の中間年にあたる平成27年度に中間見直しを行う予定でしたが、東日本大震災や原子力災害による環境変化への対応のため、予定を早めて平成25年度に見直しを行いました。

今後は、市の最上位計画である伊達市第一次総合計画の改定や本市の目標達成状況・施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討していきます。



3 各種計画との整合

この計画は、環境の保全及び創造に関する伊達市の最も基本となる計画であり、他分野の行政計画や行政施策であっても、本計画との間で環境の保全などに関しては整合が図られている必要があります。

このため、市の他の行政計画・行政施策のうち、環境の保全及び創造に関する部分については、本計画の基本的な方向に沿って策定・推進するとともに、必要に応じて見直しを図ることとします。

【参考】伊達市環境基本条例 施策の策定などに当たっての配慮

第11条 市は、環境の保全などに関する施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

4 財源の確保と財政負担の最小化

めざす環境像の実現に向け、計画に掲げる施策や事業を安定的かつ継続的に推進していくためには、適切な財政措置が必要です。

本市の厳しい財政状況の中でも本計画に掲げる多様な環境保全施策を着実に推進していくため、以下に示す手法を活用するなどし、円滑な計画推進を財政面から担保するように努めます。

【参考】伊達市環境基本条例 財政上の措置

第13条 市は、環境の保全などに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(1) 国や福島県などの補助・支援制度の活用

事業の実施・推進に必要な財源を確保するため、国や福島県などにおける市町村を対象とした環境保全に関する補助制度や支援制度の情報を幅広く収集し、積極的に制度の活用を検討します。

(2) 寄附金制度の活用

本市には、景観保全や森林整備など自然と共生するまちづくりに充当可能な、ふるさと納税制度があります。

この寄附金制度を活用し、環境の保全及び創造に関する事業を効果的に推進していくとともに、趣旨を広く理解してもらい、より多くの協力を得ることに努めます。

(3) 行政と市民・事業者との協働

今日の本市が抱える多様な環境問題に対し、全てについて迅速かつ適切に対応していくためには相応のコスト負担が必要となります。本市の厳しい財政状況の下、こうした需要全てに行政だけで対応することは現実的には困難です。

そこで、「伊達市行財政改革実施計画」や「伊達市集中改革プラン」を踏まえ、環境保全などに関する事務事業の民営化や外部委託化などの行政と市民・事業者との役割を見直すとともに、情報提供などを通じた市民などの参加と協働を進め、財政負担を抑えつつ事業の効率的・効果的な推進に努めます。

(4) 経済的手法の導入、普及促進

環境保全に関する市の経費負担を抑制しつつ効率的・効果的に取り組みを進めていくための手法として、「ESCO*事業」や「カーボンオフセット*」などの経済的手法の導入・普及促進を検討します。



伊達氏発祥の地
『高子岡城跡』

資料編

資料－１	伊達市環境基本条例.....	102
資料－２	計画改定の経過	105
資料－３	計画改定の体制	107
資料－４	市民意見（パブリックコメント）の概要.....	109
資料－５	用語解説	110

資料－１ 伊達市環境基本条例

目次

前文

第１章 総則（第１条―第７条）

第２章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等（第８条―第１０条）

第３章 環境の保全及び創造のための基本的施策（第１１条―第２２条）

第４章 地球環境の保全の推進（第２３条・第２４条）

附則

私たちの伊達市は、福島県の北部に位置し、東に阿武隈山系からなる霊山県立自然公園、西北に阿武隈川が流れ、西には吾妻連峰の山々が遠望できる福島盆地の中で、豊かな自然環境に恵まれ、自然と共生した生活を営みながら、それぞれの伝統や文化を創造してきた。

しかし、今日の豊かな生活とそれを支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、私たちを取り巻く身近な環境のみならず、すべての生存基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

もとより私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有しており、自然、歴史、文化を含め、ふるさと伊達市の住みよい豊かな環境を保全し、未来に継承する責務を担っている。

私たちは、生存の基盤である地球の環境が有限であり、自らが環境に影響を及ぼす存在であることを深く認識し、市、市民及び事業者並びに滞在者が協力し合って環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築し、自然と共生するやすらぎのあるまちづくりを目指して、この条例を制定する。

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、市民、事業者及び旅行者その他の滞在者（以下「滞在者」という。）の責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 環境 自然環境、生活環境、歴史的・文化的環境及び地球環境のうち、人間生活に影響を与えるものをいう。
- （２） 良好な環境 市民及び滞在者が、健康で文化的な生活を営むことができる環境の状態をいう。
- （３） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる

影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- （４） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生じる広範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- （５） 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全のことをいう。
- （６） 循環型社会 大量生産・消費・廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を計画的、組織的に取り組む社会をいう。
- （７） 低炭素社会 地球温暖化の主因とされる二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内に抑制することができるとする産業・生活システムを構築した社会をいう。

（基本理念）

- 第３条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境との共存を目指しつつ、これらを将来の世代へ継承されるよう適切に行わなければならない。
- ２ 環境の保全等は、環境への負荷の少ない活力のある健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されるように行わなければならない。
 - ３ 環境の保全等は、市、市民、事業者及び滞在者の公平な役割分担の下で、相互に連携しつつ適切に行わなければならない。
 - ４ 地球環境の保全は人類共通の課題であり、環境資源は有限であることを認識しつつ、将来に向けて健康で文化的な生活を確保するため、環境への負荷の低減と資源利用の抑制に努めなければならない。

（市の責務）

第４条 市は、基本理念に基づき、環境の保全等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務

を有する。

- 2 市は、市民、事業者及び滞在者が環境への理解を深めるための必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、施策の策定及び実施にあたっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他環境の保全等に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動にあたって、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他環境の保全等に必要な措置を講ずるとともに、資源の循環的な利用その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

（滞在者の協力）

第7条 滞在者は、基本理念に基づき、その滞在に伴う環境への負荷の低減及び環境の保全等に積極的に協力するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

（施策の基本方針）

第8条 市は、環境の保全等に関する計画の策定及び実施に当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- （1）市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- （2）生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- （3）人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。
- （4）持続可能な循環型社会の形成及び低炭素社会への転換を推進することにより、地球環境の保全に貢献すること。

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の方向
- （2）前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定するときは、市民、事業

者の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第10条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

（規制の措置）

第12条 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全等に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第13条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（財政的支援）

第14条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設整備その他環境の保全等に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、財政的支援を講ずるよう努めるものとする。

（開発事業に係る環境への配慮）

第15条 市は、土地の形質の変更、工作物の新設その他環境の保全等に支障を及ぼすおそれがある事業を行うおそれがある者に対し、あらかじめ当該事業が環境へ及ぼす影響について適正に配慮するよう必要な助言等を行うものとする。

（市の率先実行）

第16条 市は、自らが事業者及び消費者としての立場であるとの認識のもとに、環境の保全等に資する行為を率先して実行するものとする。

（環境教育及び環境学習の推進等）

第17条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに環境に関する広報活動の充実を図り、市民、事業者及び滞在者の環境に関する理解と環境の保全等に関する活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（自発的活動の促進）

第18条 市は、市民又は事業者若しくはこれらの者が組織する団体が自発的に行う緑化活動、自然保護活動又はリサイクル活動その他環境の保全等を図るための活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第19条 市は、環境の保全等に関する活動を促進するた

め、個人及び法人並びにその他団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全等に関する必要な情報の提供を行うものとする。

（国、県及び他の市町村との連携）

第 20 条 市は、環境の保全等を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、国、県及び他の市町村と連携して、その推進に努めるものとする。

（調査等の実施）

第 21 条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な調査、監視、測定等を行い、環境の状況を的確に把握するよう努めるものとする。

（意見の反映）

第 22 条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

第 4 章 地球環境保全の推進

（地球環境保全の推進）

第 23 条 市は、地球環境に与える負荷を低減するための施策に率先して取り組むとともに、地球環境の保全のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、地球環境の保全を推進するため、地球環境の状況その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（地球温暖化防止対策のための取組）

第 24 条 市は、地球温暖化の防止に資するため、市の自然的社会的条件を踏まえつつ、総合的かつ計画的な施策を策定し、推進するものとする。

2 市は、自らの事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるものとする。

3 市民、事業者及び滞在者は、その日常生活、事業活動及び滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自ら講ずるよう努めるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力しなければならない。

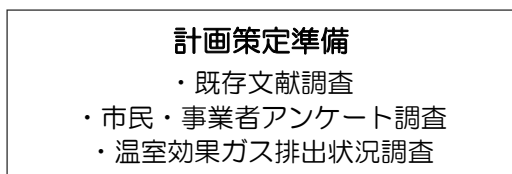
附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

資料－２ 計画改定の経過

■計画改定の手順

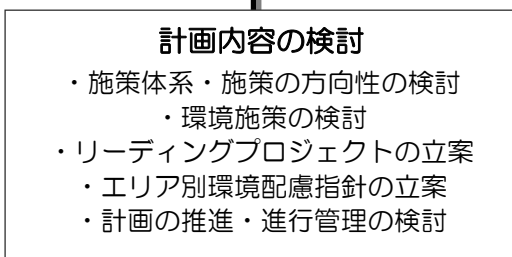
【平成21年度】



基礎調査報告書

伊達市の環境の特徴と課題の整理

【平成22年度】



伊達市環境基本計画策定

東日本大震災及び
東京電力福島第一原子力発電所事故
発生

【平成25年度】

環境基本計画改定作業開始
計画改定版骨子 作成

・めざすべき将来環境像の
サブタイトルの検討
・計画目標の検討

施策体系・環境施策・
進行管理指標などの再検討

リーディングプロジェクトの改定

計画書改定版素案の作成

パブリックコメント
実施

計画書改定版・概要版の作成

庁内調整会議

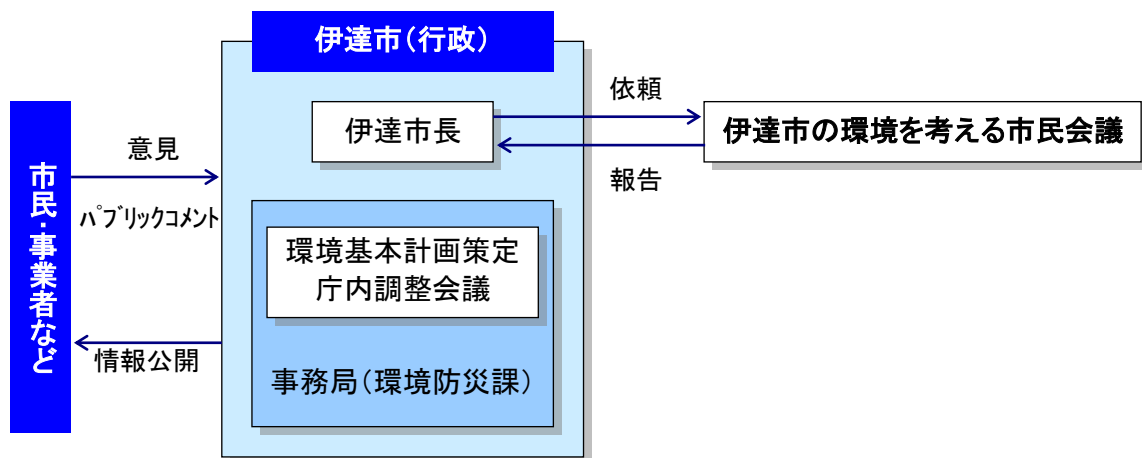
伊達市の環境を考える市民会議

■計画改定の経過

年	月 日	会 議 名 等	主な内容
平成 23 年	3 月	伊達市環境基本計画 策定	
	3 月 11 日	東日本大震災発生 東京電力福島第一原子力発電所事故発生	
平成 25 年	4 月	伊達市環境基本計画改定作業開始	
	6 月 25 日	環境基本計画策定庁内調整会議(第1回)	計画改定の概要
	6 月 28 日	伊達市の環境を考える市民会議(第1回)	計画改定の概要
	8 月 20 日	環境基本計画策定庁内調整会議(第2回)	環境施策、進行管理指標の検討
	8 月 28 日	伊達市の環境を考える市民会議(第2回)	伊達市の特徴と課題、めざす将来環境像、環境施策の検討
	11 月 15 日	伊達市の環境を考える市民会議(第3回)	めざす将来環境像サブタイトル、リーディングプロジェクトの検討
	11 月 27 日	環境基本計画策定庁内調整会議(第3回)	リーディングプロジェクトの検討、環境基本計画改定版素案の検討
	12 月 26 日	伊達市の環境を考える市民会議(第4回)	環境基本計画改定版素案の検討
平成 26 年	1 月～2 月	パブリックコメント実施	
	3 月	伊達市環境基本計画改定版 策定	

資料－３ 計画改定の体制

■計画改定の体制



■伊達市環境基本計画策定庁内調整会議

庁内調整会議は、伊達市環境基本計画の策定及び改定を総合的に推進するために設置され、環境防災課長を委員長、環境防災課環境係長を副委員長、及び以下に掲げる課に所属する職員のうち当該所属課長から推薦された職員を委員として構成されています。

◆委員名簿

役 職	所 属	役 職	所 属
委員長	市民生活部 環境防災課長	委員	建設部 土木課
副委員長	市民生活部 環境防災課 環境係長		建設部 都市計画課
委員	市長直轄 総合政策課		上下水道部 水道総務課
	市長直轄 健幸都市推進室		上下水道部 下水道課
	総務部 総務課		教育委員会 教育総務課
	財務部 財政課		教育委員会 学校教育課
	市民生活部 市民協働課		伊達総合支所
	市民生活部 放射能対策課		梁川総合支所
	産業部 農政課		保原総合支所
	産業部 農林整備課		霊山総合支所
	産業部 商工観光課		月舘総合支所
	健康福祉部 健康推進課		

■伊達市の環境を考える市民会議

伊達市の環境を考える市民会議は、伊達市環境基本計画の策定にあたり将来の環境像や市の環境施策及び市民、事業者の役割や具体的な取り組みなどを検討しました。

この会議は、市民や事業者の意識・意向を計画に反映するために設置され、学識経験者、各種団体代表者、公募委員などにより構成されています。

今回の計画改定にあたり、計画策定時の構成を基本として再度市民会議を組織し、検討を重ねてきました。

◆平成25年度 伊達市環境基本計画改定にかかる「伊達市の環境を考える市民会議」委員名簿

職域など	委員氏名	団体役職名など	備 考
アドバイザー 委 員	後 藤 忍	福島大学理工学群共生システム理工学類准教授(工学博士)	委員長
	古 山 友 美	福島県県北地方振興局県民環境部主幹兼副部長	
関 係 団 体	渡 邊 武	伊達市商工会 会長	
	石 津 伸 一	保原町商工会 理事	
	舟 山 健 一	伊達みらい農業協同組合 常務理事	
	大 友 靖 子	伊達市連合婦人会 庶務	
	渡 辺 里 加	伊達市PTA連絡協議会 会長	
	阿 部 真 吾	社団法人だて青年会議所 ひとつくり委員会副委員長	
	丹 野 善 一	伊達市観光物産協会 副会長	
	佐 藤 吉 則	伊達市小・中学校長会 会長	
	菅 野 正 明	福島県北森林組合 伊達事業所長	
	菅 野 幸 雄	うつくしま地球温暖化防止活動推進員、福島県環境保全推進員	副委員長
市民環境団体	島 田 久 也	特定非営利活動法人環境ワーキンググループ伊達 理事庶務	
	伊 藤 丈 夫	高子沼を楽しむ会 庶務	
	小 野 博 良	広瀬川に鮭をもどす会霊山協力会 事務局	
	一 条 恒 男	古川を美しくする会 会長	
	遠 藤 稔	エコクラブだて 事務局長	
事 業 者	佐 藤 健一郎	保原町工業団地懇話会 事務局長	
	横 山 光 衛	ヤナガワテクノパーク会 理事	
	佐 藤 隆	伊達市建設業協会 副会長	
公 募 委 員	斎 藤 和 美		
	木 内 啓三郎		
	田 中 直 樹		
	舟 山 紘 二		
	高 橋 栄 子		

資料－４ 市民意見(パブリックコメント)の概要

本計画の改定にあたっては、計画改定版素案に対して市民の皆さんから意見を募集しました。

- (1)意見募集期間 平成26年1月27日(月)～平成26年2月10日(月) (15日間)
- (2)意見提出者・件数 意見の提出はありませんでした。

資料－5 用語解説

【あ行】

● インセンティブ

誘発する効果、刺激する効果を意味します。

● エコアクション21(EA21)

環境省のガイドラインに基づく認証・登録制度で、中小企業などにおいても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮の手法です。

● エコキュート

エコキュートとはヒートポンプ式給湯器の総称です。大気中から熱を吸収して、その熱を利用してお湯を沸かすシステムです。燃焼しないため、排気がなくクリーンで、エネルギー効率が高い特徴があります。

● エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたをいいます。

● エコドライブ

環境負荷の低減に配慮した自動車の運転方法で、アイドリングストップや加減速の少ない運転、タイヤの空気圧の適正化などに心がけた運転を指します。

● エコファーマー

1999年施行の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(持続農業法)に基づいて、化学肥料や農薬の使用を減らした農家で、各都道府県の知事が認定した農家を指します。

● エネファーム

家庭用燃料電池の総称です。都市ガスから「水素」を取り出し、空気中の酸素と化学反応させ、電気を作り出します。そして、その際に発生する熱で、お湯も同時に作り出します。

● エネルギーマネジメントシステム

情報通信技術(ICT)を活用して、家庭・オフィスビル・工場などのエネルギー(電気やガスなど)の使用状況をリアルタイムに把握・管理し、最適化するシステムのことで、

● 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのことをいいます。「京都議定書」では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン(HFC)類、パーフルオロカーボン(PFC)類、六ふっ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められています。

【か行】

● カーボンオフセット

カーボンオフセットとは、日常生活や経済活動において、どうしても排出が避けられない温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。イギリスを始めとした欧州、米国などでの取り組みが活発であり、我が国でも民間での取り組みが広がりつつあります。

● カーボンフットプリント

資源採掘から製造、販売、廃棄に至るまで、商品のライフサイクル全般にわたって排出された温室効果ガスをCO₂排出量に換算して表したものの、「炭素の足跡」という意味。商品パッケージなどにCO₂排出量をラベル表示して“見える化”することで、事業者の温暖化抑止への取り組みを消費者にアピールし、環境に配慮した購買行動を促すために用いられます。

● 外来種

本計画における外来種とは、主に外来生物法で指定される特定外来生物(海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。)を指します。

● 環境再生

本計画では、「損なわれた環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加し、環境保全・再生・創造などに取り組むこと」と定義しています。

● 環境報告書

事業者が、事業活動に係る環境配慮の方針、計画、取り組みの体制などの状況をまとめ、公表するための報告書のことをいいます。

● 環境放射線モニタリング

生活環境にある放射線を測定、監視することをいいます。

● 環境マネジメントシステム(EMS)

企業や行政などの組織が環境負荷の低減などの環境活動を継続的に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プロセスが明確化されたものです。

● 間伐材

間伐とは、森林を育てるために森林に適度な光を入れ、木の過密化を解消するために木を間引くという作業をいい、間引かれた木材を間伐材といいます。

● クラインガルテン

自治体などが農家から農地を借り、小さく区画して、庭のない都市生活者に貸し出す場所・仕組みをいいます。市民は週末などに来て花や野菜、果物などを栽培して楽しむことができます。

● クールビズ

環境省が提唱する、ネクタイなし上着なしのスタイルで職場の冷房を 28 度に保った状態で涼しく働ける夏のビジネス用軽装の愛称です。

● グリーン経営認証

交通運輸産業を対象に、環境保全に取り組むために創設された環境認証制度。交通エコロジー・モビリティ財団が認定機関となり、環境パフォーマンス評価 ISO14031 やISO14001 の考え方に基づき作成された認証基準により審査され、一定のレベル以上の環境保全の取り組みを行っている事業者の事業所に対して認証・登録されます。

● グリーンツーリズム

緑豊かな農山村地域において、農林業の体験をするなど、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことをいいます。

● グリーン電力証書

自然エネルギーを普及させるため、日本自然エネルギー株式会社が発行する証書。A社が自然エネルギー電力を使いたいと希望した場合、代行して発電会社に依頼し、自然エネルギーで発電した証として発行します。A社は自然エネルギーの普及をサポートする会社として社会的に認められることとなります。

● 健幸都市

健幸都市は、「ウェルネス＝健幸(身体面の健康だけではなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること)」をまちづくりの中核に位置づけ、住民が健幸で元気に幸せに暮らせる新しい都市モデルです。それを伊達市では、「Smart Wellness city(スマートウェルネスシティ)」・「健幸都市」と表現しています。

● 健康の森

本計画では、遊歩道や散策コースなどが整備され、市民が気軽に散策できるような里山のことを指しています。

● 光化学オキシダント

工場や自動車から排出された窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する酸化性物質の総称です。光化学スモッグ(地表での光化学オキシダントの濃度が高くなる現象)の原因となるものです。

● コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定地域及びその人々の集団をいいます。地域社会あるいは地域共同体などが該当します。

【さ行】

● 再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーです。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生・供給されるため、地球環境負荷が少なく、新エネルギー(中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・雪氷熱・温度差・バイオマスなど)、大規模水力・波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさします。温室効果ガスを排出することなくエネルギーを得られるため、地球温暖化対策の一つとしても重要視されています。

● 市民共同発電

一般市民の小口出資や寄附などによる出資で、太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用した発電を行おうとするものです。売電収入を出資者に還元したり、新たな環境活動の資金にしたりする事例もあります。

● 循環型社会

持続可能な社会を生み出すために、生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効利用、さらに環境負荷を最小限に抑えることなどをめざす社会をいいます。大量生産・大量消費・大量廃棄に代わる考え方として使われています。

● 省エネラベリング制度

家電製品やガス石油機器の省エネ性能の高さを比較検討しやすくするために、2000年8月にJIS規格として制定されました。国が定めた目標値である省エネ基準の達成率やエネルギー消費効率を表示したラベルを製品に、自主的に表示できます。

● 水源かん養機能

雨水などを地下に浸透させ、保持し、水源を確

保する機能のことをいいます。かん養された地下水は浄化され、長時間かけて河川に還元されます。かん養機能を有する森林や水田などが減少すると、保水・防災機能が低下し、洪水や渇水を引き起こす原因となります。

● スマートグリッド

情報通信技術を活用することによって、電力の需要と供給を常時最適化する、次世代の電力網のことです。水力・火力など既存の発電施設と風力・太陽光発電など新エネルギーによる分散型電源を制御し、効率・品質・信頼性の高い電力供給システムの構築をめざします。

● スマートシティ

IT や環境技術などの先端技術を駆使して街全体の電力の有効活用を図ることで、省資源化を徹底した環境配慮型都市のことです。再生可能エネルギーの効率的な利用を可能にするスマートグリッド、電気自動車の充電システム整備に基づく交通システム、蓄電池や省エネ家電などによる都市システムを総合的に組み合わせたまちづくりが行われます。

● 3R(スリーアール)

リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)の言葉の頭文字Rをとって、3つあるので3R(スリーアール)といいます。

● 生態系

太陽光線、土、水、大気、野生生物の5つの要素が互いに関係しあいながら循環していることをいいます。

【た行】

● 地産地消

地域でとれた農産物を地域の人たちが消費することをいいます。地産地消の推進により生産者と消費者の物理的、心理的距離を縮め消費者のニーズに応えた生産や、農業への理解を促進することが期待されています。

● 中山間地域

一般的には「平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域」(農業白書・平成元年度)とされています。

● 低公害車

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、低燃費・低排出ガス車など大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷の少ない自動車を総称していいます。

● 低燃費車

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準(トップランナー基準)の早期達成車で、ディーゼル車については、2005年目標、ガソリン車については2010年目標を早期に達成した車のことをいいます。

● デポジット制度

製品価格に一定金額の「デポジット(預託金)」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度をいいます。「預かり金払い戻し制度」と言うこともあります。

● トレーサビリティ

食品などの生産から加工・流通・販売までの過程を明確に記録し、商品からさかのぼって確認できるようにすることをいいます。生産履歴管理システムともいいます。

【な行】

● 農地・水・環境保全向上対策事業

地域の大切な資源である農地、農業用水路などの生産基盤を守り、農業の質の向上を図るとともに、農村環境の向上を図ることを目的とした事業であり、農家だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などが地域ぐるみで行う効果の高い活動や、環境にやさしい農業などの先進的な営農活動に対して、総合的に支援を行っています。

【は行】

● パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや電車などの公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステムのことをいいます。渋滞の緩和だけでなく環境負荷の低減も期待されます。

● バイオディーゼル燃料(BDF)

生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称をいいます。菜種油、ひまわり油などの植物油、魚油や牛脂などの獣脂、てんぷら油などの廃食用油などが原料となりえます。

● バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがあります。

● ハイブリッド車

ガソリン・エンジンやディーゼル・エンジンなどの内燃機関と電気モータを搭載する自動車のことをいいます。内燃機関を搭載するため排気ガスは出ますが、通常のガソリン車などに比べて、二酸化

炭素などの排出量が少ないことが特徴です。

● ビオトープ

ドイツ語でBio(生物)、Top(所)を意味します。学術上、生物圏の地域的な基本単位を指し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられています。

● フィフティフィティプログラム

もともとドイツで始まった「フィフティ・フィフティ」と呼ばれるプログラムで、公立小中学校などにおいて、生徒や教職員が協力して省エネ活動を行い、節減できた光熱水費をすべて自治体の財政にもどすのではなく、半分はその学校に還元する仕組み。省エネ教育を行いながら、自治体の経費を節減し、地球温暖化防止にも貢献する「一石三鳥」のプログラムとして注目を集めています。

● フードマイレージ

英国で提唱された「Food Miles」の考え方に基づき、農産物の輸送による環境負荷を数値化するために考えられた指標のこと。農産物の輸送量に輸送距離を乗じて算出されます。

● 浮遊粒子状物質

粒子状物質のうち、粒子の直径が10マイクロメートル以下のものです。慢性の呼吸器疾患の原因となるものです。

● 放射性物質

放射線を出す能力(放射能)を持つ物質です。原子力災害で住民の健康への影響が問題となることが多いのは、放射性のヨウ素131やセシウム134、セシウム137などで、半減期は、ヨウ素131が約8日、セシウム134が約2年、セシウム137が約30年です。

【ま行】

● モニタリング指標

目標値の設定が困難又は不適當であるが、定期的に状況を把握し、公表することが望ましいものです。

● モビリティマネジメント

コミュニケーションを介して、自家用車中心の移動から、公共交通を利用した移動への転換を、利用者に心理的に訴えていく取り組みのことをいいます。

【や行】

● 有機栽培

化学肥料を施肥する農法に対して、堆肥やコンポストなど有機肥料を施肥し、無農薬または低農薬で作物を作る農法のことをいいます。

● 遊休農地

「農業経営基盤強化促進法」で規定された用語で、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいいます。

【B】

● BOD

「Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)」の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のことで、単位は一般的に mg/l で表わします。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

【E】

● ESCO

ESCO事業とは、エナジー・サービス・カンパニー(Energy Service Company)の頭文字を取って「エスコ」と読みます。ビルや工場などの建物の省エネに関する包括的なサービス(省エネルギー診断・設計・施工・導入設備の保守・運転管理・事業資金調達など)をESCO事業者が提供し、それによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証し、削減した光熱水費の中からESCOサービス料と顧客の利益を生み出す事業で、従来の公共工事とは異なる形態。ESCO事業は1970年代に米国で始まったビジネス形態だが、1990年代後半から我が国にも導入されてきています。事業期間は十数年程度が多い。

【I】

● ISO14001

国際標準化機構(ISO: International Organization for Standardization)が定めた環境マネジメントシステムに関する国際標準規格のことをいいます。企業や団体が、環境方針、目標、計画及びその実施体制を定め、計画を実施するとともに、その実施状況や環境改善効果を点検し、必要に応じて計画や実施方法を見直す仕組みを導入することにより、継続的改善を進めるものです。

【P】

● PM2.5

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、特に粒径の小さいもの(直径 2.5 マイクロメートル以下の微小粒子状物質)をいいます。自然由来以外に、自動車の排気ガスなどに含まれます。肺の奥まで入りやすく、肺がんや呼吸系・循環器系への影響が懸念されることから、欧米諸国では、独自の項目として環境目標値を設定しています。日本においても平成21年に環境基準が設定されました。

伊達市環境基本計画

改定版

発行日 2014年（平成26年）3月

■企画・編集 伊達市 市民生活部 環境防災課 環境係
■発行者 伊達市

〒960-0692

福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

TEL 024-575-1228

FAX 024-576-7199

HP アドレス <http://www.city.date.fukushima.jp>

E-mail kankyo@city.date.fukushima.jp